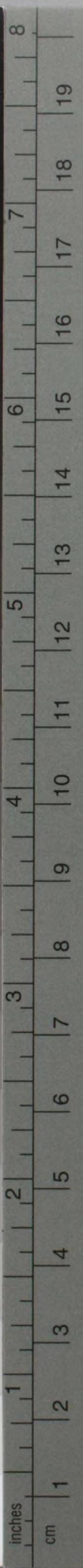


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

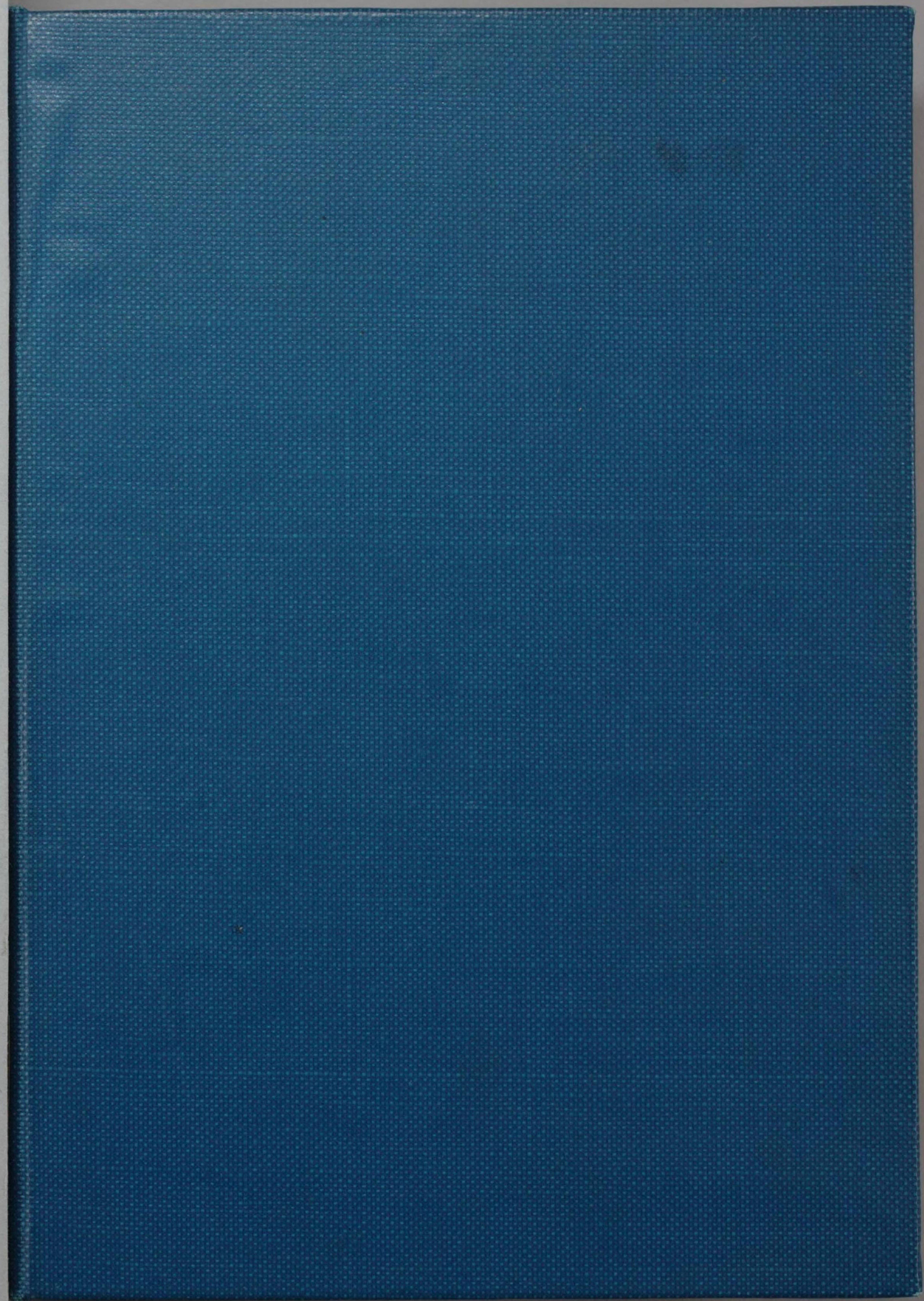
A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

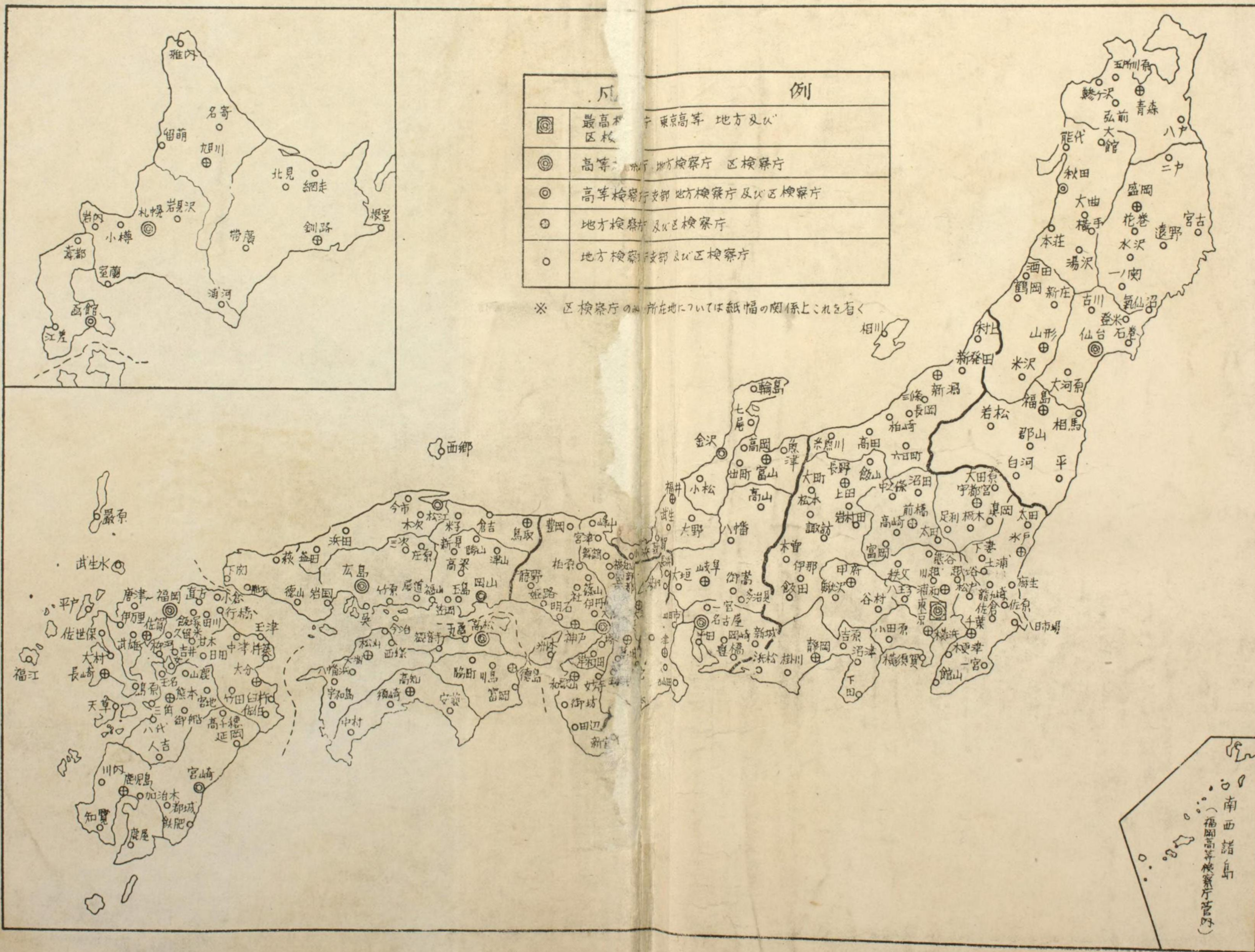
© Kodak, 2007 TM: Kodak


Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
1	2	3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25	26	27



全國檢察廳所在一覽

官庁納入





FD-56

法務一覽

昭和 23 年

法務府

D-56

法 務 一 覽

昭 和 23 年 度

327.036

319.23
H617h

緒言

1. 本書は法務廳の機構とその業務運営の状況を概観するのに便ならしめるために編さんしたもので、明治5年以來引きつづいて刊行された約80年の歴史を持つ司法一覽の前例に従ったものであるが、以下の點で多少の改良を加えた。
(イ) 法務廳本廳の各局課の目的・内容・業務の状況などを明らかにし、中央の活動を一般に周知せしめるにつとめた。(ロ) その他全般にわたつて資料を増加した。殊に統計は終戦後正式の報告の刊行が非常に遅れるので、さしあたりまとまつたもののできるだけ多く取り入れた。(ハ) あまり重要性のないと思われる諸資料は、從來かかげたものでも整理した。
2. 本書の取扱つた期間は、原則として昭和22年10月1日から昭和23年9月30日までである。これも前例に従っている。この間昭和23年2月15日に、司法省が解體されて、新たな使命をもつた法務廳が発足した。そこで、統計その他の資料も、この法務廳を基礎として、すなわち昭和23年2月15日を起算點として、作られたものが多い。司法省時代の裁判所に關する事項は、すでに昭和22年版で省略されているので、本書もこれに従つた。
3. 以下の點について御諒承を願いたいと思う。
(イ) 資料によつては、比較のため舊年度のもののかかげ、また特に現況を知る必要の大なるものなどについて、昭和23年10月以降のものをふくめたものもあつて、その間多少の不統一があること。(ロ) 資料の収集については、大に努力したけれども、各種の事情で完全に當該年度の分をもらさず集めることはできなかつたこと。(ハ) 諸統計の數字は、正式に責任の部局から公刊される前の暫定的集計にかかるものが少くないので、後に訂正されることあるべきこと。
4. 本書の利用の價値を今後さらに高めるために、各位から腹藏なき御批判をたまわり改善の資といたしたい。

昭和23年6月

寄贈

国立国会
法務府法制意見第四局資料課
図書館

469606

法務省図書印

内 容

- 一 緒言
- 二 法務廳關係機構一覽圖表
- 三 法務廳設置法 [附 法務廳設置法等の一部を改正する法律
法務廳設置に伴う法令の整理に關する法律]..... 1頁
- 四 法務廳分課規定 8
- 五 本廳の部 17
 - (一) 局課分掌業務内容及び業務の實施狀況 19
 - 1 官 房 21
 - 2 檢 務 部 27
 - 3 法 制 部 37
 - 4 法務調査意見部 41
 - 5 訟 務 部 50
 - 6 法務行政部 60
 - (二) 本廳定員 [附 現在人員] 77
 - (三) 本廳職員豫算定員沿革 77
 - (四) 法務廳所管昭和23年度歳入豫算 78
 - (五) 法務廳所管昭和23年度歳出豫算 79
 - (六) 法務廳所管昭和23年國有財産現在額 81
 - (七) 法務廳所管昭和23年度歳入徴收調 84
 - (八) 法務廳所管昭和23年度支出濟額 86
 - (九) 法務廳所管昭和22年度國有財産無償貸付狀況 89
 - (一〇) 法務廳所管昭和22年度國有財産増減及び現在額總計 89
- 六 檢察廳の部 93
 - (一) 檢察廳法 96
 - (二) 檢 察 廳 100
 - (三) 檢 察 官 122

(四) 最高檢察廳	127頁
(五) 檢察廳における業務の實施概況	128
七 附屬機關の部	143
(一) 法務廳研修所	145
(二) 刑務所・拘置所	149
(三) 刑務官練習所	179
(四) 司法事務局	187
(五) 國立國會圖書館支部法務圖書館	233
八 司法保護事業	235
(一) 少年審判所	237
(二) 矯正院	247
(三) 司法保護委員會	255
(四) 刑務委員會	269
九 理事會の部	273
(一) 解散團體財產賣却理事會	275
一〇 委員會の部	277
(一) 檢察官適格審査委員會	279
(二) 副檢事選考委員會	283
(三) 辯護士審査委員會	287
(四) 辯護士試補考試委員會	291
(五) 高等試驗委員會	295
(六) 經濟關係罰則調査委員會	295
(七) 制限會社法令調査委員會	295

統 計 表

數 表

1 法務總裁意見處理狀況一覽表	44頁
2 民事訴訟各省別調……民事訴訟事件一覽表	53
3 稅務爭訟事件處理狀況……稅法別事件處理狀況	55
4 財務局別事件發生狀況	56
5 行政爭訟事件處理狀況……行政事件事項別事件數表	58
6 行政事件關係官廳別事件數表……行政事件當事者別事件數表	59
7 檢察官事務總件數と檢察官定員との比照累年比較	124
8 昭和23年9月末における檢察官捜査事件の未済人員	126
9 昭和23年9月末における公訴取消、檢察官の強制處分	126
10 隱退藏事件處理の概要	129
11 全國地檢・區檢事件受理狀況一覽表	137
12 昭和22年度罪名別捜査事件の受理、處理、未處理件數人員表	139
13 政令二〇一號違反事件取締の概況	135
14 刑務所の經費累年表	157
15 在監者平均一人當り刑務所經費累年表	157
16 一日平均在監者累年表	159
17 新受刑者の刑名、刑期別累年表	159
18 新受刑者の罪名別……罪名犯數別……種族別各累年表	160
19 在監者の作業累年表	167
20 作業の收入支出	167
21 作業の賃金額並びに一人當り平均額累年表	169
22 指紋對照數及び前科發見總數累年表	169
23 刑務事故一覽表	175
24 最近三ヶ年及び本年六月迄に於ける月別逃走件數	176
25 供託金件數及び金額	212
26 供託有價證券件數及び金額	212
27 戶籍事務を取扱ふ役場數……取扱件數表	215
28 公證人の收入區別(昭和21・22年)	218
29 少年審判所取扱事件	241
30 府縣別少年審判所取扱事件、少年保護事件受理數	243
31 少年保護團體數内譯……犯罪内譯	244
32 矯正院收容定員及び現在人員調	249
33 矯正院保護少年	253
34 司法保護委員會保護事件處理狀況	266

35	司法保護委員觀察保護狀況……………	267頁
36	少年、準少年犯罪人員調……………	305
37	公務員の職務に關する犯罪人員調……………	300
38	被疑者の處理結果調……………	301
39	猶豫者、釋放者、保護團體、收容保護狀況（昭和21・22年度）…	302
40	猶豫者、釋放者、保護團體、收容保護期間（昭和21・22年度）…	304
41	猶豫者、釋放者、保護團體、一時保護狀況（昭和21・22年度）…	304
42	ポツダム勅令關係違反事件法令別人員調……………	306
43	財政關係法令違反事件受理並處理人員調……………	307
44	財政關係法令違反事件法令別人員調……………	310
45	財政關係法令違反事件月別調表……………	312
46	經濟統制關係事件未處理人員調……………	312
47	全國經濟統制關係法令違反事件檢察廳受理及處理人員月別調…………	314
48	經濟統制關係法令違反事件法令別人員調……………	315
49	租稅關係法令違反事件受理並びに處理人員調……………	316
50	酒類密造關係法令違反事件受理並びに處理人員調……………	318
51	酒類密造關係法令違反事件法令別人員調……………	321
52	專賣法關係法令違反事件受理並びに處理人員調……………	321

圖 表

1	犯罪地地方別最近10ヶ年の新受刑者總數……………(表紙うら)	
2	全國刑務所所在地一覽……………	171
3	刑務官吏と在監者との割合……………	156
4	受刑者の入出監累年表……………	158
5	新受刑者の年齢別……職業別……教育別各累年表……………	164
6	司法保護事業機構一覽……………	236
7	司法保護團體一覽……………	256
8	財政關係法令違反事件人員調……………	309
9	財政(稅法)專賣法關係法令違反事件人員調……………	311
10	酒稅法違反事件人員……………	323
11	農地關係法令違反人員……………	324
12	全國檢察廳所在地一覽……………(末尾)	

三 法務廳設置法 (昭和22年12月17日 法律第193號)

第一條 政府における法務を統轄させるため、内閣に、法務總裁を置く。

法務總裁は、法律問題に關する政府の最高顧問として、内閣並びに内閣總理大臣及び各省大臣に對し、意見を述べ、又は勸告する。

法務總裁は、檢察事務及び檢察廳に關する事項、内閣提出の法律案及び政令案の審議立案、條約案の審議、内外法制の調査、國の利害に關係ある争訟、恩赦、犯罪人の引渡、感籍、戶籍、外國人の登録、登記、供託、人權の擁護、行刑並びに司法保護に關する事項その他の法務に關する事項、昭和二十一年勅令第百一號の規定による政黨、協會その他の團體の結成の禁止等に關する事項、聯合國最高司令官の要求に基く正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願豫備將校であつた者等の調査等に關する事項並びに昭和二十二年勅令第一號の規定による覺書該當者の觀察等に關する事項を管理する。

第二條 法務總裁は、その地位に最もふさわしい者の中から、内閣總理大臣がこれを命ずる。その者は國務大臣でなければならない。

法務總裁たる國務大臣は、内閣法にいう主任大臣とする。

行政官廳法第四條乃至第七條の規定は、法務總裁にこれを準用する。但し、同法第六條中「省令」とあるのは、「法務廳令」と讀み替えるものとする。

第三條 法務總裁の下に、檢務長官、法制長官、法務調査意見長官、訟務長官及び法務行政長官を置く。

各長官は、總裁を助けて、夫々各長官總務室及び所屬各局の事務を指揮監督する。

各長官の外、法務總裁の下に、法務總裁官房長を置く。

官房長は、總裁を助けて、總裁官房の事務を指揮監督する。

第四條 法務總裁の管理する事務は、法務廳でこれを掌る。

第五條 法務廳に、官房の外、各長官の指導監督の下に、各長官總務室及び左の區分により左の局を置く。

檢務長官

檢務局

特別審査局

法制長官

法制第一局

法制第二局

法制第三局

法務調査意見長官

調査意見第一局

調査意見第二局

資料統計局

訟務長官

民事訟務局
稅務訟務局
行政訟務局
法務行政長官
民事局
人權擁護局
矯正總務局
成人矯正局
少年矯正局

各長官總務室は、夫々その長官所屬の各局の指揮監督に關する事務を掌る。

第六條 檢務局においては、左の事務を掌る。

- 一 檢察事務及び檢察廳に關する事項
- 二 恩赦に關する事項
- 三 犯罪人の引渡に關する事項
- 四 犯罪捜査の科學的研究に關する事項
- 五 司法警察職員の教養訓練に關する事項
- 六 犯罪の豫防その他刑事に關する事項で他の所管に屬しないもの

特別審査局においては、左の事務を掌る。

- 一 昭和二十一年勅令第百一條の規定による各種團體の結成の禁止及び解散等に關する事項（第十條第一項第十號に規定する事項を除く。）
- 二 連合最高司令官の要求に基く正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願豫備將校であつた者等の調査等に關する事項
- 三 昭和二十二年勅令第一號の規定による覺書該當者の觀察等に關する事項

第七條 法制第一局においては、主として外事、財政又は金融に關する事項その他法制第二局又は法制第三局の所掌に屬しない事項に係る法律案及び政令案の審議立案並びに條約案の審議に關する事務を掌る。

法制第二局においては、主として産業、經濟、運輸又は通信に關する事項に係る法律案及び政令案の審議立案に關する事務を掌る。

法制第三局においては、主として法務、文教、厚生又は勞働に關する事項に係る法律案及び政令案の審議立案に關する事務を掌る。

法制長官は、特に必要があると認めるときは、臨時に各局所掌の事務を変更することができる。

第八條 調査意見第一局においては、司法制度、民事及び刑事に關する内外及び國際法制並びにその運用に關する調査研究に關する事務を掌る。

調査意見第二局においては、調査意見第一局の所掌に屬するもの以外の内外及び國際法制並びにその運用に關する調査研究に關する事務を掌る。

資料統計局においては、左の事務を掌る。

- 一 内外の法令その他法制に關する資料の収集、整備及び編纂に關する事項
- 二 法務に關する統計に關する事項
- 三 法令の周知徹底に關する事項

前三項に規定するものの外、調査意見第一局、調査意見第二局及び資料統計局は、夫々その所掌事務に應じて第一條第二項の規定による意見の陳述又は勸告に關する事務を掌る。

第九條 民事訟務局においては、民事に關する争訟に關する事務を掌る。

稅務訟務局においては、租稅及び關稅に關する事務を掌る。

行政訟務局においては、稅務訟務局の所掌に屬するもの以外の一切の行政に關する争訟に關する事務を掌る。

第十條 民事局においては、左の事務を掌る。

- 一 國籍に關する事項
- 二 戶籍に關する事項
- 三 外國人の登録に關する事項
- 四 登記に關する事項
- 五 供託に關する事項
- 六 公證に關する事項
- 七 司法書士に關する事項
- 八 司法事務局に關する事項
- 九 昭和二十一年勅令第百一號の規定による政黨の登録に關する事項
- 十 昭和二十一年勅令第百一號の規定による政黨、協會その他の團體の財産の接收及び處理等に關する事項

十一 民事に關する事項で他の所管に屬しないもの

人權擁護局においては、左の事務を掌る。

- 一 人權侵犯事件の調査及び情報収集に關する事項
- 二 民間における人權擁護運動の助長に關する事項
- 三 人身保護に關する事項
- 四 貧困者の訴訟援助に關する事項
- 五 その他人權の擁護に關する事項

矯正總務局においては、左の事務を掌る

- 一 犯罪人に對する行刑及び保護に關する企畫及び事務の調整に關する事項
 - 二 刑務所、拘置所、少年審判所、矯正院その他の官公立の少年矯正施設に關する事項
 - 三 矯正職員の教養訓練に關する事項
 - 四 犯罪人の指紋に關する事項
 - 五 行刑及び司法保護に關する事項で他の所管に屬しないもの
- 成人矯正局においては、左の事務を掌る。
- 一 成人に對する刑及び未決勾留の執行に關する事項

二 成人犯罪人の保護に関する事項

三 成人に対する司法保護事業に関する事項

少年矯正局においては、左の事務を掌る。

一 少年に対する刑及び未決勾留の執行に関する事項

二 少年裁判所によつて保護處分に付された少年犯罪人の保護に関する事項

三 少年裁判所によつて保護處分に付された少年に対する司法保護事業に関する事項

第十一條 官房においては、左の事務を掌る。

一 皇統譜副本の保管に関する事項

二 機密に関する事項

三 總裁の官印及び應印の管守に関する事項

四 所管行政の考査に関する事項

五 公文書類の接受、發送、編纂及び保存に関する事項

六 職員の進退身分に関する事項

七 辯護士及び辯護士會に関する事項

八 法務廳研修所に關する事項

九 經費及び収入の豫算、決算、會計及び會計の監査に関する事項

十 法務廳及びその所管各廳の管理に屬する財産及び物品に関する事項

十一 渉外事務に関する事項

第十二條 第五條第二項及び第六條乃至前條の規定により所掌部局の定まらない事務の所掌については、法務總裁の定めるところによる。

第十三條 この法律に定めるものの外、法務廳の職員及び廳外機關について必要な事項は政令でこれを定め、廳内各局、各長官總務室及び官房の分課について必要な事項は、法務總裁が、これを定める。

附 則

第十四條 この法律は、公布の後六十日を経過した日から、これを施行する。

第十五條 法務總裁は、昭和二十四年三月三十一日までは、從來司法大臣の管理に屬した私立の矯正施設に関する事務を管理する。但し、昭和二十三年四月一日からは、政令の定めるところにより、右施設の運営について、厚生大臣と協議しなければならない。

法務總裁は、昭和二十三年三月三十一日までは、從來司法大臣の管理に屬した少年の保護に関する事務を引き継ぎ管理し、罪を犯す虞のある少年に関する事務は、少年審判所によつて保護處分を受けた少年に関するものを除いては、同年四月一日から、これを厚生大臣の管理に移すものとする。

法務總裁は、第一項の施設の収容者に関する記録を審査し、罪を犯した少年及び少年裁判所によつて保護處分を受けたその他の少年は、昭和二十四年三月三十一日までに、これを官公立の矯正施設に移し、私立の矯正施設は、同日限り、これを廢止しなければならない。法務總裁は、前項の移管が終了するまでは、厚生大臣と協力して、すべての私立矯正施設が高い標準において管理され及び運営されるよう、これを嚴重に監督しなければならない。

(附)

法務廳設置に伴う法令の整理に関する法律 (昭和22年12月17日) 法律第195號

第一條 司法省は、これを廢止する。この目的のために司法省官制は、これを廢止する。

第二條 法制局は、これを廢止する。この目的のために内閣法の一部を次のように改正する。

第十二條中「及び法制局」及び第三項を削り、同條第四項中「前二項」を「前項」に改める。

第三條 行政官廳法の一部を次のように改正する。

第九條中「及び法制局」を削る。

第十條中「及び法制局」、「夫々」、「及び法制局長官」、「各」及び「又は法制局」を削る。

第十一條中「及び法制局」を削る。

第十二條中「、内閣官房及び法制局」を「及び内閣官房」に改める。

第四條 衆議院議員選舉法の一部を次のように改正する。

第十條第三號を次のように改める。

3 削除

第五條 國家公務員法の一部を次のように改正する。

第二條中「五 法制長官」を「五 法務廳の各長官」に改める。

第六條 裁判所法の一部を次のように改正する。

第四十一條第二項中「司法次官」を「法務廳の各長官、法務總裁官房長」に、「司法事務官司法教官」を「法務廳事務官、法務廳教官」に改める。

第四十二條第二項及び第四十四條第一項第四號中「司法事務官」を「法務廳事務官」に、「司法教官」を「法務廳教官」に改める。

第七條 檢察廳法の一部を次のように改正する。

「司法大臣」を「法務總裁」に改める。

第十九條第一項第三號中「司法次官」を「法務廳の各長官、法務總裁官房長」に、「司法事務官」を「法務廳事務官」に、「司法教官」を「法務廳教官」に改める。

第八條 警察法の一部を次のように改正する。

第四條第二項第七號中「總理廳」を「總理廳及び法務廳」に改める。

第九條 官吏任用敍級令の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「法制局長官、」を削る。

第十條 官吏分限令の一部を次のように改正する。

第一條中「法制局長官、」を削る。

第十一條 官吏懲戒令の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「法制局」を「法務廳」に改める。

第二十三條第一項中「、法制局」を削り、「法制局長官」を「内閣官房長官、法務廳ニ在リテハ法務總裁官房長」に改める。

第十二條 大正十二年勅令第五百二十八號（司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行ふべき者の指定等に関する件）の一部を次のように改正する。

「司法大臣」を「法務總裁」に、「司法事務官」を「法務廳事務官」に改める。

第十三條 左に掲げる法令中「司法大臣」を「法務總裁」に、「司法省」を「法務廳」に改める。

赦恩法

矯正院法

供託法

刑事訴訟法

公證人法

小切手法

司法書士法

少年法

手形法

逃亡犯罪人引渡條例

非訟事件手續法

不動産登記法

辯護士法

昭和二十二年法律第五十四號（私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）

第十四條 左に掲げる法令中「主務大臣」を「法務總裁」に改める。

感籍法

明治三十一年法律第二十一號（外國人を養子又は入夫となす法律）

外國人登録令

昭和二十一年勅令第百一號（政黨、協會其の他の團體の結成の禁止等に関する件）

昭和二十一年内務省令第三十號（正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願豫備將校であつた者の調査に関する件）

第十五條 他の法令中「司法大臣」とあるのは「法務總裁」と、「司法省」とあるのは「法務廳」と読み替えるものとする。

第十六條 この法律に定めるものの外、法務廳設置法の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第十七條 この法律は、公布の後六十日を經過した日から、これを施行する。

第十八條 この法律施行前における司法次官、司法事務官及び司法教官の在職は、裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條並びに檢察廳法第十九條の規定の適用につい

ては、夫々法務廳の各長官、法務廳事務官及び法務廳教官の在職とみなす。

法務廳設置法等の一部を改正する法律 （昭和23年6月30日） 法律第66號

第一條 法務廳設置法（昭和二十二年法律第九十三號）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「昭和二十三年七月一日」を「昭和二十四年一月一日に、同條第二項中「昭和二十三年六月三十日」を「昭和二十三年十二月三十一日」に、「同年七月一日」を「昭和二十四年一月一日」に改める。

第二條 昭和二十二年法律第六十五號（裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律）等の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第十號）の一部を次のように改正する。

第四條中「昭和二十三年六月三十日」を「昭和二十三年十二月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

行政官廳法 （昭和22年4月18日） 法律第69號

施行 昭和22年5月3日（附則）

改正 昭和22年法律第195號

改正 昭和22年法律第239號

改正 昭和23年5月31日 法律第45號

改正 昭和23年6月30日 法律第65號

四 法務廳分課規程

法務廳において、分課規程を次のように定め、昭和23年2月15日から、これを施行した
(官報 昭和23年3月24日)

法務廳分課規程

(沿革) 昭和23年2月15日秘書第10號法務總裁訓令
同年4月26日秘書第106號一部改正
同年9月15日秘書第290號一部改正

第一條 檢務長官總務室においては、檢務長官所屬各局の指揮監督に關する事務を掌る。

第二條 檢務局に總務課、恩赦課、刑事課、勞働社會課、經濟第一課及び經濟第二課を置く。

總務課においては、左の事務を掌る。

- 一 檢察廳の組織及び運営に關する事項
- 二 犯罪人の引渡に關する事項
- 三 他の課の所掌に屬しない事項

恩赦課においては、左の事務を掌る。

- 一 恩赦に關する事項
- 二 犯罪人名簿に關する事項
- 三 刑の執行指揮に關する事項

刑事課においては、左の事務を掌る。

- 一 勞働社會課、經濟第一課及び經濟第二課に屬しない刑事事件の檢察及び犯罪の豫防に關する事項
- 二 司法警察職員の教養訓練に關する事項
- 三 犯罪捜査の科學的研究に關する事項

勞働社會課においては、左の事務を掌る。

- 一 勞働關係事件の檢察及び犯罪の豫防に關する事項
- 二 麻藥關係事件その他公衆衛生又は社會福祉關係事件の檢察及び犯罪の豫犯に關する事項

經濟第一課においては、左の事務を掌る。

- 一 經濟統制關係事件の檢察に關する事項
- 二 經濟統制の勵行確保に關する刑事に關する事項

經濟第二課において、左の事務を掌る。

- 一 經濟民主化及び經濟再建關係事件の檢察及び犯罪の豫防に關する事項
- 二 租稅關係事件の檢察及び犯罪の豫防に關する事項
- 三 租稅關係事件の檢察及び犯罪の豫防に關する事項
- 四 その他經濟統制以外の經濟關係事件の檢察及び犯罪の豫防に關する事項

第三條 特別審査局に總務課、調査課及び監査課を置く。

總務課においては、左の事務を掌る。

- 一 聯合國最高司令官の要求に基く正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願豫備將校であつた者等に關する調査及び登録に關する事項

- 二 他の課の所掌に屬しない事項

調査課においては、左の事務を掌る。

- 一 昭和二十一年勅令第百一號の規定による各種團體の結成の禁止及び解散並びにこれらの團體に關する事項

監査課においては、左の事務を掌る。

- 一 昭和二十二年勅令第一號の規定による覺書該當者の登録に關する事項
- 二 昭和二十二年勅令第一號の規定による覺書該當者の監査に關する事項

第四條 法制長官總務室においては、法制長官所屬各局の指揮監督に關する事務を掌る。

第五條 法制第一局においては、主として外事、財政又は金融に關する事項その他法制第二局又は法制第三局の所掌に屬しない事項に係る法律案及び政令案の審議立案並びに條約案の審議に關する事務を掌る。

第六條 法制第二局においては、主として産業、經濟、運輸又は通信に關する事項に係る法律案及び政令案の審議立案に關する事務を掌る。

第七條 法制第三局においては、主として法務、文教、厚生又は勞働に關する事項に係る法律案及び政令案の審議立案に關する事務を掌る。

第八條 法務調査意見長官總務室においては、法務調査意見長官所屬各局の指揮監督に關する事務を掌る。

第九條 調査意見第一局においては、左の事務を掌る。

- 一 司法制度、民事及び刑事に關する内外及び國際法制並びにその運用に關する調査研究に關する事項
- 二 前項に關連する内閣並びに内閣總理大臣及び各省大臣に對する意見の陳述又は勸告に關する事項

第十條 調査意見第二局においては、左の事務を掌る。

- 一 調査意見第一局の所掌に屬するもの以外の内外及び國際法制並びにその運用に關する調査研究に關する事項
- 二 前項に關連する内閣並びに内閣總理大臣及び各省大臣に對する意見の陳述又は勸告に關する事項

第十一條 資料統計局に法規課、資料課及び統計課を置く。

法規課においては、左の事務を掌る。

- 一 内外法令の収集及び整備に關する事項
- 二 法令集の編纂及び刊行に關する事項
- 三 法令の周知徹底に關する事項
- 四 資料統計局の所掌事務に關連する内閣並びに内閣總理大臣及び各省大臣に對する意見の陳述及び勸告に關する事項

五 他の課の所掌に属しない事項

資料課においては、左の事務を掌る。

- 一 法制に関する資料の収集、整備及び編纂に関する事項
- 二 判例の収集及び整備に関する事項
- 三 圖書に関する事項

統計課においては、左の事務を掌る。

- 一 法務に関する統計の整備、改善及び企画に関する事項
- 二 民事統計に関する事項
- 三 刑事統計に関する事項
- 四 矯正統計に関する事項
- 五 人権擁護統計に関する事項
- 六 統計資料の編纂及び刊行に関する事項
- 七 その他法務に関する統計に関する事項

第十二條 訟務長官總務室においては訟務長官所屬各局の指揮監督に関する事務を掌る。

第十三條 民事訟務局に第一課、第二課及び第三課を置く。

第一課においては、第二課及び第三課の所掌に属しない民事に関する争訟に関する事務を掌る。

第二課においては、國家賠償に関する争訟に関する事務を掌る。

第三課においては、運輸及び遞信に関する争訟に関する事務を掌る。

第十四條 稅務訟務局に第一課、第二課及び第三課を置く。

第一課においては、關稅その他第二課及び第三課の所掌に属しない稅務に関する争訟に関する事務を掌る。

第二課においては、所得稅及び法人稅に関する争訟に関する事務を掌る。

第三課においては、間接稅に関する争訟に関する事務を掌る。

第十五條 行政訟務局に第一課、第二課及び第三課を置く。

第一課においては、第二課及び第三課の所掌に属しない行政に関する争訟に関する事務を掌る。

第二課においては、財政及び金融關係の行政に関する争訟に関する事務を掌る。

第三課においては、産業及び經濟關係の行政に関する争訟に関する事務を掌る。

第十六條 法務行政長官總務室は、法務行政長官所屬各局の指揮監督に関する事務を掌る。

第十七條 民事局に第一課、第二課、第三課、第四課、第五課及び第六課を置く。

第一課においては、左の事務を掌る。

- 一 司法事務局に関する事項
- 二 公證に関する事項
- 三 供託に関する事項
- 四 司法書士に関する事項
- 五 財政、金融、運輸及び通信に関する民事（第四課の所掌に属するものを除く。）に

關する事項

六 他の課の所掌に属しない事項

第二掌においては、左の事務を掌る。

- 一 民事に関する事項
- 二 戶籍に関する事項
- 三 寄留に関する事項
- 四 文教、厚生及び商工に関する民事（第四課の所掌に属するものを除く。）に関する事項

第三課においては、左の事務を掌る。

- 一 非訟事件に関する事項
- 二 不動産登記に関する事項
- 三 商業登記に関する事項
- 四 法人の登記その他の登記に関する事項
- 五 外事及び農林に関する民事（第四課の所掌に属するものを除く。）に関する事項

第四課においては、左の事務を掌る。

- 一 商事に関する事項
- 二 經濟民主化及び經濟再建に関する民事に関する事項
- 三 經濟統制に関する民事に関する事項

第五課においては、左の事務を掌る。

- 一 昭和二十一年勅令第百一號の規定による政黨の登録に関する事項
- 二 昭和二十一年勅令第百一號の規定による政黨、協會その他の團體の財産の接收及び處理等に関する事項

第六課においては、左の事務を掌る。

- 一 國籍に関する事項
- 三 外國人の登録に関する事項
- 三 労働に関する民事（第四課の所掌に属するものも除く。）に関する事項

第十八條 人権擁護局に第一課、第二課及び第三課を置く。

第一課においては、左の事務を掌る。

- 一 人権擁護に関する企画に関する事項
- 二 民間における人権擁護運動の助長に関する事項
- 三 人権擁護に関する啓蒙及び宣傳に関する事項
- 四 他の課の所掌に属しない事項

第二課においては、左の事務を掌る。

- 一 人権侵犯事件の調査に関する事項
- 二 人権侵犯事件に関する情報の収集に関する事項

第三課においては、左の事務を掌る。

- 一 人身保護その他人権に對する侵害の排除及び被害者の救済に関する事項

二 貧困者の訴訟援助に関する事項

三 國選辯護に関する事項

第十九條 矯正總務局には、拘禁課、作業課、醫療科學分類課、教育課、職員課、統計課及び豫算管理課を置く。

矯正總務局に於ては、矯正施設における矯正事業につき、この規程によつて、成人矯正局及び少年矯正局に屬しない企畫並びに運営方策及び手續に関する總ての事項を掌る。

拘禁課においては、左の事務を掌る。

一 收容、紀律、拘禁、保安（法廷における保安を含む。）、満期釋放及びその他の釋放等常務を運営する通常手續の設定に関する事項

（火災、地震、暴動及び脱獄等の事故を含む。）

二 矯正施設の巡閲及び調査に関する事項

作業課においては、左の事務を掌る。

一 作業の企畫、指導及び運営に関する事項

二 果進處遇に基く優遇並びに收容者の性格、行狀、努力及び成績、收容者の善行、收容者に對する善時制及び賃金の支拂を含むその他の制度に基く優遇に関する事項

醫療科學分類課においては、左の事務を掌る。

一 收容者の處置につき、科學的措置の採用に関する事項

二 收容者の臨時的な分禁、分類及び配置に関する事項

三 收容者の給養、保健及び衛生に関する事項

四 指紋及び個人識別に関する事項

教育課においては、左の事務を掌る。

一 職業教育、特殊教育及び訓練の助長に関する事項

二 少年に對して必要な特殊教育及び訓練の調査及び實驗に関する事項

三 收容者の元氣恢復（レクリエーション）に関する事項

職員課においては、左の事務を掌る。

一 矯正職員の教育、實務研修及び厚生に関する事項

二 矯正職員の配置及び職種、分類、俸給、紀律及び職責の勸告等に関する事項

統計課においては、左の事務を掌る。

一 罪名別、犯行地域別、年齢別、性別、刑期別及び收容の施設別に分けた收容者數を含む行刑統計の集收、作表及び評價に関する事項

豫算管理課においては、左の事務を掌る。

一 所要豫算の要求及び物資の要求を含む豫算の管理の勸告等に関する事項

二 新規建築の候補敷地の選定及びそれに使用できる材料及び既存建物の適切な維持、用度品及び設備を含む行刑計畫の立案及び促進に関する事項

第二十條 成人矯正局においては、左の事務を掌る。

一 成人に對する刑及び未決拘留の執行に関する事項の中専ら現行法規に基き又は中央成人犯罪者豫防更生委員會（ナオパルス）設置の後、それに基き成人犯罪者の假釋

放又はその他の形式の釋放をすることに關する事項

註（成人矯正局長は犯罪者に關する裁判官の概要書、檢察官の勸告書、新入調書、分類、決定及びその他の公式の報告について、これらがどの程度に成人受刑者に對し研究實施せられたか、及びどの程度にこれ等の生活習性、態度、善惡等の價值觀念及び社會的役割を改善し、その結果これ等の者の假釋を勸告することを慎重考慮する根據となるに充分な實效を挙げたかを判定するものとする。）

二 監獄法及び關係法規の修正及び改正に関する事項

三 成人の假釋放及び釋放につき刑務委員會制度の實施に関する事項

四 成人の猶豫者及び釋放者の監督に関する事項

五 成人につき司法保護委員會及び司法保護委員の監督に関する事項

六 成人犯罪者に對し、私設の司法保護をなす者の監督に関する事項

七 中央成人犯罪者豫防更生委員會（ナオパルス）及び地方成人犯罪者豫防更生委員會（ダオパルス）の設置の準備に関する事項

八 中央成人犯罪者豫防更生委員會（ナオパルス）が設置された場合においては、その運営に伴う成人犯罪者に關する事項につき法務行政長官を代表する事項

第二十一條 少年矯正局においては、左の事務を掌る。

一 少年に對する刑及び未決拘留の執行に関する事項中専ら現行法規に基き又は中央少年犯罪者豫防更生委員會（ナイオパルス）設置の後、それに基き、少年犯罪者の假釋放又はその他の形式の釋放をすることに關する事項

註（少年矯正局長は犯罪者に關する裁判官の概要書、分類、決定及びその他の公式の報告について、これがどの程度に少年受刑者に對し研究實施せられたか、及びどの程度にこれらの者の生活、習性、態度、善惡等の價值觀念及び社會的役割を改善しその結果これ等の者の釋放を勸告することを慎重考慮する根據となるに充分な實效を挙げたかを判定するものとする。）

二 少年法、矯正院法及び關係法規の修正及び改正に関する事項

三 少年の假釋放及び釋放につき刑務委員會制度の實施に関する事項

四 少年の猶豫者及び少年の釋放者の監督に関する事項

五 少年につき司法保護委員會、司法保護委員及び少年保護司の監督に関する事項

六 少年犯罪者に對し私設の司法保護をなす者の監督に関する事項

七 中央少年犯罪者豫防更生委員會（ナイオパルス）及び地方少年犯罪者豫防更生委員會（ダイオパルス）の設置の準備に関する事項

八 中央少年犯罪者豫防更生委員會（ナイオパルス）及び地方少年犯罪者豫防更生委員會（ダイオパルス）が設置された場合においては、その運営に伴う少年犯罪者に關する事項につき法務行政長官を代表する事項

十 私立の矯正施設の廢止の準備に関する事項（左の事項に關する勸告書の作成の事務を含む。）

イ 敷地の選定、地域並びに教育及び文化施設との距離に関する明細書

ロ 矯正院の本来の完全さを保たしめ、且つ、過剰收容を防止するため現在及び將來の施設に對する收容者の配置の轉換

ハ 官公立矯正院に轉換運營される私立の矯正施設の收容者の處遇、訓練及び更正

第二十二條 官房に秘書課、人事課、會計課、渉外課及び情報課を置く。

秘書課においては、左の事務を掌る。

- 一 皇統譜副本の保管に關する事項
- 二 機密に關する事項
- 三 總裁の官印及び廳印の管守に關する事項
- 四 所管行政の考査に關する事項
- 五 官制に關する事項
- 六 法務廳の分課規程に關する事項
- 七 公文書類の接受、發送、編纂及び保存に關する事項
- 八 他の課の所掌に屬しない事項

人事課においては、左の事務を掌る。

- 一 職員の進退身分に關する事項
- 二 辯護士及び辯護士會に關する事項
- 三 公證人及び司法書士の身分に關する事項
- 四 職員の試験及び考査に關する事項
- 五 法務廳及びその所管各廳の職員の定員及び配置に關する事項
- 六 職員の給與及び紀律に關する事項
- 七 法務廳研修所に關する事項

會計課は、これを總務室、經理室、營繕管財室及び用度室に分ち、左の區分により左の事務を掌る。

總務室

- 一 會計の監査に關する事項
- 二 傭人の使役及び監督並びに廳内の取締に關する事項
- 三 職員共済組合に關する事項
- 四 職員の厚生に關する事項
- 五 他の課の所掌に屬しない事項

經理室

- 一 經費及び收入の豫算、決算及び會計に關する事項
- 二 定期貸及び据置貸の編入に關する事項
- 三 歳入徴收官所管の歳入徴收事務に關する事項
- 四 支出官所管の經費の支出及び支出證明に關する事項

營繕管財室

- 一 營繕工事の設計及び實施に關する事項
- 二 營繕の企畫に關する事項

三 營繕に關する經理計畫に關する事項

四 法務廳及びその所管各廳の管理に屬する財産に關する事項

用度室

- 一 物品の調達、賣買及び保管に關する事項
- 二 物品の出納及び保管に關する事項
- 三 物品の需給調整に關する事項
- 四 沒收品その他國庫歸屬物品の處理に關する事項
- 五 物品會計の經理計畫に關する事項

渉外課においては、左の事務を掌る。

- 一 聯合國軍官憲との連絡に關する事項
- 二 連絡調整事務局その他關係官廳との渉外事務の連絡に關する事項
- 三 聯合國軍の指令及び覺書等の接受及び連絡に關する事項
- 四 渉外關係資料の収集、保存及び整備に關する事項
- 五 通譯及び翻譯に關する事項
- 六 聯合國軍官憲に對する文書の發送に關する事項

情報課においては、法務廳の所管事務に關する宣傳及び啓發に關する事務を掌る。

第二十三條 各長官總務室、各課及び會計課の各室に夫々主幹、課長及び室長一人を置く主幹、課長及び室長は一級又は二級の法務廳事務官又は法務廳技官を以て、これに充て、會計課長は、會計課總務室長を兼ねる。

主幹、課長及び室長は、上官の命を受けて、各長官總務室の室務、課務又は會計課各室の室務を掌る。

第二十四條 官房長又は各局長は、必要があると認めるときは、官房又はその局内の一の課に屬する事務を適宜他の課において處理させることができる。

第二十五條 第一條乃至第二十二條の規定により所掌部局の定まらない事務の所掌については、法務總裁の定めるところによる。

五 本 廳 の 部

- (一) 局課分掌事務内容及び業務の實施狀況 ……19頁
- (二) 本廳定員 ……77頁
- (三) 本廳職員豫算定員沿革 ……77頁
- (四) 法務廳所管昭和23年度歳入豫算 ……78頁
- (五) 全 歳出豫算 ……79頁
- (六) 全 國有財産現在額 ……81頁
- (七) 全 歳入徴收調 ……84頁
- (八) 全 支出済額 ……86頁
- (九) 法務廳所管昭和22年度國有財産無償貸付狀況 ……89頁
- (一〇) 法務廳所管昭和22年度國有財産増減及び現在額總計 ……89頁

(一) 局課分掌事務内容及び業務の實施狀況 ……19頁

1 官	房	……………	21頁
	秘 書 課		
	人 事 課		
	會 計 課		
	涉 外 課		
	情 報 課		
2 檢 務 部		……………	27頁
	長 官 總 務 室		
	檢 務 局		
	總 務 課		
	恩 赦 課		
	刑 事 課		
	勞 働 社 會 課		
	經 濟 第 一 課		
	經 濟 第 二 課		
	特 別 審 查 局		
	總 務 課		
	調 查 課		
	監 査 課		
3 法 制 部		……………	37頁
	長 官 總 務 室		
	法 制 第 一 局		
	法 制 第 二 局		
	法 制 第 三 局		
4 法 務 調 査 意 見 部		……………	41頁
	長 官 總 務 室		
	調 査 意 見 第 一 局		
	調 査 意 見 第 二 局		
	資 料 統 計 局		
	法 規 課		
	資 料 課		
	統 計 課		

5 訟 務 部50頁

- 長 官 總 務 室
- 民 事 訟 務 局
 - 第 一 課
 - 第 二 課
 - 第 三 課
- 稅 務 訟 務 局
 - 第 一 課
 - 第 二 課
 - 第 三 課
- 行 政 訟 務 局
 - 第 一 課
 - 第 二 課
 - 第 三 課

6 法 務 行 政 部60頁

- 長 官 總 務 室
- 民 事 局
 - 第 一 課
 - 第 二 課
 - 第 三 課
 - 第 四 課
 - 第 五 課
 - 第 六 課
- 人 權 擁 護 局
 - 第 一 課
 - 第 二 課
 - 第 三 課
- 矯 正 總 務 局
 - 拘 禁 課
 - 作 業 課
 - 醫 療 科 學 分 類 課
 - 教 育 課
 - 職 員 課
 - 統 計 課
 - 豫 算 管 理 課
- 成 人 矯 正 局
- 少 年 矯 正 局

五——(一)——1

官 房

- 祕 書 課.....22頁
- 人 事 課.....22頁
- 會 計 課.....24頁
- 涉 外 課.....24頁
- 情 報 課.....25頁

秘書課

設置法第一一條

分規程第二二條第一・二項

A 目的

所管行政の考査、公文書類の處理その他分課規程所定の事務を行う。

B 内容

皇統課副本の保管、總裁の官印および廳印の管守、所管行政の考査、官制および法務廳の分課規程に関する事務、公文書類の接受、發送、編さんおよび保存その他機密に関する事務および他の課の所掌に屬しない事務を行う。

C 人員表

級別	豫算定員	實在人員
官 12級		1
官 11級		1
吏 9級	二級官 3	3
吏 8級		× 1 1
吏 7級		× 1 1
級 6級	三級官 8	3
級 5級		× 1 1
給 臨時職員 5級	1	1
給 雇 6級	19	1
給 雇 5級		2
給 雇 4級		5
給 雇 3級		7
給 雇 2級		2
料 傭人 2級	6	1
料 傭人 1級		5
計	37	38

註 ×印は檢察事務官兼法務廳事務官

人事課

設置法第一一條

分課規程第二二條第一・三項

A 目的

法務廳ならびに同所管官廳の人事行政事務の圓滑なる遂行を期し、併せて分課規程により當課の所掌に屬せしめられた事務をも行う。

B 内容

法務廳および同所管官廳である法務廳研修所、檢察廳、刑務所、司法事務局、少年審判所、少年院等の職員約36,000人、附屬職員41,340人に對する進退、身分、給與、定員配置等に関する事務、ならびに辯護士登録、所管の各種委員會等に関する事務を扱うほか、23年度からは從來内閣法制局の所管であつた高等試験をも實施している。

C 業務の實施狀況

a 補任關係取扱人員數

新任 684人 轉補 491人

退職 186人

優遇令による陞叙

一級檢事へ127人 一級官へ13人 二級官へ511人

b その他の事務

恩給請求書調査 201件

職員資格調査表調査 521件

副檢事選考 137人

辯護士適格審査 7人

辯護士登録關係 421件

職員懲戒 273件

辯護士考試 83人

公證人任免 13人

D 人員表

級別	豫算定員	實在人員
官 12級		1
官 11級		1
吏 10級	(二級官 3)	6
吏 9級	(三級官 11)	(外=兼官3) 8
吏 8級		(外=兼官4) 4
給 7級		(外=兼官2) 4
給 6級		3
給 5級		(外=兼官1) 1
給 臨時職員 8級		1
給 7級		1

料	雇員	6級		2
		5級		7
		4級	雇員 32	16
		3級	タイピスト 1	6
	傭人	1級	傭人 3	5
計			50	66

會計課

設置法第一一條

分課規程第二二條第一・四項

A 目的

法務廳ならびにその所管各廳の會計事務全般に關しこれを統一的に行う。

B 内容

經費および収入の豫算、決算、會計ならびに會計の監査に關する事務、法務廳およびその所管各廳の管理に屬する財産ならびに物品に關する事務、その他職員共済組合、職員の厚生に關する事務等を行う。

C 人員表 (公共事業費、補修費を除く)

級	別	豫算定員
二級	事務官	8
二級	技官	3
三級	事務官	54
三級	技官	19
雇員		71
傭人		118
計		267

渉外課

設置法第一一條

分課規程第二二條第一・五項

A 目的

法務廳における渉外事務を統一的に行う。

B 内容

連合國軍官憲との連絡折衝、連絡調整事務局その他關係官廳との渉外事務の連絡折衝、連合國軍の指令および覺書等の接受および連絡、渉外關係資料の収集、保存および整備、その他通譯および翻譯に關する事務、連合國軍官憲に對する文書の發送に關する事務等を統一的に行う。

C 業務の實施狀況

法務廳の仕事の分量は舊司法省および他省に比較して遙かに尨大となつたので、渉外事務も多方面にわたりかつ尨大な量となつた。しかしながらその機構において舊司法省時における終戦連絡部のそれと殆ど變化なく、ために渉外事務全般につき統一管掌の域に當遠く、従つて各部局においてこれを區々に行わざるを得ない現況にある。

D 人員數

級	別	豫算定員	實在人員
官	12級	1	1
	11級	1	1
	10級		3
吏	9級	2	4
	8級		1
	7級		2
給	6級	2	3
	10級	4	4
	5級		1
料	雇員	(タイプ2) 3	5
	3級	5	8
	傭人	1級 1	2
計		19	36

情報課

設置法第一一條

分課規程第二二條第一・五項

A 目的

法律公布その他法務廳所管の事務全般につき情報を収集しこれを國民に周知徹底させるため法務廳における情報活動の中心となり普通、宣傳、啓蒙に關して企畫し實施する。

B 内容

情報課は總司令部CIESの示唆に基づき28年度に新發足した。新聞、出版、ラジオ、演劇、映畫、その他の凡ゆる方法を用い正確に發表宣傳し國民よりの質問に對し法的解答を與えている。

C 人員表

級	別	豫算定員	實在人員
官 吏 級	12級	1	(1)
	11級	2	(2)
	9級	1	(1)
	7級	1	(1)
	6級	1	(1)
給 料 雇 員	5級	3	
	4級		英文タイプ事務 (2)
	3級		邦文タイプ英文タイプ(2)
計		9	10

註 實在人員の()は涉外課兼務である。

D、業務の實施狀況

- a、法務總裁、各局課係官の談話の發表
- b、特殊案件の新聞發表
- c、新聞、放送記者定期會見
- d、新法律解説の刊行物への掲載、講演會
- e、以上の活動狀況に伴う總司令部民間情報教育局への定期報告、提出

檢 務 部

長官總務室	28頁
檢 務 局	28頁
總 務 課	28頁
恩 赦 課	29頁
刑 事 課	30頁
勞 働 社 會 課	31頁
經 濟 第 一 課	31頁
經 濟 第 二 課	32頁
特 別 審 査 局	33頁
總 務 課	35頁
調 査 課	36頁
監 査 課	36頁

長官總務室

設置法第三・五條

分課規程第一條

A 目的

檢務長官の指揮監督を受け、その檢務局ならびに特別審査局の各所管事務に對する、指揮監督を直接に補助し、これに關する企畫・立案・指導・連絡など諸般の事務を處理する。

B 人員表

級別	豫算定員	實在人員
官 14級	1	1
官 12級	1	1
吏 8級	1	1
級 6級	2	2
級 5級	1	1
給 雇員 3級	2	2
料 傭人 1級	1	1
計	9	9

檢務局

設置法第五條・第六條第一項

分課規程第二條

A 目的

わが國內における治安を確保し、平和にして民主的な秩序を維持するため最高檢察廳以下全國の各檢察廳が處理している檢察事務およびこれら各檢察廳の運營などに關する事務を行う。

總務課

設置法第六條第一項

分課規程第二條第二項

A 目的

局内庶務のほか、立法關係、經理關係およびその他の事務を行う。立法關係は他の課の所管に屬しない立法の立案、質疑回答、運用の指示全般に及び廣汎である。經理關係は、全國檢察廳の豫算編成事務を擔當する。

B 業務の實施狀況

立法の立案は、最近は刑事訴訟法、檢察審査會法、刑事補償法、司法警察職務規程など關係法令全部におよんだ。但し將來この種大規模な立法は調査意見部で行われるが、新刑事訴訟法の實施に伴う質疑回答事務は輻湊する見込みである。

C 人員表

級別	豫算定員	實在人員	
官	14級 一級官	1	
	12級 二級官	5	
	11級 三級官	10	
	10級		
吏	9級	3	
	7級	2	
	9級	1	
給	5級	1	
	臨時職員 8級	1	
給 料	6級	12	1
	5級		1
	雇員 4級		5
	雇員 3級		3
	傭人 2級	1	1
計	30	24	

恩赦課

設置法第六條

分課規程第二條第三項

A 目的

恩赦に關する事務、犯罪人名簿に關する事務、および刑の執行に關する事務を行う。

B 内容

法務廳發足とともに新設された課である。恩赦は假釋放制と並んで刑事政策の中心をなすもの、犯罪人名簿は裁判資料、官公吏等の就任資格、選挙資格などの調査に必要なもの、刑の執行は刑事裁判の目的を實現させるもので、何れも重要な事務である。

C 人員表

級別	豫算定員	實在人員	
官吏給	12級	1	
	10級	1	
	9級	二級官 3 三級官 7	2
	8級		1
	7級	臨時職員 1	1
5級		1	
給料	5級	6	1
	雇員 4級		2
	3級		1
料	傭人 1級		1
計	17	12	

刑事課

設置法第六條

分課規程第二條第四項

A 目的

労働・経済・租税等の特殊事件を除くその他の一般的刑事事件を擔當する。また司法警察職員の教養訓練に関する事務、および犯罪捜査の科學的研究に関する事務を行う。

B 人員表

級別	豫算定員	實在定員	
官吏給	12級	1	
	11級	2	
	9級	二級官 3 三級官 9	1
	8級		1
	7級		1
5級		1	
	臨時職員 8級	(二級待遇) 2	1
給料	雇員 4級	6	1
	3級		2
	傭人 1級	1	1
計	18	12	

労働社會課

設置法第六條

分課規程第二條第五項

A 目的

労働關係事件、麻薬その他公衆衛生または社會福祉關係事件の檢察事務の指揮監督事務を管み、併せてこれらの犯罪の豫防に資する。

B 内容

労働および社會關係法令は、終戦後あらたに制定施行されたものが殆んど全部であつて、その罰則の解釋ならびに運用については、問題が極めて多い。

労働檢察の指揮監督の事務は、深刻かつ廣はんな労働運動および使用者の對抗を適正なる限度に喰い止めることを擔保し、その違反を鎮壓する方針を確立するものである。

麻薬關係事件の取締は特に總司令部の深く關心を示すところであり、公衆衛生、社會福祉關係事件も亦わが國の厚生福祉を保障するためその罰則の勵行が特に新しく要請されている。

C 人員表

級別	豫算定員	實在人員	
官吏給	12級	1	
	11級	二級官 4 三級官 6	1
	9級		1
	7級		2
	臨時職員 8級	1	1
給料	雇員 4級	6	1
	3級		2
	2級		1
	傭人 1級		1
計	17	11	

經濟第一課

設置法第六條

分課規程第二條第六項

A 目出

經濟統制關係法令違反事件の檢察および經濟統制の勵行確保に関する事務を行うことによつて、經濟統制關係法令違反事件の檢察を合理的に運營し、經濟の統制に関する施策の推進をはかる。

B 業務の實施狀況

昭和22年度の經濟統制關係法令違反事件の檢舉受理件數607,400件、起訴件數190,500件、徴收せる罰金總額現金および有價證券 215,000,000圓に及ぶ。その例として主要食

糧の不供出、横流しの禁遏、鮮魚蔬菜の不正搬出、横流しに對する取締りの強化、生産資材の闇取引に對する繼續的取締りの實施、隠匿物資の摘発等を擧げることが出来るが、何れもわが國經濟の再建に大なる貢獻をもたらしている。

C 人員表

級別	豫算定員	實在人員	
官吏給	12級	1	
	10級	(二級官 4 三級官 7)	
	9級		
	8級		
	6級	2	
臨時職員 10級	(二級待遇) 1	1	
給雇員	4級	8	3
	3級		3
料傭人	1級	1	1
	計	21	15

經濟第二課

設置法第六條

分課規程第二條第七項

A 目的

租税および專賣關係法令違反事件、經濟民主化および經濟再建關係法令違反事件その他經濟統制以外の經濟關係事件等の檢察および犯罪の豫防に關する事務を行う。

B 業務の實施狀況

(1) 昭和22年9月より昭和23年8月までの税法および專賣法違反者の受理人員數および處理人員數は次の通りである。

法令名	受理人員數	處理人員數
税法	1,817	1,434
專賣法	3,831	3,415
合計	5,638	4,849

(2) 經濟民主化ならびに經濟再建關係法令とは「私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律」、「會社ノ解散ノ制限等ノ件」、「會社の證券保有制限等に關する件」「閉鎖機關令」その他一連の法令をいう。昭和22年10月から昭和23年9月までの1年間における受理件數は合計97件であり、中既済は81件、未済は16件であり處理率は89%である。

(3) 自作農創設特別措置法、農地調整法違反事件をみるに、最近1年間の違反事件受理人

員は 5,872 人、その中處理 4,665 人、未處理 1,207 人、處理人員中起訴 864 人（内略式請求 724 人、公判請求 140 人）、不起訴 2,853 人、中止移送 948 人となつており、月別に見ると受理人員・未處理人員とも、漸増する趨勢を示している。

C 人員表

級別	豫算定員	實在人員	
官吏給	12級	1	
	11級	1	
	10級	(二級官 4 三級官 6)	
	9級		
	8級		
	7級	1	
	6級	1	
臨時職員 8級	1	1	
給雇員	5級	6	1
	4級		1
	3級		2
料傭人	1級	1	1
	計	18	14

特別審査局

設置法第五條、第六條第二項

分課規程第三條第一項

A 目的

連合國最高司令部の要求にもとづく舊陸海軍將校調査、引揚調査、諸團體調査および追放者監察事務を行う。

B 内容

(1) ポツダム宣言の受諾に伴いわが國に課せられた最大の課題の一である民主主義的傾向の復活強化に對する障害の除去を達成せんがため、國內における秘密的、軍國主義的乃至暴力主義的團體の解散ならびに公職追放者の勢力温存を排除せんとするものである。

(2) 當局の調査または監察事務はその特質上政治、經濟、文化等社會各部門にわたり極めて複雑であるのみならず、その事務處理は迅速的確でなければならない。また對象となるべき團體及び追放者は全國各地方に分散しているため、常時地方に駐在して、絶えず、これらの動向を査察しかつ情報を収集するの要切實なるものがあるの

で、昭和21年地方駐在官を設置した。

C 人員表

級別	豫算定員	實在人員
官	13級	1
	12級	3
	11級	1
	10級	2
	9級	20
吏	8級	13
	7級	21
	6級	16
給	5級	9
	10級	5
給 臨時職員	9級	20
	8級	53
	7級	
	6級	
	5級	
給 雇員	6級	3
	5級	9
	4級	39
	3級	33
	2級	
料 備人	2級	3
	1級	1
計	251	269

特別審査局地方駐在官規程

特別審査局地方駐在官規程

第一條 特別審査局に地方駐在官を置き、特別審査局所屬の職員を以てこれに充てる。

(2) 地方駐在官の所管區域及び駐在地は別表による。

第二條 地方駐在官は、當該所管區域における昭和二十一年勅令第百一號の規定による各種團體の結成の禁止及び解散等に関する事務(民事局の所管する事項を除く。)及び正規陸海軍將校又は陸海軍將校又は陸海軍特別志願豫備將校であつた者の調査に関する事務並びに昭和二十二年勅令第一號の規定による覺書該當者の觀察等に関する事務を掌る。

第三條 各地方駐在官の中、それぞれその一人を主任駐在官とする。

(2) 主任駐在官は、特別審査局長の指揮監督を受け、所管事務を掌理し、部下の職員

を指揮監督する。

(3) 主任駐在官は、特別審査局長の指揮を受け、必要と認める地に部下職員を駐在せしめることができる。

別表

區分	地方駐在官の所管區域	地方駐在官の駐在地
北海道地方駐在官	北海道	札幌市
東北地方駐在官	青森縣 岩手縣 宮城縣 秋田縣 山形縣 福島縣	仙台市
信越地方駐在官	新潟縣 富山縣 石川縣 長野縣	新潟市
關東地方駐在官	茨城縣 栃木縣 群馬縣 埼玉縣 千葉縣 東京都 神奈川縣 山梨縣	東京都
東海地方駐在官	福井縣 岐阜縣 靜岡縣 愛知縣 三重縣	名古屋市
近畿地方駐在官	滋賀縣 京都府 大阪府 兵庫縣 奈良縣 和歌山縣	大阪市
中國地方駐在官	鳥取縣 島根縣 岡山縣 廣島縣 山口縣	岡山市
四國地方駐在官	德島縣 香川縣 愛媛縣 高知縣	高松市
九州地方駐在官	福岡縣 佐賀縣 長崎縣 熊本縣 大分縣 宮崎縣 鹿兒島縣	福岡市

總務課

分課規定第三條第二項

A 目的

舊陸海軍將校調査、引揚調査、涉外、企畫、連絡調整事務を行う。

B 内容

- (1) 1946年6月6日附日本政府宛連合國覺書「帝國陸海軍並に特別志願豫備役に在籍した前將校名簿作成に関する件」にもとずき舊陸海軍將校を明細に調査し連合國總司令部に報告して、日本政府職員の淨化をはかる。
- (2) 昭和21年12月10日附日本政府宛連合國最高司令部指令に基き佐世保、舞鶴、函館等の諸港において占領軍の行方引揚者調査を援助する。

C 業務の實施狀況

- (1) 陸海軍將校調査の昭和23年9月末日現在における諸届の取扱件数は次の通り。

將校名簿申告總數	81,529件
變更届申告總數	20,032件
死亡者申告總數	863件
取消申請數	7,926件

- (2) ソ連領よりの引揚者を對象とする引揚調査の昭和23年8月末現在の調査人員は次の通り。

月 別	船 數	人 員		計
		男	女	
昭和22年末までの引揚者總數	295隻	259,545人	153,712人	513,5257人
5 月	26	33,450	8,907	42,357
6 月	27	32,425	11,770	44,195
7 月	30	35,218	12,891	48,109
8 月	24	27,966	10,292	38,258
小 計	107	129,059	45,860	172,919
總 計	402	388,604	197,572	686,176

調 査 課

分課規程第三條第三項

A 目 的

昭和21年勅令第101號による軍國主義的團體等の結成禁止、解散これに伴う諸調査ならびに各種團體の登録事務を行う。

B 業務の實施狀況

- (1) 昭和23年4月1日以降10月10日迄の間に於けるG. H. Qの要求にもとずき、あるいは自發的に實地調査をした諸團體および調査回数は合計314團體1,531回である。この調査は當課員を中心とし關係官廳あるいは民間機關、個人の調査によつたものである。
- (2) 昭和23年6月より9月3日に至るまでの間に勅令第101號あるいは法務廳令にもとずいて解散を指定したものは淺草更生寮(23年6月2日指定)、財團法人大阪共助會館(23年9月3日指定)ほか16團體であり、解散指定に伴い夫々の主要役員106名も勅令第1號に依る覺書該當者として指定した。
- (3) 勅令第101號第5條所定の目的を有し、あるいは行爲を行う五大政黨を除く各種團體は、其の目的、役員、構成員、財政的援助者等につき登録することになつてゐるが23年9月11日現在3,256團體となつてゐる。

監 査 課

分課規程第3條第4項

A 目 的

昭和22年勅令第1號にもとずく覺書該當者の行動監察ならびにその登録事務を所管している。

B 業務の實施狀況

- (1) 總司令部の特命事項あるいは投書申告等から監査の對象となつて監査課において取扱つた案件は相當數にのぼる。その結果政治的活動をなしていた者、現職官公吏と意思を通じ支配の繼續をなして居る等を夫々勅令1號違反事實ありとして檢事總長宛通報した事件は13件に及ぶ。
- (2) 昭和23年7月1日附をもつて昭和22年勅令第1號を改正し覺書該當者の登録および監査を實施したが、8月末日までに届出登録をしたもの約22萬である。

法 制 部

長官總務室	38頁
法制第一局	38頁
法制第二局	39頁
法制第三局	40頁

法制長官總務室

設置法第五條

分課規程第四條

A 目的

長官所屬各局の指揮監督に關する事務を行ふ。

B 人員表

級別	豫算定員	現在人員
官	14級	1
吏	10級	1
	8級	1
	7級	5
給	6級	2
	臨時職員 10級	4
7級	2	
料	6級	3
	雇員 5級	2
	4級	6
	3級	6
	傭人 1級	1
計	10	35

法制第一局

設置法第七條第一項

分課規程第五條

A 目的

主として外事、財政、または金融に關する事項その他法制第二局または第三局の所管に屬しない事項にかかる法律案および政令案の審議立案ならびに條約案の審議に關する事務を行ふ。

B 業務の實施狀況

法務廳設置以來昭和24年1月20日までの間に當局で審議立案した法律案および政令案の件数は次の通りである。(以下各局同じ。)

	法律案	政令案
外事關係	1	2
財政金融關係	12	94
その他の	62	103

C 人員表

級別	豫算定員	實在人員
官	13級	1
	10級	
	9級	
	7級	1
	6級	
給	雇員 6級	7
	3級	
料	傭人 1級	2
	計	21

法制第二局

設置法第七條第二項

分課規程第六條

A 目的

主として産業、經濟、運輸または通信に關する事項にかかる法律案および政令案の審議立案に關する事務を行ふ。

B 業務の實施狀況

	法律案	政令案
産業經濟關係	53	65
運輸關係	18	23
通信關係	13	6

C 人員表

級別		豫算定員	實在人員
官吏給	12級	一級官 1 二級官 6 三級官 4	1
	10級		2
	9級		2
	5級	2	
給	雇員 3級	7	1
料	傭人	2	1
計		20	9

法制第三局

設置法第七條第三項

分課規程第七條

A 目的

主として法務、文教、厚生または労働に関する事項にかかはる法律案および政令案の審議立案に関する事務を行う。

B 業務の實施狀況

	法律案	政令案
法務關係	72	50
文教關係	18	28
厚生關係	31	42
労働關係	5	16

C 人員表

級別		豫算定員	實在人員
官吏給	12級	一級官 1 二級官 4 三級官 4	1
	10級		1
	9級		2
	7級	1	
給	6級		1
給	雇員 3級	7	1
料	傭人 1級	2	1
計		18	8

法務調査意見部

長官總務室.....42頁

調査意見第一局.....43頁

調査意見第二局.....44頁

資料統計局.....45頁

法規課.....46頁

資料課.....46頁

統計課.....48頁

長官總務室

設置法第五條

分課規程第八條

A、目的

法務意見長官所屬各局の指揮監督に關する事務を擔當し、事務の分配調整、人事、會計、文書、翻譯等の事務を處理して、各局本來の業務の遂行にその機能を發揮せしめる。

B、内容

法務總裁は法務廳設置法により、法律問題に關する政府の最高顧問として、内閣ならびに内閣總理大臣および各省大臣に對し、意見を述べ、又は勸告する職責を有する。

この職責こそは新たに法務總裁の制度の設けられた大眼目をなすものであり、法務總裁の最も重要な使命で、法務調査意見長官はこの點につき總裁を補佐するものである。

總務室はこの特色ある業務の遂行につき補佐し、また法務廳設置法施行令による參與専門委員の事務を處理し、また翻譯などの業務を管掌している。

C、人員表

級	別	豫算定員	實在人員
官	14級	1	1
	12級	1	1
	10級	4	
吏	9級	1	4
	8級	1	1
給	7級	3	1
	6級	2	2
給料	臨時職員 8級	3	3
	6級	2	2
	雇員 5級	4	4
	4級	3	3
	傭人 1級	3	3
計		28	25

法務廳設置法施行令第七條第二・三項

	昭和23年度豫算定員	現在實在員
參與	7	6
専門委員	15	11

調査意見第一局

設置法第八條第一項、第四項

分課規程第九條

A 目的

(一) 司法制度、民事及び刑事に關する内外及び國際法制並びにその運用に關する調査研究に關する事項

(二) (一)に關連する内閣並びに内閣總理大臣及び各省大臣に對する意見の陳述又は勸告に關する事項を行ふ。

B 内容

(一) 民事刑事司法制度の調査研究に關連してそれらに關する凡ての基本法につき立案の業務を主管する。

(二) 新憲法の下に重要法制の殆んど凡てが根本的に改革され、一方社會秩序も急激に變更しているため法律上の困難な問題が多數發生し當局はこれにつき調査研究し、意見を準備している。

(三) 法制立案研究のため、權威者に委員を委屬し、各種委員會を設け法律改正の準備調査をすすめている。

C 業務の實施狀況

本年二月發足以來行つた調査研究は7件、研究員11名、既翻譯38種である。

又憲法始め諸法律の重要問題に對し、政府の最高顧問として内閣及び各省等に對し法律上の意見を陳述した件数は、本年2月以來公式、非公式の件数を合せ既に40件以上に達している。

法律案の調査立案は成立したもの10件立案中のもの5件にのぼる。

D 人員表

(一) 局員

級	別	豫算定員	實在人員	
官	13級	1級官 1	1	
	12級		1	
	11級		1	
	吏	10級	3級官 13	3
		9級		1
給	6級		1	
	5級		1	
給	臨時職員 9級	(2級待遇 6) (3級待遇 12)	(2級待遇) 1	

料	4級	}	8	3
	雇員 3級			
	2級			
備人 1級		2	1	
計		60	17	

(二) 各種委員、補佐員、幹事

	豫算定員	實在人員
民法部會委員	20	合計 138名
〃 幹事		
商法部會委員	14	
〃 幹事		
刑法部會委員	10	
〃 補佐員		
〃 幹事	20	
司法法制協議會		
〃 委員		
〃 補佐員		
〃 幹事		
辯護士改正委員		

法務總裁意見處理狀況一覽 (昭和23年9月30日)

勸告			2		
意見	口頭照會	11	回答	文書	20
				口頭	9
見	文書照會	21	回答留保 または不回答		3

調査意見第二局

設置法第八條第二項、第四項
分課規程第十條

A 目的

- (1) 財政金融、教育、厚生、労働、運輸通信、建設、行政組織に関する内外及び國際法制ならびにその運用に関する事項
- (2) 上に關連する内閣ならびに内閣總理大臣及び各省大臣に対する意見陳述又は勸告

に關する事項を行ふ。

B 内容

第一局のそれと大體同様であるが、唯その所管事項が第一局のそれと違ひ政府各機關固有の行政に關する種々の法律問題を所管している。

即ち、各省の提出する法律案の實體を調査して意見を述べ又各省からの法律上の疑義について意見又は勸告をする。

C 業務の實施狀況

具體的な事業は少いが、抽象的な事業は實に大なるものがある。

即ち、開應以來現在までに各省より照會のあつた法律上の重要な問題に對する意見の數は實に450件の多きに及び、各省における諸施策や行政は、その意見の結果にもとづいて行われている。

なお、各省より提出された法律案で、當局において検討したもの數も前同期間中において約190件に及んでいる。

D 人員表

級別	豫算定員	實在人員
官吏級	13級	1
	11級	2
	10級	1
	9級	3
	8級	3
給料	5級	3
	臨時職員 6級	1
	雇員 5級	1
料	3級	3
	備人 1級	2
計	1	4
計	1	1
計	20	15

資料統計局

設置法第八條第三項、第四項
分課規程第一一條

A 目的

法令その他法制に關する資料の收集整備および編さんに関する事項、法務統計に關する事項、法令の周知徹底に關する事項を行ふ。

法規課

分課規程第一一條第二項

A 目的

内外の法令の収集、整備、法令集の編集、刊行、法令の周知徹底に関する事項、資料統計局の所掌事務に関連する意見の陳述勧告に関する事項、局内の他課の所掌に属しない事項を行う。

B 内容

右の目的を達成するために左記の諸事項を企畫している。

- a 現行法令集
- b 國會通過法律集 (新法律全文の速報の刊行)
- c 地方條例の収集と整備
- d 法律周知用雜誌の編集 (法令の周知徹底)

C 業務の實施狀況

- a 終戦後の全法令の整備
- b 現行法令集の編さん着手
- c 第二回國會通過法律集の刊行
- d 法令周知雜誌「法律のひろば」の編集
- e 新労働關係法令集の監修に着手。

D 人員表

級	別	豫算定員	實在人員
官	12級	1	1
	11級		1
吏	9級	2	1
	8級	2	1
	7級		
給	6級	10	1
	5級		1
	4級		1
給料	臨時職員 8級		1
	雇員 4級	1	2
	傭人 1級	1	1
計		20	11

資料課

設置法第八條第二項

分課規程第一一條第二項

A 目的

法制に関する圖書資料及び判例を収集整備し、これらの法務に参考となる各種の資料を編集刊行し、また國會圖書館支部法務圖書館の業務を遂行して法務廳の機能充實に資する。

B 内容

(1) 國立國會圖書館支部法務圖書館の館務遂行——從來當課所管の圖書業務は國立國會圖書館支部法務圖書館の業務にふくまれることになったので、當課の課員全部は館員兼務で館務を遂行する。

(2) 法制に関する資料の編集刊行——法務各官廳あるいは一般行政官廳の執務の便宜に供するため、次の各種の法制關係資料あるいは研究報告書を編集刊行する。

既刊行の分——司法資料、司法制度調査資料、司法研究報告書、法務一覽、刊行企畫中のもの——法務總裁意見年報、法務調査時報

(3) 管下地方各廳に對する圖書の購入配布——法令の改廢變動甚だしい現在、法務各官廳は法制に関する圖書資料の不足を深刻に感じているので、中央において適當な圖書資料雜誌類を選択購入し配布する。

(4) 判例の収集整備

C 業務の實施狀況

(1) 圖書館に関する事項は別記國立國會圖書館支部法務圖書館に掲げる。

(2) 資料の編集刊行配布別表の通り

(3) 判例の収集および整備に関する事項

(4) 管下各廳に對する圖書の購入配布は六法全書を始め、準備中である。なお本廳各部局に對し、常時圖書の購入をする。

資料の刊行、配布

事項	刊行	配布済	配布部數	備考
司法資料	2	2	3,500部	
司法研究	16	13	19,500部	
司法制度調査資料	1	1	1,500部	
司法一覽	1	1	2,000部	

D 人員表

級 別		豫 算 定 員	實 在 人 員
官 吏 給	12級	1	1
	11級	1	
	10級	1	2
	9級	3	1
	8級	4	1
	7級	3	2
	6級	3	2
給 料	5級		4
	臨時職員 8級		
	5級	3	
	雇 員 4級	1	
料	3級		3
	僱 人 1級	1	1
計		21	18

統 計 課

分課規程第十一條三項

A 目的

第一に法務に關する統計の整備改善をなすと共に、これに關し各般の企を行い、第二に民事、刑事及び人權擁護に關する統計の蒐集を行い、且つこれを資料として各種の統計表を作成し、第三に法務に關する統計資料の編纂及び刊行をなし部内又は部外に對し統計的基礎資料を提供する。

B 内容

民事統計、刑事統計の二つの分野をもつが裁判所關係は最高裁判所でとりあつかうことになつたので、登記所關係（民事）、檢察廳關係（刑事）の統計を扱っている。

C 業務の實施狀況

戰時以來資料の収集意に任せずために昭和23年にももちこされておられ、統計年報の發行は資料および豫算の關係で未だ印刷の運びにいたつていない、しかし極力完成を急いでいる。その他法務に關する統計について諸方面からの資料の要求に對しては常に多大の資料を提供している。

D 人員表

級 別		豫 算 定 員	實 在 人 員
官 吏 給	12級		
	11級	1	1
	10級		
	9級	1	1
	8級	2	
	7級	2	2
	6級	2	2
給 料	5級	1	1
	6級		
	雇 員 5級		
	4級	2	2
料	3級	5	5
	計	17	14

訟 務 部

長官總務室51頁

民事訟務局

第 一 課51頁

第 二 課52頁

第 三 課52頁

稅務訟務局

第 一 課54頁

第 二 課54頁

第 三 課55頁

行政訟務局

第 一 課57頁

第 二 課57頁

第 三 課58頁

長官總務室

設置法第五條

分課規程第一二條

A 目 的

訟務長官所屬各局の指揮監督に關する事務を行ふ。

B 内 容

法務總裁は政府の最高法律顧問として、國の利害に關係する争訟を管理する。訟務各局はかかる争訟について、法務總裁を補佐する。國の利害に關係する争訟とは、國を相手とする民事訴訟や、行政廳が當事者となる行政訴訟はいうまでもなく、一般私人間の訴訟であつても、國の利害に重大な關係を有するものは、これに含まれる。訟務各局はこれらの訴訟について、國を代表して自ら法廷に立ち、または當事者となつて行政廳を指揮監督し、あるいは國の利害に重大な關係のある私人間の訴訟について必要に應じ、裁判所に對し意見を述べる。

これらの訟務遂行に當つて、事件を一元的に、しかも圓滑迅速に實施し、訴訟事務の面に於ける關係各廳の人的物的負擔の軽減をはかるとともに、その處理の統一を期し、以て國の正當な利益の擁護をはかる。

C 人 員 表

級 別		豫 算 定 員	實 在 人 員
官 吏 給	14級	1	1
	12級	1	1
	9 級	1	1
	8 級	1	1
給 料	僱 人 1 級	1	1
計		5	5

民事訟務局

設置法第九條第一項

分課規程第一三條

A 目 的

民事に關する國家の訴訟事務を行ふ。

B 内 容

第一課は局内の他の課の所掌に屬しない事件、第二課は國家賠償事件、第三課は運輸省および遞信省に關する事件を擔當するが國家賠償事件は最近國家賠償法の普及徹底に伴い逐次増加の傾向にある。その他の課の事件も多く、それらの訴訟指揮および事實調査はますます多種はんざつを加えている。

C 人員表

(1) 第一課

級別	豫算定員	實在人員
官吏給	13級 1 12級 1 11級 1 10級 1 9級 1 6級 1 5級 2	1 1 1 1 1 1 2
給料	雇員 6級 1 3級 3 傭人 1級 1	1 3 1
計	13	13

(2) 第二課

級別	豫算定員	實在人員
官吏給	12級 1 10級 1 7級 1 6級 1 5級 1	1 1 1 1 1
給料	雇員 4級 1 3級 3 傭人 1級 1	1 3 1
計	10	10

(3) 第三課

級別	豫算定員	實在人員
官吏給	11級 1 9級 1 8級 1 7級 1 6級 1	1 1 1 1 1

給料	雇員 4級	1	1
	3級	2	2
	計	8	8

民事訴訟事件一覽表

(昭和23年12月末現在)

月	舊受	新受							受理 總件數	既濟			未濟	
		一般 民事	國籍 調停	證據 保全	保全 訴訟	附帶 私訟	總計	判決		取下	和解	總計		
2月	90	3	23	0	0	0	0	26	116	2	7	4	13	103
3月	103	4	3	0	0	1	0	8	111	7	2	2	11	100
4月	100	9	4	0	0	2	1	16	116	5	0	1	6	110
5月	110	2	2	0	0	2	0	6	116	7	1	1	9	107
6月	107	16	2	0	1	3	3	25	132	5	3	3	11	121
7月	121	6	3	1	0	1	0	11	132	9	1	0	10	122
8月	122	8	2	1	0	1	2	14	136	5	1	2	8	128
9月	128	12	5	1	1	2	0	21	149	13	1	1	15	134
計	90	60	44	3	2	12	6	127	217	53	16	14	83	134

民事訴訟各省別調

(昭和23年12末日現在)

關係省別	件數	内譯		法務廳において 訴訟遂行のもの	既濟	未濟
		原告國	被告國			
法務廳	91	18	73	91	52	39
總理廳	8	0	8	3	6	2
大藏省	29	13	16	18	11	18
運輸省	63	2	61	8	23	35
遞信省	67	39	23	32	25	42
労働省	2	1	1	2	1	1
商工省	3	1	2	2	3	0
文部省	2	0	2	2	1	1
農林省	5	1	4	2	1	4
厚生省	2	0	2	2	1	1
外務省	5	3	2	2	3	2
安定本部	1	0	1	1	0	1
地方廳	1	0	1	1	0	1
合計	279	78	201	166	132	147

註、本表において、法務廳關係の數字が大きいのは、戦時中日本國籍を
取得した二世米國人が、日本國籍の不存在を裁判上確定しようとする
ものである。

稅務訟務局

設置法第九條第二項

分課規程第一四條

A 目的

稅務および關稅に關する訴訟事務を行ふ。

B 内容

第1課は關稅その他、第2課および第3課の所管に屬しない稅務に關する争訟、第2課は所得稅および法人稅に關する争訟、第3課は間接稅に關する争訟に關する事務を行ふ。

C 人員表

(1) 第1課

級別	豫算定員	實在人員
官吏給	13級	1
	11級	1
	10級	1
	8級	1
	7級	1
	6級	1
給料	5級	1
	雇員 4級	2
	雇員 3級	2
僱人 1級	1	1
計	12	12

(2) 第2課

級別	豫算定員	實在人員
官吏給	11級	1
	9級	1
	7級	1
	6級	1
	5級	1
給料	4級	1
	3級	3
	1級	1
計	10	10

(3) 第3課

級別	豫算定員	實在人員
官吏給	11級	1
	9級	1
	7級	1
	6級	1
	5級	1
給料	雇員 4級	1
	雇員 3級	2
計	8	8

稅務争訟事件處理狀況

- (イ) 1課 關稅その他の稅務に關する争訟
- (ロ) 2課 所得稅及び法人稅に關する争訟
- (ハ) 3課 間接稅に關する争訟

月別	種目	受理件數	和解	取下	判決済	未済
2月	國行 1 3	4	0	國行 0 3	0	國行 1 0
3月	國行 1 3	4	0	國行 0 3	0	國行 1 0
4月	國行 1 3	4	0	國行 0 3	0	國行 1 0
5月	國行 1 3	4	0	國行 0 3	0	國行 1 0
6月	國行 2 5	7	0	國行 0 3	0	國行 4 0
7月	國行 2 5	7	0	國行 0 3	0	國行 4 0
8月	國行 2 5	7	0	國行 0 3	0	國行 4 0
9月	國行 11 20	31	0	國行 1 3	國行 1 0	國行 9 17
計	國行 21 49	68	0	國行 1 24	國行 1 0	國行 25 17

税法別事件處理狀況

	件	數
1 所得稅關係		23
2 法人稅關係		8
3 財產稅關係		2
4 增加所得稅關係		21
5 礦區稅關係		2
6 營業稅關係		1
7 土地賃貸價格關係		30
8 滯納處分關係		11
計		98

財務局別事件發生狀況

	件	數
1 東京		30
2 關東	信	5
3 大阪		11
4 札幌		1
5 仙台		3
6 名古屋		0
7 廣島	古	4
8 高松		43
9 福岡		0
10 熊本		3
11 計		98

行政訟務局

設置法第九條第三項

分課規定第一五條

A 目的

行政に關する國家の訴訟事務を行ふ。

B 内容

第1課は局内の他の課の所掌に屬しない争訟、第2課は財政および金融に關する争訟、

第3課は産業および經濟關係の行政に關する争訟を扱ふのであるが、特に農地關係訴訟事件は10月現在で實に1,500餘件の多きを數え、今後ますます増加の狀況にある。

〔参考法令〕

國の利害に關係のある訴訟についての法登總裁の權限等に關する法律

(昭和22年12月17日法律第194號)

行政事件訴訟特例法(昭和3年7月1日法律第81號)

C. 人員表

(1) 第1課

級 別	豫 算 定 員	實 在 人 員
官 吏 給	13級	1
	11級	1
	9級	2
	8級	1
	6級	1
給 料	5級	1
給 料	雇 員 4級	1
	3級	3
給 料	傭 人 1級	1
計	12	12

(2) 第2課

級 別	豫 算 定 員	實 在 人 員
官 吏 給	11級	1
	10級	1
	7級	1
	6級	1
	5級	1
給 料	雇 員 4級	1
	3級	2
計	8	8

(3) 第3課

級別		豫算定員	實在人員
官吏給	11級	1	1
	9級	1	1
	7級	1	1
	6級	1	1
	5級	1	1
給料	雇員3級	3	3
計		8	8

行政争訟事件處理狀況

種目	月別	受案件數	和解	取下	判決済	未済
3月	75		7	1	67	
4月	58		1	2	55	
5月	86				86	
6月	77			7	70	
7月	46				46	
8月	35		3	4	28	
9月	45		3	4	38	
計		946		32	31	883

行政事件事項別事件數

(昭和23年12月30日現在)

事項	數係屬件	完結件數	合計
農地關係	1,652	236	1,888
選舉關係	59	8	67
鑛山關係	8	—	8
免官免雇處分取消	3	—	3
辯護士名簿登録申請命令申請却下取消	2	—	2
昭和23年政令201號取消	1	—	1
公職追放無效確認	1	—	1
退學處分無效確認	1	—	1
學位請求論文審査請求	1	—	1
發電施設讓渡依命通牒無效確認	1	—	1

地方條令無效確認	—	1	1
その他の	3	1	4
總計	1,732	246	1,978

行政事件關係官廳別事件數表

(昭和23年12月30日現在)

關係官廳	係屬件數	完結件數	合計
農林省	1,653	236	1,889
總理廳	58	8	66
商工省	9	—	9
内閣	3	—	3
運輸省	2	—	2
法務省	3	—	3
文部省	2	—	2
遞信省	1	—	1
建設省	—	1	1
地方公共團體	1	1	2
總計	1,732	246	1,978

行政事件當事者別事件數表

(昭和23年12月30日現在)

當事者又は參加人	係屬件數	完結件數	合計
國だけ	299	31	330
國と行政廳(行政廳が二以上の場合を含む)	224	18	242
行政廳だけ(行政廳が以上の場合を含む)	1,209	197	1,406
總計	1,732	246	1,978

法 務 行 政 部

長官總務室62頁

民 事 局62頁

第 一 課62頁

第 二 課62頁

第 三 課63頁

第 四 課64頁

第 五 課75頁

第 六 課66頁

人 權 擁 護 局67頁

第 一 課67頁

第 二 課67頁

第 三 課67頁

矯 正 總 務 局69頁

拘 禁 課70頁

作 業 課70頁

醫療科學分類課71頁

教 育 課72頁

職 員 課72頁

統 計 課73頁

豫算管理課73頁

成 人 矯 正 局74頁

少 年 矯 正 局75頁

長官總務室

設置法第五條

分課規程第一六條

A 目的

長官所屬各局の指揮監督を行ふ。

B 人員表

級	別	豫算定員	實在人員
官	14級	1	1
	12級	1	1
	9級	1	1
	6級	1	1
給	5級		1
	雇員 4級		1
料	3級	1	1
	傭人 1級	1	1
計		6	8

民事局

第一課

設置法第十條第一項

分課規程第十七條第二項

A 目的

司法事務局、公證、供託および司法書士に関する事項等を行ふ。

B 内容

従来戸籍、寄留、登記、供託および司法書士に関する事項は裁判所で行われていたが、新憲法の施行に伴い、かような民事行政事務は裁判所の所管から切離され、これを擔當する機關として全國49箇所の司法事務局が設けられた。當課はこの司法事務局の事務運営の充實發展という任務を負ふ。

第二課

設置法第十條第一項

分課規程第十七條第三項

A 目的

主として戸籍、寄留等の事項を行ふ。

B 業務の實施狀況

昭和23年1月1日改正民法の實施に伴い、戸籍法も全面的に改正施行され従前の家を基本とした戸籍制度は逐次根本的に改變された。

寄留の問題については現行法の改正事業に着手することとなつた。

民事局には實務家よりなる戸籍委員會が設置され、昭和22年以降殆んど毎月開催されて戸籍事務の改善に資しつつある。

C 人員表

級	別	豫算定員	實在人員
官	12級	1	1
	11級	3	2
	10級	1	1
吏	9級	3	2
	8級	1	1
給	6級	1	1
	雇員 5級	3	3
料	雇員 4級	2	2
	3級	1	1
	傭人 1級	1	1
計		17	15

第三課

設置法第十條第一項

分課規程第十七條第四項

A 目的

主として登記非訟事件等に関する事項を行ふ。

B 業務の實施狀況

最近社會情勢の激變に伴い法令の制定改廢が極めてひん繁に行われる爲、登記事務はますます複雑となつている。その中注目すべき登記は、(1)農地改革に伴う不動産の買收賣渡等に関する登記 (2)企業金融機關の再建整備に伴う第二會社の設立増資等に関する登記 (3)閉鎖機關に指定された會社法人に関する特殊の登記 (4)元連合國人所有の不動産の返還等に関する登記 (5)各種組合に関する登記等で、特に上記中(1)が豐期的に多くなつた。

C 人員表

級	別	豫算定員	實在人員
官 吏 給	12級	1	1
	11級	3	2
	10級	1	1
	9級	1	1
	8級	2	2
	7級	1	1
	6級	1	1
給 料	5級	1	1
	5級	2	2
	雇員 4級	2	2
	3級	2	2
	僱人 1級	1	1
	計	18	16

第四課

設置法第十條第一項

分課規程第十七條第五項

A 目的

商事に關する事項、經濟民主化、經濟再建および經濟統制に關する民事の事項を行ふ。

B 業務の實施狀況

經濟民主化および經濟再建は終戦後の經濟政策の根幹をなすものであり、數多の立法がなされたが、何れも新奇複雑で技術的専門的であるためその解釋上疑問の點が多く、常に他の機關と協力して業務を行つている。

C 人員表

級	別	豫算定員	實在人員
官 吏 給	12級	1	1
	11級	2	2
	9級	1	1
	7級	1	1
	6級	1	1
給 料	5級	1	1
	雇員 4級	1	1
	3級	1	1

料	備人 1級		
		1	
	計	10	9

第五課

設置法第十條第一項

分課規程第十七條第五項

A 目的

昭和21年勅令第101號の規定による政黨の登録、同勅令による政黨、協會その他の團體の財産の接收および處理に關する事項を行ふ。

B 内容

(1)秘密的、軍國主義的、超國家主義的および暴力主義的團體の結成並びに行爲の禁止、政治團體の内容を一般に公開し、以て平和的、民主主義的な團體並びに活動の健全な育成發達を期している。

總司令部の要求に基く登録事務の完全遂行。

市町村および政黨支部に對する勅令の趣旨の徹底および事務の指導督勵。

(2)反民主主義團體の經濟力を抜本塞源的に剝奪し、財政的側面よりしてポツダム宣言の第6項および第10項の條項の誠實履行。

反民主主義的團體の資産狀況の嚴重なる監視。

C 業務の實施狀況

(1)195の解散團體の資産評價額約10億圓を接收し連合國總司令部民間財産管理局(C. P. C.)に財産報告書を提出した。

(2)解散團體のうち右翼主義的團體約140は財産なしと報告。

(3)接收財産は民生安定のため利用すべしとの指示に従つての結果に基く公賣。

(4)國有の財産の管理狀況に適合させるため諸帳簿の整備、登載を實施しつつある。

(5)回收事務は政令第238號に基く報告書を基礎として調査實施中。

D 人員表

級	別	豫算定員	實在人員
官	12級	1	1
	11級	3	2
	10級	1	1
吏	9級	2	2
	8級	3	3
	7級	1	1
給	6級	1	1
	5級	1	1

給	10級	2	2
	臨時職員 9級	2	2
	8級	3	3
	7級	1	1
料	5級	4	4
	雇員 4級	11	11
	3級	4	4
	傭人 1級	2	1
計		42	39

第六課

設置法第十條第一項
分課規程第十七條第七項

A 目的

主として国籍および外國人の登録等の事務を行ふ。

B 内容

国籍関係事務は歸化、国籍の離脱および回復に関する事項が主たるものであるが、現在日本の置かれている特殊の国際環境の下では、極めて問題が多く困難を極める。

外國人登録令により外國人（朝鮮人、臺灣人を含み、連合國軍関係者等を除く）は凡て市區町村において登録を受けることに定められ、法務廳は都道府縣知事を通じてこれらの事務を監督する。他方法務廳では右登録に基づいて國內に在住する全外國人のカードを整備保管する。

C 業務の實施狀況

未登録又は重複登録の外國人が少くない狀況であつたので昨年7月から8月にかけて外國人登録證明書と食糧配給通帳との照合を實施した。

D 人員表

級	別	豫算定員	實在人員
官	12級	1	1
	11級	2	2
	10級	1	1
	7級	2	2
給	6級	1	1
	臨時職員 9級	1	1
料	5級	4	4
	雇員 4級	6	6
	3級	4	4
	計	22	22

人權擁護局

設置法第十條第二項

分課規程第十八條

A 目的

新憲法によつて認められる基本的人權の保障完壁を期する。

B 内容

- (1) 國民に基本的人權即ち、自由と權利の正しい姿を認識せしむる。
- (2) 民間における人權擁護運動の助長。
- (3) 人權侵犯事件の調査。
- (4) 人身保護その他人權に對する侵害の排除および被害者の救済。
- (5) 貧困者の訴訟援助および國選辯護等である。之に因る

人權擁護局の各課の構成は、

第一課

(イ) 企業關係 (ロ) 法規關係 (ハ) 渉外關係 (ニ) 全國 14,000 名の人權擁護委員との連絡調整 (ホ) 啓蒙宣傳關係 (ヘ) 庶務關係

第二課

(イ) 調査關係

第三課

(イ) 人身保護關係

(ロ) 貧困者の訴訟援助關係

(ハ) 國選辯護關係

C 業務の實施狀況

(1) 講演會

昭和23年9月25日大阪中之島中央公會堂にて舉行。聴衆約4,500名。

(2) 月刊「人權」の刊行。部數10,000部。

(3) 懸賞論文募集。應募集約400通。

(4) 人權擁護委員の機構充實。現況は各府縣凡そ3名宛全國合計150名であるが、之の充實に努力している。

D 人員表 (構成人員數の關係よりして各課に分設せず、局として一括掲載した)。

級	別	豫算定員	現在人員
官	13級	1	1
	11級	7	
	10級		1
吏	9級		1
	8級	10	2

給	7級		1
	6級		3
	5級	6	3
給	臨時職員	8級	1
	雇員	5級	1
		4級	2
3級		1	
料	傭人	1級	2
		1	2
計		25	19

E 参 考

人権擁護委員会 (政令第168号 昭和23年7月17日)

内閣は、法務廳設置法(昭和22年法律第193号)第13條の規定に基づき、ここに人権擁護委員会を制定する。

第一條 法務廳設置法により法務總裁の管理する人権擁護の事務を補助せしめるため、都道府縣ごとに人権擁護委員を置く。

第二條 人権擁護委員は、左の事項を取り扱う。

- 一 人権侵犯事件の調査及び情報の収集に関する事項
- 二 人権擁護に関する啓蒙及び宣傳に関する事項
- 三 民間における人権擁護運動の助長に関する事項
- 四 貧困者の訴訟援助に関する事項
- 五 その他人権の擁護に関する事項

第三條 人権擁護委員の定数は、東京都にあつては11人、大阪府及び北海道にあつては各5人、その他の府縣にあつては各3人とする。

第四條 人権擁護委員は、辯護士その他人権擁護について特に理解のある者の中から、法務總裁がこれを委嘱する。

第五條 委員の任期は、1年とする。

第六條 各都道府縣の人権擁護委員は、相互に連絡を置き、その職務の遂行に關し、必要な事項を協議するものとする。

第七條 人権擁護委員は、第二條に掲げる事項について法務總裁に建議することができる。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

人口階級別市町村数及び人権擁護委員配置豫定数 (昭22.10.1.現在)

人口階級	市町村数	人権擁護委員数	備 考
5,000 未 満	6,823	6,823人	各1人
5,000- 10,000	2,612	5,224	各2人
10,000- 30,000	817	1,634	各2人
30,000- 50,000	118	236	各2人
50,000-100,000	88	249	各3人
100,000-200,000	34	102	各3人
200,000 以 上	12	60	各5人 (除六大都市)
六 大 都 市	6	80	
合 計		10,505	14,407

六大都市名	區數	人権擁護委員数	備 考
東 京 都	23	23人	各區一人當りとす
大 阪 市	22	22	
京 都 市	7	7	
名 古 屋 市	12	12	
横 濱 市	9	9	
神 戸 市	7	7	

矯正總務局

設置法第十條第三項

分課規程第十九條第二項

A 目 的

矯正施設における矯正事業につき成人矯正局および少年矯正局に屬したい企畫ならびに運営方策および手續に關するすべての事務を行う。

B 内 容

矯正とは少年院、少年刑務所、刑務所のような收容施設内における犯罪者の教育を意味し、保護とは犯罪者の豫防更生のために收容施設外において、例えば釋放後の教育保護を行うことである。

この矯正と保護とを一體的につかさどる部局とし矯正各局が設けられ、矯正總務局は收容施設における教育を擔當することとなつた。

拘禁課

分課規程第十九條第三項

A 目的

收容、規律、拘禁、保安、釋放等の常務を運営する通常手續の設定に関する事項、矯正施設の巡閲調査に関する事項を行う。

B 業務の實施狀況

犯罪者は累年増加の一途を辿り、收容施設の現状はこれにおよばず、いわゆる過剰拘禁は今日深刻な悩みとなり、そのため遂に一部に刑務事故の發生を見るに至っている。

收容状態は昭和22年12月末收容定員 49,912 名に對し、收容實人員 79,912 名、更に昭和23年12月末には收容定員 54,682 名に對し、收容實人員 91,398 名に上昇している。之に對し刑務事故は昭和22年よりやや減少を示している。

C 人員表

級	別	豫算定員	現在人員
官吏給	11級	1	1
	8級	2	2
	7級	2	2
	6級	3	2
給料	雇員 3級	1	1
計		9	8

作業課

分課規程第十九條第四項

A 目的

刑務作業に関する事項、累進處遇等にもとづく優遇に関する事項を行う。

B 内容

刑務作業は、その特質上國または府縣公共團體の事業と連携して運営される。いわゆる官用主義によることが望ましく、また受刑者に對し、職業的價値のある作業につかせ労働の習慣を養わしめる教育的な面が重要である。

更に經濟的には、作業能率を合理化し向上させ、自給自足の水準に達することを理想とする。

こうした各種の點、勤勞意欲助長に関する作業賞與金等の手段等に関し、科學的な検討がなされ進歩改善を目指している。

C 人員表

級	別	豫算定員	實在人員
官吏給	11級	1	1
	10級	2	2
	9級	1	1
	8級	1	1
	7級	2	2
	6級	2	1
給料	雇員 5級	3	3
	4級	1	1
	3級	1	1
計		14	13

醫療科學分類課

分課規程第十九條第五項

A 目的

收容者の處遇を科學的合理的にすること、および指紋ならびに個人識別に関する事項を行う。

B 内容

矯正施設においても基本的人權は尊重されねばならぬ。その意味で適正な處遇の行われる前提として第一に醫療の問題がある。

これは疾病の豫防および治療および衛生等、收容者の健康に最も深い關係がある。

第二に收容者をその個性に應じて科學的に分類する必要がある。これは醫學、精神醫學、心理學、教育學、社會學および統計學を基礎として收容者を分類し、それぞれに適應した教育を施すことである。

C 業務の實施狀況

法務廳發足以來採り上げた重要問題は次の通りである。

- (1) 死亡者減少の實を挙げたこと
- (2) 性病豫防について措置を講じたこと
- (3) 結核豫防について措置を講じたこと
- (4) 發疹チブスの豫防を完全に達したこと
- (5) 食糧給與狀況が向上せられたこと
- (6) 矯正科學審議會を設置運営したこと
- (7) 分類協議會を設置運営したこと
- (8) 受刑者分類調査要綱を判定したこと

その他指紋原紙約800,000を整備し、前科者の照合その他に貢献している。

D 人員表

級	別	豫算定員	實在人員
官吏給	11級	1	1
	10級	2	2
	9級	1	1
	8級	6	6
給料	6級	1	1
	5級	1	1
	雇員 4級	3	3
	3級	19	19
計		34	34

科學分類審議會委員

23年度豫算人員	實在人員
6	6

教育課

分課規程第十九條第六項

A 目的

收容者の職業教育、特殊教育および訓練の助長に関する事項、元氣回復（リクリエーション）に関する事項を行う。

B 人員表

級	別	豫算定員	實在人員
官吏給	12級	1	1
	8級	1	1
	7級	3	3
	6級	1	
給料	雇員 5級	1	1
	4級	1	1
計		8	7

職員課

分課規程第十九條第七項

A 目的

矯正職員の教育、實務研修、厚正に関する事項、職員の配置、給與、規律等に関する事項を行う。

B 人員表

級	別	豫算定員	實在人員
官吏給	11級	1	1
	9級	1	1
	8級	1	1
	7級	2	2
給料	6級	2	1
	雇員 4級	1	1
計		8	7

統計課

分課規程第十九條第八項

A 目的

行刑統計の収集作表および評價に関する事項を行う。

B 内容

調査統計は刑務所收容者より取材して刑務行政の資料および犯罪原因の探究に資すべき事項について統計を作り、これを利用の状態に置くことにある。

取材した資料を集計し、その結果は毎年行刑統計年報および行刑統計要旨として刊行される。これは明治32年以來連続している。

C 人員表

級	別	豫算定員	實在人員
官吏給	11級	1	1
	10級	1	1
	7級	1	1
給料	5級	2	2
	雇員 4級	3	3
	3級	2	2
計		10	10

豫算管理課

分課規程第十九條第九項

A 目的

豫算に関する事項、經理、管籍、物資等に関する事項を行う。

B 人員表

級別	豫算定員	實在人員
官		
11級	1	1
10級	2	2
吏		
9級	1	1
8級	4	4
給		
7級	1	1
6級	2	2
給料		
履員 5級	1	1
計	13	13

成人矯正局

設置法第十條第四項

分課規程第二十條

A 目的

成人犯罪者の社會復歸を確保することを主眼として、成人受刑者の假釋放、成人の猶豫者、釋放者の保護、刑務委員會の運用、監獄法の改正、犯罪豫防厚生制度の確立の準備等に関する事務を行う。

B 業務の實施狀況

(1) 假釋放制度の運営

現下の實情より假釋放制度を出来るだけ活用しており、本局發足以來昭和23年末までに假釋放許可人員33,000餘人、その反面假釋放取消者は2,460餘人、に達し、各種の方法により假釋放者保護の萬全を期している。

(2) 成人保護事業の運営

觀察保護、一時保護、收容保護の三種の方式を活用し保護活動の充實徹底をはかっている。

(3) 刑務委員會

行刑と保護とに関する重要問題について識者の助言と支援を得るため設置され昭和23年4月以來活動を開始している。

(4) 啓發指導

保護事業に関する専門家の養成のため、再犯防止懇談會とケースワーク研究會が結成され活動している。

C 人員表

級別	豫算定員	實在人員
官		
13級	1	1
12級		2
11級	9	1
10級		2
9級	23	7
給		
臨時職員 9級		1
8級		1
6級	13	1
5級		8
4級		2
3級		4
料		
備人 1級	2	2
計	48	32

少年矯正局

設置法第十條第五項

分課規程第二十一條

A 目的

少年犯罪者の社會復歸を確保することを主眼として少年受刑者の假釋放、少年の猶豫者、釋放者の保護、刑務委員會の運用、少年法矯正院法の改正、少年犯罪者豫防更生制度の確立準備等の事務を行う。

B 業務の實施狀況

(1) 少年保護團體の轉換

舊少年法の規定による少年保護團體は法務廳設置法附則第15條の規定により、昭和24年3月31日限り廢止することに決定したため、これらの少年保護團體を少年院その他の施設に轉換することになった。

その轉換を民主的かつ適正に處理するため昭和23年1月中央および地方に準備協議會を設置して協議中である。

(2) 觀察保護研究會

上述の如く少年保護團體廢止の決定の結果少年保護團體への少年委託率が低下したことと犯罪者豫防更生法案の制定にそなえ、觀察活動を強化する必要があるため觀察

組織を強化しその機能を最高度に發揮させるため、昭和23年6月下旬觀察保護研究會を結成した。

(3) 犯罪防止對策協議會

昭和23年9月13日の司法保護記念日を期し東京都内行政区單位に犯罪防止對策協議會を開催した。

(4) 對外宣傳の實施

少年保護に關する一般の理解と關心を昂揚させるため、次のような諸事項を實施した。

- (イ) 「犯罪少年の手記」の刊行
- (ロ) 「鐘の鳴る丘」(信州篇)の後援
- (ハ) 司法保護記念日記念
- (ニ) 都民の壁新聞の發行

(5) 少年法および少年院法の立案

C 人員表

級	別	豫算定員	實在人員	
官 吏 給	13級		1	
	12級	一級官 1 二級官 9 三級官 23	2	
	11級		1	
	10級		2	
	9級		7	
	8級	6		
	7級	6		
	6級	1		
	5級	1		
	給 料	臨時職員 9級		1
臨時職員 8級			1	
雇員		6級	13	1
		5級		8
		4級		2
3級	4			
備人	1級	2		
計		48	44	

(二) 本廳定員 (昭和24年3月1日現在)

總政務次官	1	法務廳事務官 (3級)	442
長官	1	法務廳技官 (2級)	10
官房長官	5	同 (3級)	46
秘書官	1	雇員	614
法務廳事務官 (1級)	21	備人	218
同 (2級)	205	臨時職員	142
合計			1,707

備考 昭和24年3月1日現在に於ては、政令定員と豫算定員とは一致している。

(附) 本廳現在員 (昭和24年3月1日現在)

總政務次官	1	法務廳事務官 (3級)	361
長官	2	法務廳技官 (2級)	3
官房長官	5	同 (3級)	46
秘書官	1	雇員	499
法務廳事務官 (1級)	9	備人	197
同 (2級)	73	臨時職員	109
	(130)		
合計			1,305 (1,369)

備考 充職檢事(昭和23年政令373號による)は事務官ではないから現在員から除いて計算してある。括弧の中の數字はこれを加えた數字を載せてある。

(三) 法務本廳職員豫算定員沿革

年度別	勅任官			奏任官							判任官	技 手	雇 員				
	大次官	局長	部長	參事	政務次官	參事	秘書官	司法省事務官	司法省衛生官	司法省事務官				理官	技官	指 導 官	刑 務 作 業 官
大正12年	1	1	4	1			6	1	6	1	1	1			75	3	71
13年	1	1	4	1			6	1	6	1	1	1			77	3	67
14年	1	1	3		1	1	1	1	1	1	1	1			55	1	56
15年	1	1	3		1	1	1	1	1	1	1	1			55	1	56
昭和元年	1	1	3		1	1	1	1	1	1	1	1			55	1	56
2年	1	1	3		1	1	1	1	2	1	1	1			59	1	44

司 法 者	昭和	3年	1	1	3	—	1	1	—	1	12	—	1	1	—	1	—	—	59	1	44	
	4年	1	1	3	—	1	1	—	1	12	—	1	1	—	1	—	—	59	4	44		
	5年	1	1	3	—	1	1	—	1	12	—	1	1	—	1	—	—	59	4	41		
	6年	1	1	3	—	1	1	—	1	17	—	1	1	—	1	—	—	112	4	90		
	7年	1	1	3	—	1	1	—	1	15	—	1	1	—	1	—	—	101	4	86		
	8年	1	1	3	—	1	1	—	1	15	—	1	1	3	1	—	—	115	4	136		
	9年	1	1	3	—	1	1	—	1	15	—	1	1	3	1	—	—	115	4	136		
	10年	1	1	3	—	1	1	—	1	15	—	1	1	3	1	—	—	115	4	136		
	11年	1	1	3	—	1	1	—	1	15	—	1	1	3	1	—	—	116	4	140		
	12年	1	1	3	—	1	1	—	1	20	1	1	1	3	1	—	—	129	4	165		
	13年	1	1	3	1	—	1	1	—	1	15	8	1	—	4	1	—	—	131	4	169	
	14年	1	1	3	1	—	1	1	—	1	16	14	1	—	4	1	5	—	150	4	201	
	15年	1	1	4	1	—	1	1	—	1	18	17	1	—	4	2	6	—	169	4	235	
	16年	1	1	4	1	—	1	1	—	1	18	17	1	—	9	2	6	—	182	4	255	
	17年	1	1	4	1	—	1	1	—	1	18	20	1	—	3	2	6	—	165	3	231	
	18年	1	1	4	—	—	1	1	—	1	13	8	1	—	6	2	6	—	99	2	186	
	19年	1	1	3	—	—	1	1	—	1	13	7	1	—	6	2	—	—	90	2	171	
	20年	1	1	3	—	—	1	1	—	1	15	15	1	—	8	4	—	—	117	2	177	
				一級		二級		三級														
			21年	1	1	3	—	1	1	—	1	15	22	1	—	7	3	6	—	127	2	205
				認 證 特 級 官		一級		二級		三級		履										
				大 臣		政 務 次 官	次 官	參 事 官	局 長 官	參 事 官	大 臣 秘 書 官	事 務 官	技 術 官	事 務 官	技 術 官							
		22年	1	—	—	—	—	—	1	7	4	1	—	4	19	—	—	347				
法 務 廳	昭和	22年	總 裁		政 務 次 官	長 官	官 房 長 官	事 務 官	總 裁 秘 書 官	事 務 官	技 術 官	事 務 官	技 術 官	履 員								
			1	—	—	—	—	1	5	1	2	1	205	10	44	46	614					

備考 本表は經常部のみを計上す。

(四) 法務廳所管昭和23年歳入豫算

部 款 項 目	金 額
官業及び官有財産収入	523,529,000
官業収入	517,832,000
刑務所収入	517,832,000
官有財産収入	5,697,000
官有物貸下料	69,000
土地及び水面貸下料	11,000
官舎貸下料	58,000
官有財産賣拂代	5,628,000
家畜賣拂代	183,000

不用物品賣拂代	5,445,000
雜 收 入	232,459,000
恩給法納金	606,000
懲罰及び沒收金	206,522,000
罰金及び科料	193,827,000
沒 收 金	12,695,000
辨償及び返納金	2,670,000
辨償及び違約金	199,000
延滞金及び期滿後収入	364,000
返 納 金	2,107,000
雜 入	22,661,000
合 計	755,988,000

(五) 法務廳所管昭和23年度歳出豫算額

(昭和24年3月末現在)

部 款 項	豫 算 額	前 年 度 繰 越 額	豫 備 費	計
行政部費	450,284,000	0	80,658,000	530,942,000
法 務 廳	450,284,000	0	80,658,000	530,942,000
法務本廳	161,116,000	0	27,468,000	188,584,000
訟 務 費	1,848,000	0	0	1,848,000
司法事務局	251,786,000	0	2,106,000	253,892,000
登記諸費	35,534,000	0	51,084,000	86,618,000
司法及警察費	2,899,919,000	0	274,540,000	3,173,459,000
檢 察 廳	447,685,000	0	142,425,000	590,110,000
最高檢察廳	9,433,000	0	1,128,000	10,561,000
高等檢察廳	38,396,000	0	3,185,000	41,581,000
地方檢察廳	257,956,000	0	59,252,000	317,208,000
區 檢 察 廳	90,524,000	0	8,560,000	99,084,000
檢 察 費	51,376,000	0	70,300,000	121,676,000
行 刑 費	2,333,882,000	0	56,910,000	2,390,792,000
刑 務 所	484,192,000	0	41,618,000	525,810,000
收 容 費	1,846,262,000	0	15,292,000	1,861,554,000
刑務官練習所	3,428,000	0	0	3,428,000
保 護 費	117,352,000	0	72,638,000	189,990,000
少年審判所	3,294,000	0	19,459,000	22,753,000
審 判 費	1,620,000	0	14,410,000	16,030,000
矯 正 院	34,718,000	0	0	34,718,000
保護收容費	77,720,000	0	0	77,720,000

少年觀護所	0	0	23,751,000	23,751,000
保護收容費	0	0	15,018,000	15,018,000
矯正保護費	0	0	2,567,000	2,567,000
矯正保護管區	0	0	2,567,000	2,567,000
地方財政費	53,252,000	0	17,738,000	70,990,000
地方公共團體職員費補助	53,252,000	0	17,738,000	70,990,000
地方公共團體職員費補助	53,252,000	0	17,738,000	70,990,000
行政共通費	2,104,518,000	50,484,118	127,256,000	2,282,258,118
官廳管籍費	94,008,000	0	33,527,000	133,535,000
新管費	52,848,000	0	37,768,000	90,616,000
補修費	41,160,000	0	1,759,000	42,919,000
諸支出金	1,770,380,000	50,484,118	87,729,000	1,908,593,118
諸支出金	1,770,380,000	50,484,118	87,729,000	1,908,593,118
價格補正等特別補充費	240,130,000	0	0	240,130,000
價格補正費特別補充費	240,130,000	0	0	240,130,000
公共事業費	912,612,000	19,983,719	0	932,595,719
公共事業費	912,612,000	19,983,719	0	932,595,719
事務費	24,504,000	0	0	24,504,000
事業費	888,932,000	19,983,719	0	908,915,719
法務廳所管總計	6,419,585,000	70,467,837	500,192,000	6,990,244,837

(六) 法務廳所管國有財產現在額 (昭和23年3月末日現在)

(1) 行政財產 (公用財產)

種別	地		立木竹		建 物	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格
	坪	圓	本石束	圓	延坪 建坪	圓
法務本廳	9,247	6,261,957.65	357 0 0	57,848.00 0 0	881. 694 618. 694	3,248,030.89
裁判所	43,811	9,702,098.55	290 0 0	2,550.00 0 0	13,772. 999 7,652. 999	19,101,817.35
檢察廳	31,665	10,712,110.65	492 0 0	5,650.77 0 0	9,805. 3 8,385. 3	15,242,475.68
司法事務局	92,914	5,836,184.69	951 0 0	25,058.99 0 0	18,162. 007 16,023. 007	3,226,905.46
少年審判所	4,226	924,464.28	0 0 0	0 0 0	1,574. 942	1,265,638.65
少年院	314,560	1,060,732.99	7 0 0	130.00 0 0	8,231. 21 7,793. 38	5,172,996.32
拘留所	92,978	15,069,033.75	132 0 0	1,733.00 0 0	29,877. 20,171	35,962,960.85
刑務所	7,429,312. 097	51,220,783.60	3,469 55,580 0	19,457.75 341,321.15 0	238,425. 067 208,651. 067	48,165,093.75
少年刑務所	369,060	4,628,798.67	571 0 50	5,646.00 0.00 50	33,934. 497 28,536. 497	6,609,923.90
計	8,387,773. 97	105,416,164.83	6,269 55,580 50	118,074.51 341,321.15 50.00	354,663. 774 298,773. 944	137,995,842.85

備考 一、裁判所ハ現在最高裁判所ニ於テ使用中
 一、檢察廳ノ内水戸、千葉、前橋、長野、新潟、大津、津、山口、熊本、鹿兒
 一、司法事務局ノ内横濱、千葉、水戸、前橋、静岡、甲府、長野、新潟、神戸、大津、
 盛岡、秋田、青森、函館、旭川、釧路ハイツレモ裁判所應令一部供用ス。
 一、少年審判所ハ東京、静岡、大阪、名古屋、廣島、福岡、熊本、仙臺、札幌ノ九ヶ
 一、少年院ハ東京、多摩、浪速、河内、四國、瀬戸、廣島、美保、福岡、札幌ノ十ヶ
 一、拘留所ハ東京、京都、大阪、神戸、名古屋ノ五ヶ所トス。
 一、刑務所ハ地方刑務所ヲ除ク外全刑務所分。

工 作 物	地上權、地役權其の 他これに準ずる權利		船 舶		價 格	
	價 格	數量	價 格	數量	價 格	價 格
圓	坪	圓	隻	圓	圓	圓
665,231	48	—	—	—	—	10,233,068 38
3,812,480	22	—	—	—	—	32,618,946 12
6,663,013	80	21	1,267	50	—	32,624,518 40
250,959	60	181	13,267	40	—	9,352,376 14
177,913	93	—	—	—	—	2,368,016 86
807,452	60	—	—	—	—	7,041,311 91
6,862,373	88	—	—	—	—	57,896,101 48
9,456,686	31	—	—	—	23 251,125 53	109,454,468 09
1,339,084	65	—	—	—	6 63,440 93	12,646,944 15
30,035,196	83	202	14,534	90	29 314,566 46	274,235,751 53

島、宮崎、盛岡、札幌、高知、函館、旭川、釧路ハイヅレモ裁判所廳令一部供用ス。
名古屋、津、福井、金澤、廣島、岡山、鳥取、松江、福岡、佐賀、熊本、宮崎、仙臺、山形、

所トス
所トス。

(2) 雜 種 財 産

種 別	土 地		立木竹		建 物		工作物	船 舶		計
	數量	價 格	數量	價格	數量	價格	價格	數量	價格	價格
	歩	圓	本	圓	延坪 建坪	圓	圓	隻	圓	圓
法 務 廳	9215	1,124,756	18							1,124,756 18
檢 察 廳								4 34	249,000 00	249,000 00
司法事務局	4,3418. 1	287,561 95	86382 10				1,165 89			289,109 94
刑 務 所	1,1526	214,507 92			51.5 46.5	3,760 53	1,313 53			219,581 98
少年刑務所	1908	5,784 00								5,784 00
計	6,6207. 1	1,632,610 05	86382 10		51.5 46.5	3,760 53	2,479 42	4 34	249,000 00	1,888,232 10

(七) 昭和23年度歳入徴收調 (昭和23年3月31日現在)

部	款	項	目	事由	徴收決定済額		
					自昭和23年4月 至昭和24年3月累計		
官業 及 官有財産 收入	官業收入	刑務所收入	刑務所收入		774,153,596	73	
		官有財産收入					
		官有財産貸下料	地所及水面 貸下料		86,660	32	
			官舎貸下料		38,017	58	
			項計		124,677	90	
		官有財産賣拂料	家畜賣拂代		6,671	00	
			不用物品賣拂代		11,794,791	97	
			項計		11,801,462	97	
			款計		11,926,140	87	
			部計		786,079,737	60	
	雑收入	恩給法納金及 特別會計恩給					
		負擔金	恩給法納金		19,376,598	41	
		徴罰及沒收	罰金及科料		414,863,599	53	
		沒收金		83,392,336	92		
		項計		498,255,936	45		
辨償及返納金							
		辨償及違約金		1,429,548	31		
		延滞金及 期滿後收入		296,624	04		
		返納金		402,228	14		
		項計		2,128,400	49		
	雑入	雑入		46,708,909	18		
		款計		566,469,844	53		
		合計		1,352,549,582	13		

收納済額		不納		收納		現金	
自昭和23年4月 至昭和24年累計		缺損額		未済額		拂込仕譯	
506,221,402	12			267,932,194	61	前月迄拂込未済	
41,960	18			44,700	14	672,083	29
38,017	58			0		本月中現金領收額	
79,977	76			44,700	14	82,441,786	73
6,671	00					計	
11,171,045	91			623,746	06	83,113,870	02
11,177,716	91			623,746	06	本月中現金拂込高	
11,257,694	67			668,446	20	82,934,106	22
517,479,096	79			268,600,640	81	翌月へ越高	
						779,763	80
				9,196	78		
		2,000	00				
		2,000	00				
				799,897	53		
				368,828	44	33,399	70
				1,295,103	26	833,297	23
				46,522,247	27	186,661	91
				565,438,688	61	2,000	00
				1,029,155	92		
1,082,917,785	40	2,000	00	269,629,796	73		

(八) 法務廳所管支出濟額 (昭和23年度)

A.

部	款	項	支出濟額		備	考
			自昭和23年3月 至昭和24年3月 至合計			
行政部費	法務廳		436,069,242.35			
		法務本廳	436,069,242.35			
		訟務費	153,338,182.86			
		司法事務局	1,346,486.25			
		登記諸費	217,384,242.58	定額戻入 184,547.26	科目更正 48,456.21	
			64,000,033.66	定額戻入 145,642.29	科目更正 101,514.29	
司法及警察費	檢察廳		2,766,416,097.78			
		最高檢察廳	506,038,505.24			
		高等檢察廳	9,028,317.60			
		地方檢察廳	33,791,159.07			
		區檢察廳	284,428,050.89	定額戻入 461,061.80		
		檢察費	85,580,116.16	定額戻入 199,545.46	科目更正 654.00	
			93,210,861.52			
	行刑費		2,182,886,767.67			
		刑務所	481,792,688.73	定額戻入 39,823.45	科目更正 190,110.63	
		收容費	1,698,387,623.26	定額戻入 1,732,088.39	科目更正 1,089.50	
		刑務官練習所	2,706,455.68			
	保護費		76,991,358.31			
		少年審判所	17,235,064.02	定額戻入 51,940.51		
		審判費	11,631,440.03			
		矯正院	18,068,925.01			
		保護收容費	28,062,405.67			
		少年觀護所	1,993,528.58			
	矯正保護費	矯正保護管區	499,466.56			
地方財政費	地方公共團體職員費補助		67,394,000.00			
行政共通費	官廳營繕費		1,653,482,684.80			
		新營費	71,268,568.89			
		補修費	46,684,218.50			
			24,584,350.39			
	諸支出金	諸支出金	1,490,757,966.19	定額戻入 773,802.54	科目更正 1,615,574.43	
		價格補正等特別補充費	91,456,149.72			
公共事業費	公共事業費		677,533,514.80			
		事務費	677,533,514.80			
		事業費	6,527,706.60			
			671,005,808.20			
		總計	5,600,895,539.73			

B.

部	款	項	支出濟額		備	考
			自昭和23年4月 至昭和24年3月 迄合計			
行政部費	法務廳	法務本廳	38,566,662.30			
行政部費	法務廳	法務本廳	31,100,389.00			
地方財政費	地方公共團體職員費補助	地方公共團體職員費補助	42,387,000.00			
行政部費	法務廳	法務本廳	3,427,140.02			
行政部費	法務廳	法廳本廳	9,366,425.65			
行政部費	法務廳	法務本廳	4,873,689.06			
		訟務費	3,527,202.81			
			1,346,486.25			
行政部費	法務廳	法務本廳	46,898,178.42			
地方財政費	地方公共團體職員費補助	地方公共團體職員費補助	25,007,000.00			
行政部費	法務廳	法務本廳	15,768,463.65			
行政部費	法務廳	法務本廳	4,620,893.72			
行政部費	法務廳	法務本廳	62,827.29			
行政部費	法務廳	法務本廳	281,384,573.24			
		司法事務局	217,384,242.58	定額戻入 184,547.26	科目更正 98,456.21	
		登記諸費	64,000,330.66	定額戻入 145,642.29	科目更正 101,514.29	
司法及警察費	檢察廳	最高檢察廳	10,223,472.95			
		檢察費	9,028,317.60			
			1,195,155.35			
司法及警察費	檢察廳	最高檢察廳	42,399,144.16			
		檢察費	348,301,513.45			
		高等檢察廳	33,791,159.07			
		檢察費	8,607,985.09			

部	款	項	支出濟額		備	考
			自昭和23年4月 至昭和24年3月 迄合計			
司法及警察費	地方檢察廳	檢察費	348,801,513.45			
	區檢察廳	檢察費	284,428,050.89			
	區檢察廳	檢察費	63,873,462.56			
司法及警察費	刑務所	刑費	105,114,374.68			
	刑務所	收容費	85,580,116.16			
	刑務所	收容費	19,534,258.52			
司法及警察費	刑務官練習所	刑費	2,180,180,311.99			
	刑務官練習所	收容費	481,792,688.73			
	刑務官練習所	收容費	1,698,387,623.26			
司法及警察費	少年審判所	保護費	2,706,455.68			
	少年審判所	保護費	28,866,504.05			
	少年審判所	保護費	17,285,064.02	定額戻入 51,940.00		
	少年審判所	保護費	11,631,440.03			
司法及警察費	矯正院	保護費	45,442,093.67			
	矯正院	保護費	18,068,925.01			
	矯正院	保護費	27,373,168.66			
司法及警察費	少年觀護所	保護費	2,682,760.59			
	少年觀護所	保護費	1,993,523.58			
	少年觀護所	保護費	689,237.01			
司法及警察費	矯正保護管區	矯正保護費	499,466.56			
行政共通費	行政共通費	官廳管繕費	1,653,482,684.80			
	官廳管繕費	新管費	71,263,568.89			
	官廳管繕費	補修費	46,684,218.50			
	官廳管繕費	補修費	24,584,350.39			
諸支出金	諸支出金	價格補正等特別補充費	1,490,757,966.19	定額戻入 科目更生 773,802.54 1,615,574.43		
	價格補正等特別補充費	價格補正費	91,456,149.72			
	價格補正等特別補充費	特別補充費				
法務總裁官房 公共事業費	公共事業費	事務費	677,533,514.80			
	公共事業費	事務費	6,527,706.60			
	公共事業費	事務費	671,005,808.20			
總計			5,599,515,539.73			

(九) 法務廳所管昭和22年度國有財產無償貸付狀況

(一般會計所屬)

區分	數量 單位	昭和21年度末現在		昭和22年度増減						昭和22年度末現在	
		數量	價格	増		減		差引		數量	價格
				數量	價格	數量	價格	數量	價格		
土地坪		0	0	8,304	184,008	846	67,841	7,458	116,167	7,458	116,167
立木竹 材積	樹木本	0		6		0		6		6	
	石	0	0	0	30	0	0	0	30	0	30
	(竹束)	0		0		0		0		0	
工作物				0	477		0		477		477
計				0	184,515		67,841		116,674		116,674

(一〇) 法務廳所管昭和22年度國有財產増減及び現在額總計

(一般會計所屬)

A.

昭和21年度末現在	昭和22年度増減			昭和22年度末現在
	増	減	差引	
圓	圓	圓	圓	圓
000	276,899,985.88	775,875.25	276,123,983.63	276,123,983.63

B. 一般會計所屬 公用財産

區	分	數量 單位	昭和21年度 末現在		昭和22年 增	
			數量	價格	數量	價格
土	地	坪	0	0	8,392,151.97	105,602,764.57
立木竹	樹木材	木本	0		6,269.	
		石	0		55,580.	
		(竹)束	0	0	50.	459,445.66
建	物	建坪	0		300,128.94	
		延坪	0	0	356,079.77	138,233,678.16
工	作	物		0		30,058,054.93
船	船	隻	0	0	29.	314,566.46
地上權、地役權、鑛業權、砂鑛權その他これに準ずる權利		坪	0	0	202.	14,534.90
計				0		274,683,044.68

C. 一般會計所屬 雜種財産

區	分	數量 單位	昭和21年度 末現在		昭和22年 增	
			數量	價格	數量	價格
土	地	步	0	0	66,207.1	1,632,292.15
立木竹	樹木材	木本	0		86.	
		石	0		0	
		(竹)束	0	0	0	382.10
建	物	建坪	0		465	
		延坪	0	0	51.5	3,760.53
工	作	物		0		2,479.42
船	船	隻	0	0	7	577,200.00
計				0		2,216,814.20

度 增 減				昭和22年度末現在	
減		差		引	
數量	價格	數量	價格	數量	價格
5,880.	186,599.74	8,386,268.97	105,416,164.83	8,386,268.97	105,416,164.83
0		6,269.		6,269.	
0		55,580.		55,580.	
0	0	50.	459,445.66	50.	459,445.66
1,350.		298,773.94		298,773.94	
1,410.	237,835.31	354,663.77	137,995,842.85	354,663.77	137,995,842.85
	22,858.10		30,035,196.83		30,035,196.83
0	0	29.	314,566.46	29.	314,566.46
0	0	202.	14,534.90	202.	14,534.90
447,293.15		274,235,751.53		274,235,751.53	

度 增 減				昭和22年度末現在	
減		差		引	
數量	價格	數量	價格	數量	價格
0	382.10	66,207.1	1,632,610.05	6,6207.1	1,632,610.05
0		86.		86.	
0		0		0	
0	0	0	382.10	0	382.10
0		46.5		46.5	0
0	0	51.5	3,760.53	51.5	3,760.53
	0		2,479.42		2,479.42
3	328,200.10	4.	249,000.00	4.	249,000.00
328,582.10		1,888,232.10		1,888,232.10	

六 検察廳の部

- 一 検 察 廳 法 96頁
- 二 検 察 廳 100頁
- 三 検 察 官 122頁
- 四 最 高 検 察 廳 127頁
- 五 検察廳における業務實施概況 128頁

一 檢察廳法	96頁
二 檢察廳	100頁
(一) 檢察廳の組織	100頁
1 檢察廳數	100頁
2 檢察廳の名稱ならびに所在地	101頁
3 檢察廳の管轄別面積、市町村數ならびに人口	104頁
(二) 檢察廳の職員	116頁
1 檢察廳職員政令定員	116頁
2 檢察廳職員豫算定員	116頁
3 檢察廳職員配置定員	117頁
參考 1 檢察廳職員豫算定員沿革	119頁
2 裁判所職員豫算定員沿革	120頁
三 檢察官	122頁
1 檢察官政令定員	122頁
參考 檢察官政令定員沿革	122頁
2 檢察官事務總件數と檢察官定員との比照累年比較	124頁
3 昭和23年9月末における檢察官捜査事件の未済人員調	126頁
4 昭和23年9月末における公訴取消、檢察官の強制處分等の累計	126頁
5 昭和23年11月1日現在における檢察官の俸給	126頁
四 最高檢察廳	127頁
1 最高檢察廳の職員配置定員	127頁
2 檢事事務分擔の大要	127頁
3 檢察委員會	128頁
五 檢察廳における業務實施概況	128頁
1 隠退職事件處理の概要	129頁
2 政令201號違反事件取締の概況	135頁
3 昭和22年勅令第1號關係事件の概況	136頁
4 全國地檢、區檢事件受理處理狀況一覽表	137頁
5 昭和22年度罪名別捜査事件の受理、處理、未處理件數、人員表	139頁
6 捜査事件の受理總數および起訴件數、人員の年度別對照	141頁
7 捜査事件新受人員および起訴人員の刑法犯と特別法犯の區分 ならびにその内經濟事件人員數の年度別對照	142頁

一 検察廳法

(昭和22年4月15日法律第61號)
改正昭和22法19、昭23法31

- 第一條 検察廳は、検察官の行ふ事務を統括するところとする。
検察廳は、最高検察廳、高等検察廳、地方検察廳及び區検察廳とする。
- 第二條 最高検察廳は、最高裁判所に、高等検察廳は、各高等裁判所に、地方検察廳は、各地方裁判所に、區検察廳は、各簡易裁判所に、それぞれ對應してこれを置く。
最高検察廳の位置並びに最高検察廳以外の検察廳の名稱及び位置は、政令でこれを定める。
法務總裁は、必要と認めるときは、高等裁判所又は地方裁判所の支部にそれぞれ對應して高等検察廳又は地方検察廳の支部を設け、當該検察廳の事務の一部を取り扱わせることができる。
- 第三條 検察官は、検事總長、次長検事、検事長、検事及び副検事とする。
- 第四條 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の權限に屬するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその權限に屬させた事務を行う。
- 第五條 検察官は、いずれかの検察廳に屬し、他の法令に特別の定のある場合を除いて、その屬する検察廳の對應する裁判所の管轄區域内において、その裁判所の管轄に屬する事項について前條に規定する職務を行う。
- 第六條 検察官は、いかなる犯罪についても捜査をすることができる。
検察官と他の法令により捜査の職權を有する者との關係は、刑事訴訟法の定めるところによる。
- 第七條 検事總長は、最高検察廳の長として、廳務を掌理し、且つ、すべての検察廳の職員を指揮監督する。
次長検事は、最高検察廳に屬し、検事總長を補佐し、又、検事總長に事故のあるとき、又は検事總長が欠けたときは、その職務を行う。
- 第八條 検事長は、高等検察廳の長として、廳務を掌理し、且つ、その廳並びにその廳の對應する裁判所の管轄區域内に在る地方検察廳及び區検察廳の職員を指揮監督する。
- 第九條 各地方検察廳に検事正各一人を置き、一級の検事を以てこれに充てる。
検事正は、廳務を掌理し、且つ、その廳及びその廳の對應する裁判所の管轄區域内に在る區検察廳の職員を指揮監督する。
- 第十條 二人以上の検事又は検事及び副検事の屬する各區検察廳に上席検察官各一人を置き、検事を以てこれに充てる。
上席検察官の置かれた各區検察廳においては、その廳の上席検察官が、その他の各區検察廳においては、その廳に屬する検事又は副検事(副検事が二人以上あるときは、検事正の指定する副検事)が廳務を掌理し、且つ、その廳の職員を指

揮監督する。

- 第十一條 検事總長、検事長又は検事正は、その指揮監督する検察官に、第七條第一項、第八條又は第九條第二項に規定する事務の一部を取り扱わせることができる。
- 第十二條 検事總長、検事長又は検事正は、その指揮監督する検察官の事務を、自ら取り扱い、又はその指揮監督する他の検察官に取り扱わせることができる。
- 第十三條 検事總長及び次長検事、検事長若しくは検事正に事故のあるとき、又は検事總長及び次長検事、検事長若しくは検事正が欠けたときは、その廳の他の検察官が、法務總裁の定める順序により、臨時に検事總長、検事長又は検事正の職務を行う。
區検察廳の廳務を掌理する検察官に事故のあるとき、又はその検察官が欠けたときは、検事正の指定する他の検察官が、臨時にその職務を行う。
- 第十四條 法務總裁は、第四條及び第六條に規定する検察官の事務に關し、検察官を一般に指揮監督することができる。但し、個々の事件の取調又は處分については、検事總長のみを指揮することができる。
- 第十五條 検事總長、次長検事及び各検事長は一級とし、その任免は、天皇が、これを認証する。
検事は、一級又は二級とし、副検事は、二級とする。
一級の検察官は、内閣が、二級の検察官は、内閣總理大臣が、これを任免する。
- 第十六條 検事長、検事及び副検事の職は、法務總裁がこれを補する。
副検事は、區検察廳の検察官の職のみにこれを補するものとする。
- 第十七條 法務總裁は、高等検察廳又は地方検察廳の検事の中から、高等検察廳又は地方検察廳の支部に勤務すべき者を命ずる。
- 第十八條 二級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。
一 司法修習生の修習を終えた者
二 裁判官の職に在つた者
三 三年以上政令で定める大學において法律學の教授又は助教の職に在つた者
副検事は、前項の規定にかかわらず、左の各號の一に該當する者で副検事選考委員會の選考を経たものの中からもこれを任命することができる。
一 高等試験に合格した者
二 三年以上政令で定める二級官吏その他の公務員の職に在つた者
三年以上副検事の職に在つて政令で定める考試を経た者は、第一項の規定にかかわらず、これを二級の検事に任命及び叙級することができる。
副検事選考委員會に關する規程は、政令でこれを定める。
- 第十九條 一級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。
一 八年以上二級の検事、判事補、簡易裁判所判事又は辯護士の職に在つた者
二 最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官又は判事の職に在つた者
三 前條第一項第一號又は第三號の資格を得た後八年以上法務廳の各長官、法務總裁官房長、少年審判官、最高裁判所事務總長若しくは裁判所調査官又は二

級以上の法務廳事務官、法務廳教官、裁判所事務官若しくは司法研修所教官の職に在つた者

四 前條第一項第一號又は第三號の資格を有し一年以上一級官吏の職に在つた者

五 前條第一項の資格を有し一級の檢察官の職務に必要な學識経験のある者で、一級官吏選考委員會の選考を経たもの

前項第一號及び第三號に規定する各職の在職年数は、これを通算する。

前條第三項の規定により檢察に任命された者は、第一項第三號乃至第五號の規定の適用については、これを同條第一項第一號の資格を有する者とみなす。

第二十條 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者の外、左の各號の一に該当する者は、これを檢察官に任命することができない。

一 禁錮以上の刑に處せられた者

二 彈劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

第二十一條 檢察官の受ける俸給については、別に法律でこれを定める。

第二十二條 檢察總長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の檢察官は年齢が六十三年に達した時に退官する。

第二十三條 檢察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないときは、檢察官適格審査委員會の議決及び法務總裁の勸告を経て、その官を免ずることができる。

檢察官は、左の場合に、その適格に關し檢察官適格審査委員會の審査に付される。

一 すべての檢察官について三年ごとに定時審査を行う場合

二 法務總裁の請求により各檢察官について隨時審査を行う場合

三 職權で各檢察官について隨時審査を行う場合

檢察官適格審査委員會は、檢察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないかどうかを審査し、その議決を法務總裁に通知しなければならない。法務總裁は、檢察官適格審査委員會から檢察官がその職務を執るに適しない旨の議決の通知のあつた場合において、その議決を相當と認めるときは、當該檢察官の罷免の勸告をしなければならない。

檢察官適格審査委員會は、内閣總理大臣の監督に屬し、國會議員、檢察官、法務廳の官吏、裁判官、辯護士及び日本學士院會員の中から選任された十一人の委員を以てこれを組織する。但し、委員となる國會議員は、衆議院議員四人及び參議院議員二人とし、それぞれ衆議院及び參議院においてこれを選出する。

前四項に規定するものの外、檢察官適格審査委員會に關する事項は、政令でこれを定める。

第二十四條 檢察長、檢察又は副檢察が檢察廳の廢止その他の事由に因り剩員となつたときは、法務總裁は、その檢察長、檢察又は副檢察に俸給の半額を給して欠位を待たせることができる。

第二十五條 檢察官は、前三條の場合を除いては、その意思に反して、その官を失ひ、職務を停止され、又は俸給を減額されることはない。但し、懲戒處分による場合は、この限りでない。

第二十六條 最高檢察廳に檢察總長秘書官を置く。

檢察總長秘書官は、二級とする。

檢察總長秘書官は、檢察總長の命を受けて機密に關する事務を掌る。

第二十七條 檢察廳に檢察事務官を置く。

檢察事務官は、二級又は三級とする。

檢察事務官は、上官の命を受けて檢察廳の事務を掌り、又、檢察官を補佐し、又はその指揮を受けて捜査を行う。

第二十八條 檢察廳に檢察技官を置く。

檢察技官は、二級又は三級とする。

檢察技官は、檢察官の指揮を受けて技術を掌る。

第二十九條 檢察廳の職員は、豫算の範圍内において政令でこれを定める。

第三十條 法務總裁は、檢察總長若しくは檢察長又は檢察正にその廳又はその廳及びその廳の對應する裁判所の管轄區域内に在る區檢察廳の三級官吏の進退に關する權限を委任することができる。

檢察長又は檢察正は、その廳の檢察事務官及び檢察技官の中から、その廳の支部に勤務すべき者を命ずる。

第三十一條 檢察廳の職員は、他の檢察廳の職員と各自の取扱うべき事務について互に必要な補助をする。

第三十二條 檢察廳の事務章程は、法務總裁が、これを定める。

附 則

第三十三條 この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

第三十四條 この法律施行前、從前の檢察總長又は大審院檢察のした事件の受理その他の行爲は、これを檢察總長又は最高檢察廳の檢察のした事件の受理その他の行爲とみなし、從前の檢察長、控訴院檢察、從前の檢察正又は地方裁判所檢察若しくは區裁判所檢察のした事件の受理その他の行爲は、これをそれぞれ政令で定める檢察長、高等檢察廳の檢察、檢察正又は地方檢察廳の檢察のした事件の受理その他の行爲とみなす。

第三十五條 この法律施行前、從前の檢察總長又は大審院檢察にあててされた事件の送致その他の行爲は、これを檢察總長又は最高檢察廳の檢察にあててされた事件の送致その他の行爲とみなし、從前の檢察長、控訴院檢察、從前の檢察正又は地方裁判所檢察若しくは區裁判所檢察にあててされた事件の送致その他の行爲は、これをそれぞれ政令で定める檢察長、高等檢察廳の檢察、檢察正又は地方檢察廳の檢察にあててされた事件の送致その他の行爲とみなす。

第三十六條 法務總裁は、當分の間、檢察官が足りないため必要と認めるときは、區檢察

廳の檢察事務官にその廳の檢察官の事務を取り扱わせることができる。

第三十七條 裁判所構成法による檢事たる資格を有する者は、第十八條及び第十九條の規定の適用については、その資格を得た時に司法修習生の修習を終えたものとみなす。この法律施行の際現に辯護士たる資格を有する者で辯護士の在職年数がこの法律施行後において三年に達する者についてその三年に達した時も同様とする。

この法律施行前辯護士試補として一年六箇月以上の實務修習を終え考試を経た者は、前項の規定にかかわらず、その考試を経た時に司法修習生の修習を終えたものとみなす。

第三十八條 裁判所構成法による檢事若しくは判事の在職又は同法による檢事たる資格を有する者の司法省各局長、司法省調査部長、司法省調査官、司法書記官、司法研究所指導官、司法研究所事務官、司法省參事官、領事官、朝鮮總督府檢事、朝鮮總督府判事、臺灣總督府法院檢察官、臺灣總督府法院判官、關東法院檢察官、關東法院判官、南洋廳檢事若しくは南洋廳判事の在職は、第十九條第一項第一號の規定の適用については、これを二級の檢事とみなす。

第三十九條 第十八條第二項第二號中二級官吏とあるのは、奏任文官を、第十九條第一項第四號中一級官吏とあるのは、勅任文官を含むものとする。

第四十條 この法律施行の際奏任の檢事で現に控訴院檢事又は地方裁判所檢事若しくは區裁判所檢事の職に在る者は、別に辭令を發せられないときは、檢事に任ぜられ、二級に叙せられ、且つ、それぞれ政令で定める高等檢察廳又は地方檢察廳の檢事に補せられたものとする。

第四十一條 この法律施行の際現に書記長若しくは裁判所書記の職に在つて檢事局に屬する者又は檢察補佐官の職に在る者は、別に辭令を發せられないときは、現に受ける號俸を以て檢察事務官に任ぜられ、奏任又は二級の者は、二級に、判任又は三級の者は、三級に叙せられたものとする。

第四十二條 政令で特別の定をした場合を除いて、他の法律中「檢事」を「檢察官」に、「管轄裁判所ノ檢事」を「管轄裁判所ニ對應スル檢察廳ノ檢察官」に改める。

二 檢察廳

(一) 檢察廳の組織

1 檢察廳數

(昭和24.3.15現在)

(100)

469606

區分	高等檢察廳名	同支部數	所轄地方檢察廳數	同支部數	(内譯)		所轄區檢察廳數	
					甲	乙		
廳 最 高 檢 察 廳 名	東京高等檢察廳		11	53	18	35	137	
	大阪高等檢察廳		6	26	7	19	82	
	名古屋高等檢察廳	1	6	25	5	20	57	
	廣島高等檢察廳	2	5	24	7	17	59	
	福岡高等檢察廳	1	7	43	6	37	88	
	仙臺高等檢察廳	1	6	30	15	15	60	
	札幌高等檢察廳	1	4	14	3	11	44	
	高松高等檢察廳		4	13	2	11	32	
計	1	8	6	49	228	63	165	559

註 昭和23.10.1現在では仙臺高等檢察廳支部がなかつたのみで、他は上表と同様である。

2 檢察廳の名稱ならびに所在地

(昭和24.3.15現在)

最高檢察廳 東京都千代田區霞ヶ關1ノ1

高等檢察廳 (8ヶ所)

名	稱	所 在 地
東京高等檢察廳		東京都千代田區霞ヶ關1ノ1
大阪高等檢察廳		大阪市北區若松町8
名古屋高等檢察廳		名古屋市東區主税町1ノ1
廣島高等檢察廳		廣島市基町1
福岡高等檢察廳		福岡市大名町2丁目9
仙臺高等檢察廳		仙臺市片平丁69
札幌高等檢察廳		札幌市大通り西13丁目
高松高等檢察廳		高松市花園町1252

高等檢察廳支部 (6ヶ所)

名	稱	所 在 地
名古屋高等檢察廳	金澤支部	金澤市尻垂坂通3ノ15
廣島高等檢察廳	岡山支部	岡山市弓之町125
廣島高等檢察廳	松江支部	松江市母衣町
福岡高等檢察廳	宮崎支部	宮崎市宮田町1丁目100
仙臺高等檢察廳	秋田支部	秋田市西根小屋町3ノ1
札幌高等檢察廳	函館支部	函館市新川町28

(101)

地方檢察廳 (49ヶ所)

高檢名	名 稱	所 在 地
東京 11	東京地方檢察廳	東京都千代田區霞ヶ關1ノ1
	横濱地方檢察廳	横濱市中區海岸通リ1ノ1
	浦和地方檢察廳	浦和市常盤町1ノ165
	千葉地方檢察廳	千葉市吾妻町3丁目65
	水戸地方檢察廳	水戸市北三ノ丸120
	宇都宮地方檢察廳	宇都宮市小幡町
	前橋地方檢察廳	前橋市曲輪町乙72
	静岡地方檢察廳	静岡市追手町62
	甲府地方檢察廳	甲府市錦町3
	長野地方檢察廳	長野市花咲町1237
	新潟地方檢察廳	新潟市學校町通一番町1
大阪 6	大阪地方檢察廳	大阪市北區若松町8
	京都地方檢察廳	京都市中京區堺町柳馬場
	神戸地方檢察廳	神戸市生田區橋通2丁目30
	奈良地方檢察廳	奈良市登大路町35
	大津地方檢察廳	大津市四宮町
名古屋 6	和歌山地方檢察廳	和歌山市二番町1
	名古屋地方檢察廳	名古屋市東區主税町1丁目1
	津地方檢察廳	津市丸之内殿町
	岐阜地方檢察廳	岐阜市今澤町1
	福井地方檢察廳	福井市佐佳枝町1ノ6
廣島 5	金澤地方檢察廳	金澤市尻垂坂通リ3丁目
	富山地方檢察廳	富山市西長江25
	廣島地方檢察廳	廣島市基町1
	山口地方檢察廳	山口市今道45
	岡山地方檢察廳	岡山市弓之町125
福岡 7	鳥取地方檢察廳	鳥取市東町
	松江地方檢察廳	松江市母衣町68
	福岡地方檢察廳	福岡市大名町2丁目9
	佐賀地方檢察廳	佐賀市松原町中ノ小路
	長崎地方檢察廳	長崎市蕨蔵町1
	大分地方檢察廳	大分市荷揚町24
	熊本地方檢察廳	熊本市
鹿兒島地方檢察廳	鹿兒島市山下町68ノ6	
宮崎地方檢察廳	宮崎市宮田町1丁目100	

所在地	名 稱	所 在 地
仙臺 6	仙臺地方檢察廳	仙臺市片平町96
	福島地方檢察廳	福島市新濱町6
	山形地方檢察廳	山形市旅籠町
	盛岡地方檢察廳	盛岡市
	秋田地方檢察廳	秋田市西根小屋町3ノ1
	青森地方檢察廳	青森市大字大野字長島117
札幌 4	札幌地方檢察廳	札幌市大通リ西13丁目
	函館地方檢察廳	函館市新川町28
	旭川地方檢察廳	旭川市八條通リ6丁目
	釧路地方檢察廳	釧路市浦見町3丁目1
高松 4	高松地方檢察廳	高松市花園町1252
	德島地方檢察廳	德島市德島本町1.2.3
	高知地方檢察廳	高知市丸ノ内7
	松山地方檢察廳	松山市一番町17

備考 高檢名の下の數字は、管内地方檢察廳の數を示す。

地方檢察廳支部

(228ヶ所 内甲53ヶ所、乙165ヶ所)

地檢名	名 稱	所 在 地	權 限
東京 1	八王子支部	東京都八王子市	甲 號
横濱 2	横須賀支部	横須賀市	甲 號
	小田原支部	小田原市	甲 號
浦和 4	越ヶ谷支部	埼玉縣南埼玉郡越ヶ谷町	乙 號
	川越支部	川越市	乙 號
	熊谷支部	熊谷市	甲 號
	秩父支部	埼玉縣秩父郡秩父町	乙 號
千葉 7	佐倉支部	千葉縣印旛郡佐倉町	乙 號
	一宮支部	千葉縣長生郡一宮町	乙 號
	松戸支部	松戸市	乙 號
	木更津支部	木更津市	甲 號
	館山支部	館山市	乙 號
	八日市場支部	千葉縣匝瑳郡八日市場町	甲 號
	佐原支部	千葉縣香取郡佐原町	乙 號

水戸 5	太田支部	茨城縣久慈郡太田町	乙號
	土浦支部	土浦市	甲號
	龍ヶ崎支部	茨城縣稻敷郡龍ヶ崎町	乙號
	鹿生支部	茨城縣行方郡鹿生町	乙號
宇都宮 4	下妻支部	茨城縣下妻郡下妻町	甲號
	真岡支部	栃木縣芳賀郡真岡町	乙號
	大田原支部	栃木縣那須郡大田原町	乙號
	栃木支部	栃木市	甲號
前橋 5	足利支部	足利市	乙號
	沼田支部	群馬縣利根郡沼田町	乙號
	太田支部	太田市	乙號
	高崎支部	高崎市	甲號
靜岡 5	中之條支部	群馬縣吾妻郡中之條町	乙號
	富岡支部	群馬縣北甘樂郡富岡町	乙號
	沼津支部	沼津市	甲號
	吉原支部	吉原市	乙號
甲府 2	下田支部	靜岡縣賀茂郡下田町	乙號
	濱松支部	濱松市	甲號
	掛川支部	靜岡縣小笠郡掛川町	乙號
	鰐澤支部	山梨縣南巨摩郡鰐澤町	乙號
長野 9	谷村支部	山梨縣南都留郡谷村町	乙號
	上田支部	上田市	甲號
	岩村田支部	長野縣北佐久郡岩村田町	乙號
	松本支部	松本市	甲號
	木曾支部	長野縣西筑摩郡木曾町	乙號
	大町支部	長野縣北安曇郡大町	乙號
	諏訪支部	諏訪市	乙號
飯田支部	飯田市	甲號	
新潟 9	伊那支部	長野縣上伊那郡伊那町	乙號
	三條支部	三條市	乙號
	新發田支部	新發田市	甲號
	村上支部	新潟縣岩船郡村上町	乙號
	長岡支部	長岡市	甲號
	柏崎支部	柏崎市	乙號
	六日町支部	新潟縣南魚沼郡六日町	乙號
高田支部	高田市	甲號	

大阪 2	糸魚川支部	新潟縣西頸城郡糸魚川町	乙號
	相川支部	新潟縣佐渡郡相川町	乙號
京都 5	堺支部	堺市	甲號
	岸和田支部	岸和田市	乙號
	園部支部	京都府船井郡園部町	乙號
	宮津支部	京都府與謝郡宮津町	乙號
神戸 9	峰山支部	京都府中郡峰山町	乙號
	舞鶴支部	舞鶴市	甲號
	福知山支部	福知山市	乙號
	伊丹支部	伊丹市	乙號
	明石支部	明石市	乙號
	篠山支部	兵庫縣多紀郡篠山町	乙號
	柏原支部	兵庫縣水上郡柏原町	乙號
姫路支部	姫路市	甲號	
奈良 3	社支部	兵庫縣加東郡社町	乙號
	龍野支部	兵庫縣揖保郡龍野町	乙號
	豐岡支部	兵庫縣城崎郡豐岡町	甲號
	洲本支部	洲本市	甲號
大津 3	葛城支部	大和高田市	乙號
	宇陀支部	奈良縣宇陀郡大字陀町	乙號
	五條支部	奈良縣宇智郡五條町	甲號
和歌山 4	水口支部	滋賀縣甲賀郡水口町	乙號
	彦根支部	彦根市	乙號
	長濱支部	長濱市	乙號
名古屋 5	妙寺支部	和歌山縣伊都郡妙寺町	乙號
	田邊支部	田邊市	甲號
	御坊支部	和歌山縣日高郡御坊町	乙號
津 5	新宮支部	新宮市	乙號
	一宮支部	一宮市	乙號
	半田支部	半田市	乙號
	岡崎支部	岡崎市	甲號
	豐橋支部	豐橋市	甲號
津 5	新城支部	愛知縣南設樂郡新城町	乙號
	松阪支部	松阪市	乙號
	上野支部	上野市	乙號
四日市支部	四日市市	乙號	

	宇治山田支部 木本支部	宇治山田市 三重縣南牟婁郡木本町	乙號 乙號
岐阜 5	八幡支部	岐阜縣郡上郡八幡町	乙號
	大垣支部	・大垣市	乙號
	多治見支部	多治見市	乙號
	御嵩支部	岐阜縣可兒郡御嵩町	乙號
	高山支部	高山市	甲號
福井 4	武生支部	武生市	乙號
	大野支部	福井縣大野郡大野町	乙號
	敦賀支部	敦賀市	乙號
	小濱支部	福井縣遠敷郡小濱町	乙號
金澤 3	小松支部	小松市	乙號
	七尾支部	七尾市	甲號
	輪島支部	石川縣鳳至郡輪島町	乙號
富山 3	魚津支部	富山縣下新川郡魚津町	乙號
	高岡支部 出町支部	高岡市 富山縣東礪波郡出町	甲號 乙號
廣島 6	吳支部	吳市	甲號
	竹原支部	廣島縣賀茂郡竹原町	乙號
	尾道支部	尾道市	甲號
	福山支部	福山市	乙號
	三次支部 庄原支部	廣島縣雙三郡三次町 廣島縣比婆郡庄原町	甲號 乙號
山口 5	徳山支部	徳山市	乙號
	萩支部	萩市	乙號
	岩國支部	岩國市	甲號
	下關支部	下關市	甲號
	船木支部	山口縣厚狹郡船木町	乙號
岡山 6	玉島支部	岡山縣淺口郡玉島町	乙號
	笠岡支部	岡山縣小田郡笠岡町	乙號
	高梁支部	岡山縣上房郡高梁町	乙號
	新見支部	岡山縣阿哲郡新見町	乙號
	津山支部	津山市	甲號
	勝山支部	岡山縣眞庭郡勝山町	乙號
鳥取 2	倉吉支部 米子支部	鳥取縣東伯郡倉吉町 米子市	乙號 甲號

松江 5	木次支部	島根縣大原郡木次町	乙號
	今市支部	出雲市	乙號
	濱田支部	濱田市	乙號
	益田支部	島根縣美濃郡益田町	乙號
	西郷支部	島根縣周吉郡西郷町	乙號
福岡 10	甘木支部	福岡縣朝倉郡甘木町	乙號
	飯塚支部	飯塚市	甲號
	直方支部	直方市	乙號
	久留米支部	久留米市	甲號
	吉井支部	福岡縣浮羽郡吉井町	乙號
	柳河支部	福岡縣山門郡柳河町	乙號
	八女支部	福岡縣八女郡福島町	乙號
	小倉支部	小倉市	甲號
	行橋支部	福岡縣京都郡行橋町	乙號
	田川支部	田川市	乙號
佐賀 3	武雄支部	佐賀縣杵島郡武雄町	乙號
	伊萬里支部	佐賀縣西松浦郡伊萬里町	乙號
	唐津支部	唐津市	乙號
長崎 7	大村支部	大村市	乙號
	島原支部	島原市	乙號
	佐世保支部	佐世保市	甲號
	平戸支部	長崎縣北松浦郡平戸町	乙號
	武生水支部	長崎縣壱岐郡武生水町	乙號
	福江支部	長崎縣南松浦郡福江町	乙號
	嚴原支部	長崎縣下縣郡嚴原町	乙號
大分 7	杵築支部	大分縣速見郡杵築町	乙號
	白杵支部	大分縣北海部郡白杵町	乙號
	佐伯支部	佐伯市	乙號
	竹田支部	大分縣直入郡竹田町	乙號
	中津支部	中津市	甲號
	玉津支部	大分縣西國東郡高田町	乙號
	日田支部	日田市	乙號
熊本 8	三角支部	熊本縣宇土郡三角町	乙號
	玉名支部	熊本縣玉名郡玉名町	乙號
	御船支部	熊本縣上益城郡御船町	乙號
	山鹿支部	熊本縣鹿本郡山鹿町	乙號
	宮地支部	熊本縣阿蘇郡宮地町	乙號

	八代支部	八代市	甲號
	人吉支部	人吉市	乙號
	天草支部	熊本縣天草郡本渡町	乙號
鹿兒島 4	加治木支部	鹿兒島縣始良郡加治木町	乙號
	知覽支部	鹿兒島縣川邊郡知覽町	乙號
	川内支部	川内市	乙號
	鹿屋支部	鹿屋市	乙號
宮崎 4	飫肥支部	宮崎縣南那珂郡飫肥町	乙號
	都城支部	都城市	乙號
	延岡支部	延岡市	乙號
	高千穂支部	宮崎縣西臼杵郡高千穂町	乙號
仙臺 5	大河原支部	宮城縣柴田郡大河原町	乙號
	古川支部	宮城縣志田郡古川町	甲號
	石巻支部	石巻市	甲號
	登米支部	宮城縣登米郡登米町	乙號
	氣仙沼支部	宮城縣本吉郡氣仙沼町	乙號
福島 5	相馬支部	福島縣相馬郡中村町	乙號
	郡山支部	郡山市	甲號
	白河支部	福島縣西白河郡白河町	甲號
	若松支部	若松市 (福島縣)	甲號
	平市支部	平市	甲號
山形 4	新庄支部	山形縣最上郡新庄町	乙號
	米澤支部	米澤市	甲號
	鶴岡支部	鶴岡市	甲號
	酒田支部	酒田市	甲號
盛岡 6	花巻支部	岩手縣裨貫郡花巻町	乙號
	二戸支部	岩手縣二戸郡福岡町	乙號
	遠野支部	岩手縣上閉伊郡遠野町	乙號
	宮古支部	宮古市	乙號
	一關支部	一關市	甲號
	水澤支部	岩手縣膽澤郡水澤町	乙號
秋田 6	能代支部	能代市	乙號
	本莊支部	秋田縣由利郡本莊町	乙號
	大館支部	秋田縣北秋田郡大館町	甲號
	横手支部	秋田縣平鹿郡横手町	甲號

	湯澤支部	秋田縣雄勝郡湯澤町	乙號
	大曲支部	秋田縣仙北郡大曲町	甲號
青森 4	五所川原支部	青森縣北津輕郡五所川原町	乙號
	弘前支部	弘前市	甲號
	鯉ヶ澤支部	青森縣北津輕郡鯉ヶ澤町	乙號
	八戸支部	八戸市	甲號
札幌 5	岩見澤支部	岩見澤市	乙號
	室蘭支部	室蘭市	乙號
	浦河支部	北海道浦河郡浦河町	乙號
	小樽支部	小樽市	甲號
函館 2	岩内支部	北海道岩内郡岩内町	乙號
	江差支部	北海道檜山郡江差町	乙號
	壽都支部	北海道壽都郡壽都町	乙號
旭川 3	名寄支部	北海道上川郡名寄町	乙號
	留萌支部	留萌市	乙號
	稚内支部	北海道宗谷郡稚内町	乙號
釧路 4	帶廣支部	帶廣市	甲號
	網走支部	網走市	甲號
	北見支部	北見市	乙號
	根室支部	北海道根室郡根室町	乙號
高松 2	丸龜支部	丸龜市	乙號
	觀音寺支部	香川縣三豊郡觀音寺町	乙號
德島 3	富岡支部	德島縣那賀町富岡町	乙號
	脇町支部	德島縣美馬郡脇町	乙號
	川島支部	德島縣麻植郡川島町	乙號
高知 3	須崎支部	高知縣高岡郡須崎町	乙號
	安藝支部	高知縣安藝郡安藝町	乙號
	中村支部	高知縣幡多郡中村町	乙號
松山 5	大洲支部	愛媛縣喜多郡大洲町	乙號
	八幡濱支部	八幡濱市	乙號
	西條支部	西條市	甲號
	今治支部	今治市	乙號
	宇和島支部	宇和島市	甲號

備考 地檢名の下の數字は、管内支部の數を示す。

區 檢 察 廳 (559ヶ所)

地檢名	區 檢 察 廳	地檢名	區 檢 察 廳	
東京 20	東京 墨田 新宿 品川 澁谷 東京中野 足立 葛飾 江戸川 八丈島 伊豆大島 立川 武蔵野 青梅 五日市	麻生 下館 鉢古 田河 宇都宮 9 宇都宮 大田原 栃木 前橋 10 前橋 沼田 群馬富岡 静岡 11 静岡 静岡三島 吉原 濱松 甲府 9 甲府 日下部 大月 長野 12 長野 上田 木曾福島 岡谷 新潟 15 新潟 三條	下妻 田下 真岡 鳥山 足尾 太田 桐生 藤岡 熱海 下田 掛川 小笠原 谷村 上野原 屋代 松本 諏訪 伊那 卷 村上	
	東京 墨田 新宿 品川 澁谷 東京中野 足立 葛飾 江戸川 八丈島 伊豆大島 立川 武蔵野 青梅 五日市		宇都宮 9 宇都宮 大田原 栃木 前橋 10 前橋 沼田 群馬富岡 静岡 11 静岡 静岡三島 吉原 濱松 甲府 9 甲府 日下部 大月 長野 12 長野 上田 木曾福島 岡谷 新潟 15 新潟 三條	宇都宮 9 宇都宮 大田原 栃木 前橋 10 前橋 沼田 群馬富岡 静岡 11 静岡 静岡三島 吉原 濱松 甲府 9 甲府 日下部 大月 長野 12 長野 上田 木曾福島 岡谷 新潟 15 新潟 三條
	東京 墨田 新宿 品川 澁谷 東京中野 足立 葛飾 江戸川 八丈島 伊豆大島 立川 武蔵野 青梅 五日市		宇都宮 9 宇都宮 大田原 栃木 前橋 10 前橋 沼田 群馬富岡 静岡 11 静岡 静岡三島 吉原 濱松 甲府 9 甲府 日下部 大月 長野 12 長野 上田 木曾福島 岡谷 新潟 15 新潟 三條	宇都宮 9 宇都宮 大田原 栃木 前橋 10 前橋 沼田 群馬富岡 静岡 11 静岡 静岡三島 吉原 濱松 甲府 9 甲府 日下部 大月 長野 12 長野 上田 木曾福島 岡谷 新潟 15 新潟 三條
	東京 墨田 新宿 品川 澁谷 東京中野 足立 葛飾 江戸川 八丈島 伊豆大島 立川 武蔵野 青梅 五日市		宇都宮 9 宇都宮 大田原 栃木 前橋 10 前橋 沼田 群馬富岡 静岡 11 静岡 静岡三島 吉原 濱松 甲府 9 甲府 日下部 大月 長野 12 長野 上田 木曾福島 岡谷 新潟 15 新潟 三條	宇都宮 9 宇都宮 大田原 栃木 前橋 10 前橋 沼田 群馬富岡 静岡 11 静岡 静岡三島 吉原 濱松 甲府 9 甲府 日下部 大月 長野 12 長野 上田 木曾福島 岡谷 新潟 15 新潟 三條
横濱 14	横濱 南 藤澤 横須賀 小田原 神奈川 川崎 相模原 三崎 厚木 西 鎌倉 神奈川中野 平塚	静岡 11 静岡 静岡三島 吉原 濱松 甲府 9 甲府 日下部 大月 長野 12 長野 上田 木曾福島 岡谷 新潟 15 新潟 三條	熱海 下田 掛川 熱海 下田 掛川	
	横濱 南 藤澤 横須賀 小田原 神奈川 川崎 相模原 三崎 厚木 西 鎌倉 神奈川中野 平塚		熱海 下田 掛川 熱海 下田 掛川	
浦和 11	浦和 久喜 飯能 本庄 川口 越谷 熊谷 秩父 大宮 川越 小川	甲府 9 甲府 日下部 大月 長野 12 長野 上田 木曾福島 岡谷 新潟 15 新潟 三條	小笠原 谷村 上野原	
	浦和 久喜 飯能 本庄 川口 越谷 熊谷 秩父 大宮 川越 小川		小笠原 谷村 上野原	
千葉 12	千葉 千葉一宮 木更津 東金 佐倉 松戸 館山 八日市場 大原 市川 銚子 佐原	長野 12 長野 上田 木曾福島 岡谷 新潟 15 新潟 三條	屋代 松本 諏訪 伊那	
	千葉 千葉一宮 木更津 東金 佐倉 松戸 館山 八日市場 大原 市川 銚子 佐原		屋代 松本 諏訪 伊那	
水戸 14	水戸 茨城太田 石岡 笠間 大子 龍ヶ崎 日立 土浦 取手	新潟 15 新潟 三條	卷 村上	
	水戸 茨城太田 石岡 笠間 大子 龍ヶ崎 日立 土浦 取手		卷 村上	

地檢名	區 檢 察 廳	地檢名	區 檢 察 廳
大津 9	長岡 柏崎 直江津 小千谷 六日町 糸魚川 十日町 高田 相川 大津 9 大津 彦根 長濱 今津 八日市 米原 水口 滋賀八幡 木之本	大津 9 大津 彦根 長濱 和歌山 11 和歌山 妙寺 周參見 新宮 和歌山 11 和歌山 妙寺 周參見 新宮 名古屋 17 名古屋 西枇杷島 津島 半田 安城 豊橋 津 12 津 松阪 桑名 三瀬谷 岐阜 7 岐阜 御嵩 高山 福井 5 福井 敦賀 金澤 6 金澤 羽咋	湯淺 田邊 御坊 昭 和 愛知瀬戸 犬山 岡崎 母 龜山 四日市 鳥羽 尾鷲 大垣 岐中津 大野 七尾 石川飯田
	大津 9 大津 彦根 長濱 和歌山 11 和歌山 妙寺 周參見 新宮 和歌山 11 和歌山 妙寺 周參見 新宮 名古屋 17 名古屋 西枇杷島 津島 半田 安城 豊橋 津 12 津 松阪 桑名 三瀬谷 岐阜 7 岐阜 御嵩 高山 福井 5 福井 敦賀 金澤 6 金澤 羽咋		湯淺 田邊 御坊 昭 和 愛知瀬戸 犬山 岡崎 母 龜山 四日市 鳥羽 尾鷲 大垣 岐中津 大野 七尾 石川飯田
大阪 18	大阪 東淀川 阿倍野 吹田 枚方 古市 都島 西淀川 大阪池田 茨木 堺 岸和田 佐野	和歌山 11 和歌山 妙寺 周參見 新宮 名古屋 17 名古屋 西枇杷島 津島 半田 安城 豊橋 津 12 津 松阪 桑名 三瀬谷 岐阜 7 岐阜 御嵩 高山 福井 5 福井 敦賀 金澤 6 金澤 羽咋	湯淺 田邊 御坊 昭 和 愛知瀬戸 犬山 岡崎 母 龜山 四日市 鳥羽 尾鷲 大垣 岐中津 大野 七尾 石川飯田
	大阪 東淀川 阿倍野 吹田 枚方 古市 都島 西淀川 大阪池田 茨木 堺 岸和田 佐野		湯淺 田邊 御坊 昭 和 愛知瀬戸 犬山 岡崎 母 龜山 四日市 鳥羽 尾鷲 大垣 岐中津 大野 七尾 石川飯田
京都 15	京都 向日町 園部 宮津 舞鶴 伏見 木津 龜岡 峰山 福知山 右京 宇治 周山 久美濱 綾部	和歌山 11 和歌山 妙寺 周參見 新宮 名古屋 17 名古屋 西枇杷島 津島 半田 安城 豊橋 津 12 津 松阪 桑名 三瀬谷 岐阜 7 岐阜 御嵩 高山 福井 5 福井 敦賀 金澤 6 金澤 羽咋	昭 和 愛知瀬戸 犬山 岡崎 母 龜山 四日市 鳥羽 尾鷲 大垣 岐中津 大野 七尾 石川飯田
	京都 向日町 園部 宮津 舞鶴 伏見 木津 龜岡 峰山 福知山 右京 宇治 周山 久美濱 綾部		昭 和 愛知瀬戸 犬山 岡崎 母 龜山 四日市 鳥羽 尾鷲 大垣 岐中津 大野 七尾 石川飯田
神戸 21	神戸 寶塚 三田 柏原 社 山崎 八鹿 灘 伊丹 明石 姫路 たつの野 豊岡 濱坂 西宮 尼崎 篠山 加古川 相生 和田山 洲本 宮崎 生野 大野	和歌山 11 和歌山 妙寺 周參見 新宮 名古屋 17 名古屋 西枇杷島 津島 半田 安城 豊橋 津 12 津 松阪 桑名 三瀬谷 岐阜 7 岐阜 御嵩 高山 福井 5 福井 敦賀 金澤 6 金澤 羽咋	昭 和 愛知瀬戸 犬山 岡崎 母 龜山 四日市 鳥羽 尾鷲 大垣 岐中津 大野 七尾 石川飯田
	神戸 寶塚 三田 柏原 社 山崎 八鹿 灘 伊丹 明石 姫路 たつの野 豊岡 濱坂 西宮 尼崎 篠山 加古川 相生 和田山 洲本 宮崎 生野 大野		昭 和 愛知瀬戸 犬山 岡崎 母 龜山 四日市 鳥羽 尾鷲 大垣 岐中津 大野 七尾 石川飯田
奈良 8	奈良 葛城 吉野 柳生 宇陀 十津川 櫻井 五條	和歌山 11 和歌山 妙寺 周參見 新宮 名古屋 17 名古屋 西枇杷島 津島 半田 安城 豊橋 津 12 津 松阪 桑名 三瀬谷 岐阜 7 岐阜 御嵩 高山 福井 5 福井 敦賀 金澤 6 金澤 羽咋	昭 和 愛知瀬戸 犬山 岡崎 母 龜山 四日市 鳥羽 尾鷲 大垣 岐中津 大野 七尾 石川飯田
	奈良 葛城 吉野 柳生 宇陀 十津川 櫻井 五條		昭 和 愛知瀬戸 犬山 岡崎 母 龜山 四日市 鳥羽 尾鷲 大垣 岐中津 大野 七尾 石川飯田

地檢名	區	檢	察	廳	地檢名	區	檢	察	廳
富山 10	富山	八尾	魚津	津高岡	島根	大田	濱田	益田	
	泊見	市出	高城	岡端	川本	西郷			
廣島 15	廣島	可部	加計	計	福岡 17	福岡	東郷	前原	
	八重	大竹	吳	島	甘木	飯塚	直方	司	
	竹原	尾道	因	島	小倉	折尾	門司	河	
	甲山	福山	油	木	久留米	吉井	柳	橋	
	上	三	庄	原	大牟田	八女	行		
山口 16	山口	防生	布雲	山口	佐賀 9	佐賀	小城	鳥	
	伊佐	萩	山口	深川	武雄	小六	鹿	島	
	鹿野	本郷	柳	井	伊萬里	唐津	呼	子	
	岩國	下關	船	木	長崎 13	長崎	瀬戸	大村	
	久賀	宇部			諫早	島原	長崎	小濱	
	宇部				佐世保	平戸	武生	水	
					福江	有川	嚴	原	
岡山 13	岡山	牛窓	玉	野	大分 12	大分	別府	杵	
	片上	玉島	倉	敷	國東	津	津	佐	
	笠岡	井原	高	梁	玉津	日田	竹	田	
	新見	津山	林	野	三重	佐伯	臼	杵	
	勝山				熊本 14	熊本	三	角	
鳥取 7	鳥取	河原	若	櫻	熊本	名	山	鹿	
	倉吉	八橋	米	子	玉	森	御	船	
	黒坂				高	森	御	船	
松江 8	松江	木次	今	市	八	代	水	俣	

地檢名	區	檢	察	廳	地檢名	區	檢	察	廳
	天草	牛深			秋田 10	秋田	船川	能代	
鹿兒島 15	鹿兒島	伊集院	種子島			本庄	大館	花輪	
	屋久島	加治木	大口			横手	湯澤	大曲	
	岩川	知覽	加世田		青森 9	青森	蟹田	大湊	
	揖宿	川内	出水			野邊地	五所河原	弘前	
	甑島	鹿屋	大根占			鱒ヶ澤	八戸	三本木	
宮崎 8	宮崎	妻	肥		札幌 12	札幌	岩見澤	夕張	
	都城	小林	延岡			瀧川	室蘭	伊達	
	富島	高千穂				苦小牧	浦河	静内	
仙臺 9	仙臺	大河原	古川			小樽	岩内	倶知安	
	岩出山	築館	石巻		函館 8	函館	木古内	松前	
	登米	氣仙沼	志津川			え江	つ都	や八雲	
福島 13	福島	二本松	郡山			瀬	森		
	三春	白河	須賀川		旭川 11	旭川	石狩	富良野	
	棚倉	若松	喜多方			名寄	士別	紋別	
	田島	平	福島			中頓別	留萌	羽幌	
	相馬					雅内	天鹽		
山形 8	山形	楯岡	寒河江		釧路 13	釧路	厚岸	帯廣	
	新庄	米澤	長井			十勝池田	本別	廣尾	
	新鶴岡	酒田				網走	美幌	斜里	
盛岡 11	盛岡	花巻	二戸			北見	遠軽	根室	
	久慈	遠野	釜石			津			
	盛	宮	岩			標			
	一	水	澤						

地検名	區 檢 察 廳	地検名	區 檢 察 廳
高松 8	高松 平井 瀧宮 善通寺 三本丸 土庄 觀音寺	高知 8	高知 山本 須崎 中村 赤岡 安藝 窪川 宿毛
徳島 6	徳島 徳島富岡 協町 徳島池田 川島	松山 10	松山 久方 八幡濱 今治 城邊 大洲 西條 愛媛三島 野村

備考 地検名の下に数字は、管内區檢察廳の數を示す。

3 檢察廳の管轄別面積、市町村數ならびに人口

(市の中には東京都の區 23 を含む)

(昭和23.8.1現在)

廳 名	管 内 區 檢 察 廳 數	面 積 方キロ	市 町 村 數			人 口
			市	町	村	
東京地方檢察廳	20	2,035.71	25	18	65	5,417,871
横濱	14	2,352.81	8	33	74	2,317,551
浦和	11	2,802.63	4	49	263	2,132,221
千葉	12	5,062.09	7	81	226	2,140,511
水戸	14	6,090.99	3	53	312	2,044,578
宇都宮	9	6,436.59	4	38	130	1,557,860
前橋	10	6,335.87	5	40	152	1,608,894
静岡	11	7,769.91	11	46	236	2,407,102
甲府	9	4,465.87	1	19	181	815,485
長野	12	13,626.13	6	32	345	2,079,682
新潟	15	12,578.05	6	50	335	2,435,451
大阪	18	1,813.63	15	34	104	3,515,225
京都	15	4,621.20	3	25	184	1,784,753
神戸	21	8,322.85	9	65	289	3,156,888
奈良	8	3,688.60	2	28	111	778,677
大津	9	4,050.93	3	24	140	872,775
和歌山	11	4,723.48	4	29	170	979,982
名古屋	17	5,081.14	10	76	133	3,226,116
津	12	5,765.28	7	34	247	1,451,100

廳 名	管 内 區 檢 察 廳 數	面 積 方キロ	市 町 村 數			人 口
			市	町	村	
岐阜地方檢察廳	7	10,494.70	4	55	254	1,524,812
福井	5	4,264.48	3	16	150	733,374
金澤	6	4,192.42	3	33	143	941,772
富山	10	4,257.42	2	29	184	998,349
廣島	15	8,436.52	5	56	286	2,045,923
山口	16	6,082.11	10	27	133	1,505,532
岡山	13	7,046.48	5	59	302	1,650,285
鳥取	7	3,489.48	2	22	145	592,863
松江	8	6,572.74	3	32	213	903,576
福岡	17	4,939.70	11	57	216	3,312,577
佐賀	9	2,449.03	2	28	97	931,336
長崎	13	4,075.98	5	31	118	1,565,558
大分	12	6,333.87	5	37	175	1,245,689
熊本	14	7,437.75	4	42	277	1,786,058
鹿児島	15	7,814.77	3	47	67	1,766,514
宮崎	8	7,738.85	3	24	62	1,052,483
仙臺	9	7,273.75	3	45	149	1,596,307
福島	13	13,781.31	4	58	322	2,026,482
山形	8	9,325.76	4	30	191	1,346,492
盛岡	11	15,235.31	4	32	191	1,294,203
秋田	10	11,663.86	2	50	171	1,383,710
青森	9	9,630.92	3	31	130	1,218,325
札幌	12	78,397.00	6	23	53	1,787,361
函館	8		1	10	34	571,880
旭川	11		2	15	60	849,394
釧路	13		4	17	43	818,915
高松	8	1,858.73	3	21	141	934,123
徳島	6	4,143.22	2	40	89	869,290
高知	8	7,103.62	1	36	132	866,385
松山	10	5,667.26	6	34	197	1,481,106

(二) 檢察廳の職員

1 檢察廳職員政令定員

(昭和23.9.17政令293號)

檢察廳	總檢	長事	1
次長	檢	事	1
檢察官	一級	長事	8
同	二級	長事	73
同	三級	長事	778
同	四級	長事	530
同	書記官	長事	1
同	事務官	一級	431
同	事務官	二級	4,246
同	技官	三級	1
同	技官	四級	21
計			6,091

2 檢察廳職員豫算定員

(昭和23年度)

檢察廳	總檢	長事	1
次長	檢	事	1
檢察官	一級	長事	8
同	二級	長事	73
同	三級	長事	828
同	四級	長事	530
同	書記官	長事	1
同	事務官	一級	436
同	事務官	二級	4,401
同	技官	三級	1
同	技官	四級	21
同	臨時職員		2,491
同	臨時職員		1,540
同	臨時職員		68
計			10,400

註 本表は國會通過の昭和23年度豫算定員より、大藏省案の行政整理人員を控除し、整理の結果算定された處の昭和23年度豫算定員表である。

3 檢察廳職員配置定員 (昭和23. 12. 15現在)

最高檢察廳

檢察總長	次席檢察官	一級檢察官	總長秘書官	二級事務官	三級事務官	二級技官	三級技官	雇員	備人	計
1	1	12	1	18	42	1	28	23		127

高等檢察廳

廳名	檢察長	一級檢察官	二級事務官	三級事務官	三級技官	雇員	備人	計
東京	1	2	36	5	55	41	24	164
大阪	1	2	18	4	38	30	20	115
名古屋	1	2	9	3	27	24	17	85
同支部(1)			2		2	2		6
廣島	1	1	7	2	23	20	16	72
同支部(2)			2	1	4	3		10
福岡	1	2	10	3	28	23	17	86
同支部(1)			1		1	2		4
仙臺	1	1	8	2	19	16	14	63
札幌	1	1	7	2	18	16	14	61
同支部(1)			1		2	2		5
高松	1	1	5	2	14	9	14	46
計	8	12	106	24	231	188	136	717

地方檢察廳

區分	檢察官		檢察事務官				技官		雇員		人員計	
	檢察官(地方)	副檢察官	地方(支部共)		區檢		地方(地方)	地方(支部共)	地方(支部共)			
廳名	一級	二級	二級	三級	二級	三級	三級	三級	三級	三級		
東京	1	90	44	35	372	4	66	195	39	69	7	922
横濱	1	22	17	10	96	1	19	40	13	25	3	247
浦和	1	11	11	5	50		12	26	7	20	5	148
千葉	1	11	11	5	55		15	31	6	22	8	165
水戸	1	12	10	5	54		14	26	9	22	8	161
宇都宮	1	10	10	5	50		11	24	5	21	4	141
前橋	1	9	11	5	51		11	29	5	20	4	146
静岡	1	15	11	6	64	1	17	36	6	22	6	185
甲府	1	6	6	5	30		8	15	6	13	3	93
長野	1	15	11	6	65	1	17	43	4	22	8	193
新潟	1	16	13	6	67	1	20	45	6	23	11	210
大阪	1	50	29	30	277	2	40	138	21	57	4	649

京都	1	21	17	9	85	2	20	42	10	25	8	240	
神戸	1	25	17	9	109	2	32	59	13	31	11	309	
奈良	1	7	6	4	32		8	13	8	14	2	95	
大津	1	7	5	4	31		8	16	5	14	4	95	
和歌山	1	10	7	5	43		11	21	6	18	6	128	
名古屋	1	27	18	15	137	2	29	68	13	35	8	353	
津	1	8	8	5	40		11	22	6	17	9	127	
岐阜	1	9	7	5	40		11	24	4	18	4	123	
福井	1	7	5	4	32		8	19	3	14	3	96	
金澤	1	6	5	4	32		8	1	20	3	14	98	
富山	1	8	10	5	41		10	22	6	15	5	123	
廣島	1	17	14	12	106	2	20	52	8	29	6	267	
山口	1	11	9	5	49		16	1	24	10	20	153	
岡山	1	13	9	6	66		16	34	8	22	4	179	
鳥取	1	6	5	6	29		9	16	4	13	4	93	
松江	1	7	5	5	46		11	1	26	4	17	128	
福岡	1	25	19	15	134	2	28	77	9	31	10	351	
佐賀	1	6	7	4	29		8	16	5	13	5	94	
長崎	1	10	9	5	53		14	1	31	5	20	157	
大分	1	8	9	5	47	1	17	17	14	18	2	139	
熊本	1	10	9	5	55		15	31	6	20	8	160	
鹿児島	1	8	9	5	42		12	1	23	10	18	134	
宮崎	1	5	6	5	30		8	17	3	14	4	93	
仙臺	1	10	7	11	76	1	15	42	5	24	6	198	
福島	1	12	9	5	56		16	28	8	21	4	160	
山形	1	6	7	4	37		10	22	4	14	5	110	
盛岡	1	7	7	4	37		12	20	4	17	8	117	
秋田	1	7	6	4	37		10	22	5	17	6	115	
青森	1	6	6	4	35		10	20	5	15	5	107	
札幌	1	16	12	10	91	1	16	42	10	25	4	228	
函館	1	7	7	4	46		8	1	22	5	18	121	
旭川	1	8	8	4	36		9	1	18	11	17	116	
釧路	1	8	9	4	37		11	17	10	17	3	117	
高松	1	6	7	8	49		7	1	32	5	15	135	
徳島	1	6	6	5	32		7	17	4	14	4	96	
高知	1	8	6	5	32		8	17	5	15	4	101	
松山	1	10	7	5	51		14	27	4	20	7	146	
計	49	645	503	347	3,191	23	733	9	1,684	375	1,035	268	8,862

備考 高等検察廳支部の括弧内の数字は支部の数を表す。

(参考1) 検察廳職員豫算定員沿革

職名	年 度	
	昭和22年	昭和23年
検事 総長	1	1
次長 検事	1	1
検事 長	8	8
検事 一級	72	73
同 二級	777	828
副検事 二級	430	530
検事 総長 秘書官	1	1
検察事務官 二級	274	436
同 三級	3,298	4,401
検察技官 二級	1	1
同 三級	21	21
履 員	1,401	2,491
計	6,285	8,792

(参考2) 裁判所職員豫算定員沿革

職 年 度 別	勅 任 官														奏			
	判 事						檢 事						判					
	大 審 院 長	同 部 長	同 判 事	控 訴 院 長	同 部 長	地 方 裁 判 所 長	同 判 事	檢 事 總 長	大 審 院 檢 事	檢 事 長	控 訴 院 檢 事	檢 事 正	地 方 裁 判 所 檢 事	大 審 院 判 事	控 訴 院 判 事	同 判 事	地 方 裁 判 所 長	
昭和元年	1	8	25	7	6	25	—	1	8	7	4	25	—	13	15	62	26	
2年	1	8	25	7	6	51	—	1	8	7	4	51	—	13	15	62	—	
3年	1	8	25	7	6	51	—	1	8	7	4	51	—	13	15	62	—	
4年	1	8	25	7	6	51	—	1	8	7	4	51	—	13	17	66	—	
5年	1	8	25	7	6	51	—	1	8	7	4	51	—	13	17	66	—	
6年	1	8	25	7	6	51	—	1	8	7	4	51	—	13	17	66	—	
7年	1	8	25	7	6	51	—	1	8	7	4	51	—	13	17	66	—	
8年	1	8	25	7	6	51	—	1	8	7	4	51	—	13	17	66	—	
9年	1	8	25	7	6	51	—	1	8	7	4	51	—	13	20	72	—	
10年	1	8	25	7	6	52	—	1	8	7	4	51	—	13	20	72	—	
11年	1	8	25	7	6	52	—	1	8	7	4	51	—	13	20	72	—	
12年	1	8	25	7	6	52	3	1	8	7	4	51	1	13	26	90	—	
13年	1	8	25	7	6	52	3	1	8	7	4	51	1	13	26	90	—	
14年	1	8	25	7	6	52	3	1	8	7	4	51	1	13	26	90	—	
15年	1	8	25	7	6	52	3	1	9	7	4	51	1	13	26	90	—	
16年	1	8	25	7	6	52	3	1	9	7	4	51	1	13	26	90	—	
17年	1	8	25	7	6	52	5	1	9	7	4	51	2	13	26	90	—	
18年	1	6	19	7	8	52	3	1	6	7	7	51	1	11	27	95	—	
19年	1	6	19	7	8	52	3	1	6	7	7	51	1	11	27	95	—	
20年	1	6	19	7	8	52	3	1	6	7	7	51	1	11	27	95	—	
21年	1	5	14	7	7	52	—	1	4	7	6	51	—	11	22	79	—	

事	任 官										判 任 官		判 任 待 遇	延 丁 (判任待遇に非ざるもの)	雇	同 (臨時部)
	檢 事				豫 備 判 檢 事	司 法 官 試 補	通 譯 官	書 記 長	書 記	同 (臨時部)						
	地 及 び 區 判 事	大 審 院 檢 事	控 訴 院 檢 事	檢 事 正												
948	5	26	26	462	68	32	215	2	8	5,295	52	—	1,113	4,719	78	
953	5	26	—	462	99	46	215	2	8	5,487	50	59	691	3,966	54	
1,057	5	33	—	527	124	56	215	2	8	5,639	48	59	747	4,194	49	
1,060	5	33	—	528	20	10	215	2	8	5,750	48	59	750	4,257	250	
1,055	5	33	—	528	20	10	215	2	8	5,750	28	59	750	4,081	27	
1,041	5	33	—	513	20	10	215	2	8	5,537	27	59	635	3,797	25	
1,151	5	33	—	519	20	10	210	2	8	5,558	492	59	688	3,899	474	
1,176	5	33	—	522	20	10	215	2	8	5,586	492	59	688	3,893	474	
1,125	5	33	—	539	20	10	215	2	8	5,586	509	59	688	3,892	491	
1,195	5	33	—	539	20	10	215	2	9	5,605	509	59	710	3,912	491	
1,187	5	33	—	539	20	10	215	2	9	5,605	509	59	710	4,032	491	
1,196	5	35	—	557	25	13	223	2	16	5,729	488	59	829	4,387	467	
1,239	5	35	—	574	29	15	229	2	16	5,827	531	59	922	4,781	557	
1,306	5	35	—	603	27	12	240	2	16	5,879	583	59	1,068	5,096	628	
1,384	5	35	—	660	32	12	241	2	67	5,909	583	136	1,211	5,143	679	
1,397	6	35	—	702	32	12	291	2	119	5,730	588	168	1,389	5,522	689	
1,348	6	35	—	722	42	17	421	2	119	5,444	481	82	1,308	5,792	689	
994	5	34	—	513	34	14	233	2	119	4,503	402	66	1,047	4,889	511	
959	5	34	—	498	34	14	233	2	119	4,403	385	66	1,047	4,728	552	
959	5	34	—	545	125	59	323	2	119	4,403	451	66	1,136	4,728	590	
1,034	5	29	—	565	60	40	180	2	116	5,079	773	53	1,397	5,603	1,273	

三

檢察官

1 檢察官政令定員

(昭23.9.17政令293號)

檢事總長	1
次長	1
檢事	8
檢事	73
同級	778
副檢事	530
計	1,391

(參考) 檢察官政令(勅令)定員沿革 (但昭和19年以前抄録)

職名	年度	大審院檢事局		控訴院檢事局		地方、區裁判所檢事局			合計		
		總長	計	檢事長	計	檢事正	地方檢事	區檢事			
勅令158號 明治23.8	1	5	6	7	20	27	48	125	275	448	481
勅令17號 明治27.2	1	4	5	7	17	24	49	95	210	354	383
勅令122號 明治31.6	1	416	—	7	—	—	49	—	—	—	473
勅令93號 明治35.3	1	7	8	7	30	37	49	95	174	318	363
勅令79號 明治40.3	1	7	8	7	29	36	50	92	201	343	387
勅令152號 明治43.3	1	7	8	7	29	36	50	88	208	346	390
勅令171號 大正2.6	1	7	8	7	23	30	50	299	349	387	387
勅令122號 大正6.8	1	7	8	7	22	29	51	300	441	478	478
勅令9號 大正8.6	1	7	8	7	22	29	51	482	533	570	570
勅令150號 大正12.4	1	7	8	7	30	37	51	472	523	563	563
勅令163號 昭和3.7	1	13	14	7	37	44	51	527	578	636	636
勅令280號 昭和7.9	1	13	14	7	37	44	51	519	570	628	628
勅令575號 昭和12.10	1	13	14	7	37	46	51	558	609	669	669

勅令572號 昭和13.8	1	13	14	7	39	46	51	575	626	686	686
勅令564號 昭和14.8	1	13	14	7	39	46	51	604	655	715	715
勅令12號 昭和16.1	1	13	14	7	39	46	51	655	706	766	766
勅令190號 昭和16.3	1	13	14	7	39	46	51	655	706	766	766
勅令749號 昭和17.11	1	11	12	7	41	48	51	514	565	625	625
勅令811號 昭和18.11	1	11	12	7	41	48	51	499	550	610	610
勅令15號 昭和20.1.15	1	11	12	7	41	48	51	516	567	627	627
勅令319號 昭和20.5.21	1	11	12	7	41	48	51	546	597	657	657
勅令444號 昭和20.8.1	1	11	12	8	41	49	51	546	597	658	658
勅令47號 昭和21.1.30	1	9	10	7	35	42	51	456	507	559	559
勅令230號 昭和21.4.15	1	9	10	7	35	42	51	490	541	593	593
勅令295號 昭和21.6.1	1	9	10	7	35	42	51	565	616	668	668
勅令419號 昭和21.9.6	1	9	10	7	35	42	51	565	616	668	668
		檢事總長	次長檢事	檢事長	檢事一級	檢事二級	副檢事	計			
政令36號 昭和22.5.3	1	1	1	8	72	777	430	1,389			
政令125號 昭和22.7.5	1	1	1	8	72	777	430	1,389			
政令297號 昭和22.12.27	1	1	1	8	73	778	430	1,391			
政令137號 昭和23.6.24	1	1	1	8	73	778	430	1,391			
政令293號 昭和23.9.17	1	1	1	8	73	778	530	1,391			

2 檢察官事務總件數と檢察官定員との比照累年比較

年 度	檢察官定員	檢察官事務總件數	定員に對する 一人割當件數
	人	件	件
大審院檢察局 最高檢察廳			
大 正 1 3 年	14	2,429	174
〃 1 4 年	14	2,190	156
昭 和 元 年	14	2,141	153
〃 2 年	14	1,934	138
〃 3 年	14	1,983	142
〃 4 年	14	1,674	120
〃 5 年	14	2,197	157
〃 6 年	14	1,870	134
〃 7 年	14	1,962	140
〃 8 年	14	2,160	154
〃 9 年	14	1,831	131
〃 1 0 年	14	2,070	148
〃 1 1 年	14	3,622	259
〃 1 2 年	14	2,630	188
〃 1 3 年	14	1,741	124
〃 1 4 年	14	1,295	93
〃 1 5 年	14	1,574	112
〃 1 6 年	15	2,075	138
〃 1 7 年	12	1,958	163
〃 2 1 年	10	1,137	113
〃 2 2 年	13	1,169	85
〃 2 3 年 (自1月一至9月)	14	1,457	104
控訴院檢察局 高等檢察廳			
大 正 1 3 年	37	1,783	48
〃 1 4 年	37	1,731	47
昭 和 元 年	37	1,668	45
〃 2 年	37	1,537	42
〃 3 年	44	1,473	33
〃 4 年	44	1,222	28
〃 5 年	44	1,573	36
〃 6 年	44	1,630	37
〃 7 年	44	1,880	43
〃 8 年	44	1,874	43
〃 9 年	44	1,879	43

昭 和 1 0 年	44	1,909	43
〃 1 1 年	44	2,321	53
〃 1 2 年	46	2,012	44
〃 1 3 年	46	1,440	31
〃 1 4 年	46	1,043	23
〃 1 5 年	46	1,106	24
〃 1 6 年	46	949	21
〃 1 7 年	48	1,646	34
〃 2 1 年	42	1,265	30
〃 2 2 年	125	6,115	48
〃 2 3 年 (自1月一至9月)	118	17,473	148
地方裁判所檢察局 及區裁判所檢察局 地方檢察廳 區檢察廳			
大 正 1 3 年	523	329,800	631
〃 1 4 年	513	370,384	722
昭 和 元 年	513	379,397	740
〃 2 年	513	383,548	748
〃 3 年	578	366,918	635
〃 4 年	579	404,132	698
〃 5 年	579	430,717	744
〃 6 年	564	443,820	787
〃 7 年	570	458,442	804
〃 8 年	573	510,448	891
〃 9 年	590	545,815	925
〃 1 0 年	590	526,862	893
〃 1 1 年	590	507,051	859
〃 1 2 年	609	453,201	744
〃 1 3 年	626	412,679	659
〃 1 4 年	655	359,692	549
〃 1 5 年	706	398,081	564
〃 1 6 年	742	383,925	517
〃 1 7 年	565	374,130	662
〃 2 1 年	616	511,757	830
〃 2 2 年	1,081	792,292	778
〃 2 3 年 (自1月一至9月)	1,197	1,256,220	1,049

備考 昭和18, 19, 20年度は資料不足其のため掲載せず。
最高検察廳昭和22年における檢察事務總件數の少いのは裁判所法
施行前後の新舊手續の交替により最高裁判所の受理件數が減少し
たためである。

3 昭和23年9月末における檢察官捜査事件の未済人員

區分	未済人員の受理時より當月末迄の期間						
	總人員	15日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	6月を超える
1 月 末	183,378	30,626	24,634	22,279	16,747	29,536	14,556
5 月 末	185,131	40,212	31,216	34,159	21,635	31,688	26,221
9 月 末	219,873	45,994	36,815	38,259	26,609	38,418	33,778

上表の百分比率

區分	15日以内	1月以内	2年以内	3月以内	6月以内	6月を超える
1 月 末	22.1	17.8	16.1	12.1	21.3	10.6
5 月 末	21.7	16.9	18.5	11.7	17.1	14.1
9 月 末	20.9	16.7	17.4	12.1	17.5	15.4

4 昭和23年9月末における公訴取消、檢察官の強制處分

公訴取消	檢察官の強制處分				舊刑訴255條による起訴前の強制處分請求			檢察官の處分に對する抗告事件			檢察官の民事立會		共助事件
	押收、捜査、檢證		訊問鑑定	押收、捜索、檢證	勾留	訊問鑑定	既濟			訴訟事件	非訟事件		
	裁判官の令狀によるもの	それ以外のもの					原處分相当とす	原處分相当	未済				
件數	度數	度數	度數	度數	度數	度數	件數	件數	件數	件數	件數	件數	件數
27	18,732	185	41,766	—	152,765	8,616	75	9	279	1,060	26,340	20,605	

5 昭和23年11月1日現在に於ける檢察官の俸給(昭和23.12.23法律270號)

區分	月 額
檢 事 總 長	32,000圓
次 長	27,200
東 京 高 等 檢 察 廳 檢 事 長	28,800
そ の 他 の 檢 事 長	27,200

檢 事	1 號	22,000圓
	2 號	20,000
	3 號	18,200
	4 號	16,400
	5 號	14,800
	6 號	13,200
	7 號	11,600
	8 號	10,000
	9 號	8,600
	10 號	7,600
	11 號	6,700
	12 號	6,000
副 檢 事	1 號	13,200圓
	2 號	11,600
	3 號	10,000
	4 號	8,600
	5 號	7,600
	6 號	6,700
	7 號	6,000
	8 號	5,500

四 最高檢察廳

1 最高檢察廳の職員配置定員

檢事總長	次長	檢事	一級檢事	總 長	二 級	三 級	一級技官	雇員	僱人	計
1	1	12	1	18	42	1	28	23	127	

2 檢事事務分擔の概要

檢事の事務分擔は地域擔當と事務擔當とする。地域擔當は各高等檢察廳管内別に分れ、事務擔當は、監査教養、調査、經濟、公安、特別、保護、情報の七つに分れる。

監査教養	檢察の威信に関する事項	公 安	労働關係事件に関する事項
	檢察事務の監督に関する事項		大衆犯罪(第三國人關係を含む)に関する事項
	檢察廳職員、司法修習生及司法警察職員の教養に関する事項	特	追放關係事件に関する事項
	法令の調査及運用に関する事項		政黨關係事件に関する事項

調	判例の調査に関する事項	別	選挙に関する事項
	月報に関する事項		銃砲、麻薬、不法所持関係事件に関する事項
査	圖書整備に関する事項	保	少年犯罪に関する事項
	統制経済事件に関する事項		司法保護に関する事項
経	隠退蔵事件に関する事項	情	情報に関する事項
	公正取引委員会に関する事項		検察活動の啓発宣伝に関する事項

3. 検察委員会

(1) 目的

隠退蔵物資が摘発および処理の状況を全国的視野において把握し、統一ある方針の下に検察力を重点的に結集し、迅速かつ適正な処理を積極的に推進する目的をもって、昭和22年10月20日に發足した。

(2) 組織

- (イ) 中央検察委員会 最高検察廳に置かれる。
 委員長 次長検事
 委員 (7名) 最高検察廳検事(3名)、東京高等検察廳次席検事、検事、東京地方検察廳次席検事、検事(各1名)
 事務局 検事4名、事務官20名をもって構成する。

(ロ) 地方検察委員会

- (a) 隠退蔵事件地方検察委員会 各高等検察廳に置かれる。
 委員長 各高等検察廳次席検事
 委員 (3名)
 事務局 検事2名、事務官10名
 (b) 隠退蔵事件捜査班 各地方検察廳毎に置かれる。
 東京、大阪(検事20名、事務官100名)名古屋、広島、福岡、高松、仙台、札幌(検事10名、事務官50名)その他の検察廳(検事2名、事務官10名)

(3) 業務の實施状況

検察廳における業務の實施状況は(1) 隠退蔵事件處理の概要に詳細である。

五 検察廳における業務實施概況

龍大多岐を極める検察廳の業務の實施状況についてその全般をつくすことは出来ないの
 で終戦後飛躍的増加の傾向を示している經濟事件、世相の混亂を反映して重要な公安關件
 事件、およびその他の特別事件のうちから、代表的なもの一つづつをえらび、検察廳にお
 ける業務の實施状況の一斑を窺うことにする。

1 隠退蔵事件處理の概要

(自昭和22.10.20
至昭和23.10.20)

(1) 價額總覽

1. 押收價格總計 2億2,944萬3,354圓
 内 { ㊦ 判明分 24億3,281萬8,858圓
 ㊧ 推定(但し判明分のみ) 3億9,662萬4,696圓
2. 處理済價格計 10億3,272萬1,709圓
 (1) 各高等検察廳より調査廳へ引渡済のもの 6億9,752萬9,230圓
 内 { ㊦ 判明分 5億9,697萬5,813圓
 ㊧ 推定(但し判明分のみ) 1億0,055萬3,417圓
 (イ) 收買したるもの 6億5,397萬9,970圓
 (ロ) 沒收したるもの 4,354萬9,260圓 } 但(1)の内譯
- (2) 所有者へ返還したるもの 3億3,519萬2,479圓
 内 { ㊦ 判明分 3億0,762萬5,168圓
 ㊧ 推定(但し判明分) 2,756萬7,311圓
3. 處理未済價格計 17億9,672萬1,845圓
 内譯 { (1) 各高等検察廳において引渡手續中のもの 8,565萬7,242圓
 (2) 未済(含公判未済)のもの 17億1,106萬4,603圓

(2) 事件處理の狀況 その一

廳名	地方検察 委員会及 特別捜査 班設置年 月日	情報入 手件数	内偵したる 事件		捜査したる 事件		起訴事件		不起訴事件	
			件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
東京高	22,11,10	36	—	—	—	—	—	—	—	—
東京	〃 10,20	469	210	271	1,423	1,780	34	41	234	260
横浜	〃 11,10	652	282	351	84	143	24	32	11	15
浦和	〃 10,20	134	29	72	76	145	23	51	39	75
千葉	〃 11,20	560	29	78	46	69	6	11	29	47
水戸	〃 11, 1	43	0	0	33	35	6	6	23	25
宇都宮	〃 11, 8	56	216	315	75	107	22	42	43	41
前橋	〃 11, 8	106	17	21	60	74	3	30	16	21
静岡	〃 10,27	63	63	117	55	109	7	13	30	61
甲府	〃 11, 5	41	48	50	48	50	8	9	41	41
長野	〃 12, 2	184	184	193	525	527	255	261	270	277
新潟	〃 11,11	211	102	105	80	86	24	29	54	55
大阪高	〃 11, 6	19	—	—	—	—	—	—	—	—
大阪	〃 11, 6	450	384	401	131	146	83	86	40	52
京都	〃 11,19	50	99	132	127	200	29	100	81	93

神戸	23,10,31	12	10	10	51	63	9	13	4	5
奈良	〃 1,31	47	13	13	33	48	32	47	3	3
大津	22,12,28	4	0	0	19	31	12	20	5	8
和歌山	〃 11,12	5	5	8	18	28	11	16	5	10
名古屋高	〃 11, 4	98	—	—	—	—	—	—	—	—
名古屋	〃 11, 8	22	81	113	81	113	35	65	16	19
津	〃 11, 7	36	23	32	10	14	4	5	5	6
岐阜	〃 11, 7	64	75	99	101	128	19	30	71	82
福井	〃 11, 7	100	50	50	76	82	47	51	27	28
金澤	〃 10,31	60	60	72	45	49	18	18	23	24
富山	〃 11, 4	24	182	185	174	272	54	55	11	11
廣島高	〃 11, 7	600	—	—	—	—	—	—	—	—
廣島	〃 11, 6	373	192	270	127	171	66	100	47	54
山口	〃 12,12	79	55	65	35	42	18	22	14	17
岡山	〃 10,31	182	30	36	130	182	29	52	116	121
鳥取	〃 12,20	30	18	28	32	48	4	13	25	29
松江	〃 11, 5	95	73	92	34	49	7	22	26	26
福岡高	〃 11,10	16	—	—	—	—	—	—	—	—
福岡	〃 12,15	370	146	274	124	253	34	44	78	94
長崎	23, 2,20	300	372	522	153	217	57	96	75	85
佐賀	〃 1,31	21	5	5	21	21	8	8	12	12
大分	〃 10,31	500	149	149	78	81	26	29	46	46
熊本	〃 11, 7	18	18	27	14	23	3	3	11	12
鹿兒島	〃 10,30	28	36	49	5	5	2	2	3	6
宮崎	〃 4, 5	104	100	114	69	77	3	4	33	36
仙臺高	〃 11, 5	357	—	—	—	—	—	—	—	—
仙臺	〃 11, 6	105	22	31	109	269	7	14	12	12
福島	〃 11, 6	102	19	19	103	109	5	11	89	89
山形	〃 11, 6	10	35	46	35	46	6	9	16	17
盛岡	〃 11,11	256	21	26	147	178	5	41	115	120
秋田	〃 11,11	22	10	10	25	39	1	3	1	1
青森	〃 11,18	27	27	35	22	30	4	7	15	20
札幌高	〃 11,10	17	—	—	—	—	—	—	—	—
札幌	〃 3, 1	60	18	18	41	71	14	39	14	17
函館	〃 10,30	20	20	66	2	3	0	0	2	3
旭川	〃 11, 8	58	107	175	60	125	4	4	6	26
釧路	〃 10,30	6	4	71	4	71	3	41	1	30
高松高	〃 11,12	9	—	—	—	—	—	—	—	—
高松	〃 11, 4	75	43	71	28	46	6	9	12	13
徳島	〃 11, 6	100	7	7	62	67	5	6	41	42

高知	23,10,30	8	3	3	7	17	3	4	4	13
松山	〃 12,25	408	456	601	45	72	26	50	19	22
合計		7,912	4,148	5,498	4,883	6,611	1,121	1,664	1,914	2,219

事件処理の状況 その二

應名	公判請求		略式請求		検事未済
	件数	人員	件数	人員	
東京	19	25	15	16	152
横濱	18	23	6	9	49
浦和	13	37	10	14	14
千葉	2	5	4	6	11
水戸	1	1	5	5	4
宇都宮	16	37	6	7	10
前橋	3	30	0	0	19
静岡	5	10	2	3	35
甲府	7	8	1	1	3
長野	22	25	233	236	64
新潟	5	5	19	24	2
大阪	74	76	9	10	8
京都	18	29	11	71	17
神戸	6	10	3	3	38
奈良	6	20	26	27	0
大津	7	13	5	7	30
和歌山	6	7	5	9	2
名古屋	31	61	4	4	34
津	3	4	1	1	3
岐阜	2	3	17	27	12
福井	25	25	22	26	2
金澤	11	11	7	7	3
富山	45	46	9	9	18
廣島	65	99	1	1	14
山口	3	6	15	16	3
岡山	7	24	22	28	1
鳥取	4	13	0	0	0
松江	4	19	3	3	9
福岡	21	28	13	16	20
長崎	56	94	1	2	21
佐賀	3	3	5	5	1

大分	7	13	14	16	6
熊本	4	3	0	0	1
鹿兒島	4	1	1	1	0
宮崎	1	4	0	0	39
仙臺	2	9	5	5	12
福島	0	0	5	11	9
山形	4	7	2	2	13
盛岡	5	20	10	21	17
秋田	1	3	0	0	28
青森	4	7	0	0	3
札幌	9	32	5	7	13
函館	0	0	0	0	0
旭川	4	4	0	0	8
釧路	3	41	0	0	0
高松	2	2	4	7	1
徳島	3	3	2	3	16
高知	0	0	3	4	0
松山	10	25	16	21	6
合計	574	971	574	691	771

(3) 高検別比較表

高 検 名	情報入 手件数	内偵したる 事 件		捜査したる 事 件		起訴事件		不起訴事件	
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
東 京	2,555	1,180	1,573	2,505	3,125	412	525	790	918
大 阪	587	511	564	379	516	176	282	138	171
名 古 屋	404	471	551	487	658	177	224	153	170
廣 島	1,359	368	491	358	492	124	209	228	247
福 岡	1,357	826	1,140	464	677	133	186	258	288
仙 臺	889	134	167	441	671	38	85	248	259
札 幌	161	149	330	107	270	21	84	23	76
高 松	600	509	682	142	202	40	69	76	90
合 計	7,912	4,148	5,498	4,883	6,611	1,121	1,664	1,914	2,219

高 検 名	公 判 請 求		略 式 請 求		検 事 未 済
	件 数	人 員	件 数	人 員	
東 京	111	206	301	321	363
大 阪	117	155	59	127	95

名 古 屋	117	150	60	74	72
廣 島	83	161	41	48	27
福 岡	99	146	34	40	88
仙 臺	16	46	22	39	82
札 幌	16	77	5	7	21
高 松	15	30	25	35	23
合 計	574	971	547	691	771

(4) 取扱事件罪名別件数

取 扱 事 件 罪 名	件 数
隠匿物資等緊急措置令違反	1,633
重要物資在庫緊急調査令違反	1,082
物價統制令違反	508
臨時物資需給調整法違反	275
衣料品配給規則違反	264
詐 欺	184
横 領	175
指定生産資材在庫調整規則違反	162
重要物資輸送證明規則違反	132
業 務 上 横 領	118
窃 盜	105
指定生産資材割當規則違反	73
重要物資在庫調整規則違反	56
背 任	40
パイプ類臨時措置規則違反	36
收 賄	33
指定生産資材統則規則違反	29
指定生産資材配給規則違反	18
生絲等數量報告に関する件違反	17
贈 賄	16
贓 物 收 受	14
金銀又は白金の取引等取締に関する件違反	12
臨時貴金屬數量等報告令違反	11
名 譽 毀 損	11
贓 物 故 買	10
飲食物緊急措置令違反	10
纖維製品配給消費統制規則違反	8
鉛の調査報告に関する件違反	8

石油製品配給規則違反	7
贓物寄藏	7
政令301號違反	7
政令101號違反	5
恐喝	5
麻薬取締規則違反	5
銃砲所持禁止令違反	5
食糧管理法違反	4
指定生産資材配給規則違反	3
贓物牙保	2
味噌醬油等配給統制違反	2
貿易等臨時措置令違反	2
眞珠又は眞珠製品の取引の禁止に関する件	2
薪炭配給統制規則違反	2
臨時建築等限制令違反	1
制限會社令違反	1
掠奪品の沒收報告に関する件違反	1
古物商取締規則違反	1
私文書偽造行使	2
印鑑偽造行使	1
贓物運搬	1
免許等不實記載の行使	1
勅令311號違反	1
勅令542號違反	1
勅令277號違反	1
漁業資材配給規則違反	1
重要物資使用制限規則違反	1
過剩物資等在庫活用規則違反	1
濫網配給統制規則違反	1
ゴム使用禁止令違反	1
公文書偽造行使	1
贈賄幫助	1
不明	1,109
合計	6,226

2 政令201號違反事件取締の概況

(昭和23.9.1現在)

(1) 取締概況

高檢別	地檢別	所屬關係 公署其他	逮捕狀 發布數	逮捕 人員	拘留	釋放	處分別		備考
							起訴	不起訴	
札	札幌	國鐵關係	293	93	68	32	33		職場放棄
	旭川	〃	170	83	54	54	19		
	釧路	〃	66	37	15				
	函館	〃	15	3	3				
幌	合計		544	216	140	86	52		
仙	仙臺	全遞關係部 外教唆者	3	1					
		國鐵關係 全遞關係	26	2					
	計		544	216	140	86	52		
	青森	國鐵關係 全遞關係	316	15					
計		326	18						
臺	福島	國鐵關係	27	3					
	盛岡	國鐵關係	27	8					
	計		33	9					
	秋田	國鐵關係	14						
合計		488	44						
東	宇都宮	國鐵關係	17						
	水戸	全遞關係	15	7	7				
	長野	國鐵關係	12						
	前橋	國鐵關係	7						
京	合計		51	7	7				
高松	松山	國鐵關係	15	15	15		15		集團乗務拒否
廣	廣島	共産黨員	9	27	24	13	14	10	松山機關區 應接の廣島 鐵道局員に 對する乗船 妨害
島	總計		1107	309	186	99	81	10	

(2) 被疑者年令別人員表

年令	札幌	旭川	函館	仙臺	青森	福島	宇都宮	松山	廣島	前橋	計
17				(2)					1		1(2)
18		5		(3)	3(1)				2		10(4)
19	4	25	2	1(6)	12(3)		1	1	1	6	45(9)
20	7	21	1	(8)	15(1)		7	1	1		59(9)
21	4	13		2(6)	20(3)		3	2	3		47(9)
22	1	8	1	3(4)	4	1	2	3	5		28(4)
23	3	11		(1)	1(2)	1	4	4	3		27(3)
24		10		1(3)	1			2			14(3)
25	2	4		(3)	2	1	1		4	1	14(3)
26		7		1	2			1	4		16
27		3		1	1			1			6
28											
29		3					1				4
30											
31											
32											
33											
34					1						1
35				(1)					1		1(1)
36				(1)							(1)
37											
38				(1)							(1)
39				(1)							(1)
40											
40以上	2	2		(2)							4(2)
計	23	112	4	9(42)	62(10)	3	19	14	24	7	277(52)

備考 1, 2, 3, は國鐵關係 (1) (2) (3) は全遞關係

3 昭和22年勅令第1號（公職に関する就職禁止退官退職等に関する勅令）關係事件の概況 (昭和23.9.30現在)

(1) 事件處理狀況

受理件數	100
起訴件數	30 (内略式5)
不起訴等	44

(2) 事件の態様

(イ) 當初に於ては殆んど調査表の重要事項についての虚偽記載 (7條1項) の罪が多數を占めていたが次第に覺書該當者の政治活動 (15條) の罪が増加し更らに公職に在る者に對する覺書該當者の支配 (12條) 又は退職當時の勤務先への出入 (13條) により起訴せられるものが生じて來た。

(ロ) 昭和22年政令62號 (教職員の除去就職、禁止等に関する政令違反の罪は略ぼ態様を同じくするものであり右政令違反につき二件の起訴、(調査況不實記載教職不適格者の就職) があつたことを附記しておく。

4 全國地檢區檢事件受理處理狀況一覽表 (自昭和23年1月1日 至昭和23年7月11日)

事項別	受 理		處 理		未 済		
	件 數	人 員	件 數	人 員	件 數	人 員	
東 京 高 檢 管 内	東京地方	97,997	123,375	80,907	100,180	17,090	23,195
	横濱地方	30,107	37,433	24,156	30,019	5,951	7,414
	浦和地方	18,560	21,067	14,490	16,267	4,070	4,800
	千葉地方	20,523	27,875	15,198	20,076	5,325	7,799
	水戸地方	16,130	21,482	13,452	16,801	2,678	4,681
	宇都宮地方	12,313	15,911	10,190	13,108	2,123	2,803
	前橋地方	17,206	19,723	14,188	16,737	3,018	2,986
	静岡地方	16,992	21,511	15,179	18,972	1,813	2,539
	甲府地方	7,487	8,877	7,015	8,309	472	568
	長野地方	16,179	18,193	15,531	17,425	648	768
新潟地方	41,561	45,989	37,407	40,694	4,154	3,295	
計	295,055	361,436	247,713	298,588	47,342	62,848	
大 阪 高 檢 管 内	大阪地方	120,540	140,322	104,159	118,895	16,381	21,427
	京都地方	41,127	47,784	26,158	29,632	14,969	18,152
	神戸地方	54,717	63,711	43,325	51,307	11,392	12,404
	奈良地方	10,290	11,087	9,423	9,975	867	1,112
	大津地方	6,510	7,824	5,703	6,782	807	1,042
	和歌山地方	6,789	9,566	6,287	8,817	502	749
計	239,973	280,294	195,055	225,408	44,918	54,886	
名 古 屋 高	名古屋地方	31,445	38,027	23,383	28,131	8,062	9,896
	津地方	9,028	11,166	7,628	9,491	1,400	1,675
	岐阜地方	9,600	11,956	8,072	10,201	1,528	1,755
	福井地方	5,729	7,311	9,081	6,366	648	945

檢管内	金澤地方	9,438	10,705	7,971	9,056	1,467	1,649
	富山地方	21,143	22,691	18,309	19,657	2,834	3,034
	計	86,383	101,856	70,444	82,902	15,939	18,954
廣島高檢管内	廣島地方	23,617	30,232	-19,442	25,064	4,175	5,168
	山口地方	18,253	22,178	16,498	20,078	1,755	2,100
	岡山地方	19,904	25,489	18,847	24,043	1,057	1,446
	鳥取地方	5,988	6,851	5,361	6,177	627	674
	松江地方	6,126	8,016	5,812	7,510	314	506
計	73,888	92,766	65,900	82,872	7,928	9,894	
福岡高檢管内	福岡地方	44,775	48,734	34,642	38,159	10,133	10,575
	佐賀地方	7,069	8,484	6,518	7,798	651	686
	長崎地方	13,272	16,445	10,056	12,453	3,216	3,992
	大分地方	12,184	14,398	10,593	12,244	1,591	2,154
	熊本地方	13,245	16,651	11,008	13,673	2,237	2,978
	鹿兒島地方	9,941	12,999	8,603	11,046	1,338	1,953
	宮崎地方	5,087	6,085	4,721	5,586	366	499
計	105,573	123,796	86,141	100,959	19,432	22,837	
仙臺高檢管内	仙臺地方	22,577	27,256	19,185	21,167	3,392	6,089
	福島地方	17,187	20,263	15,575	18,215	1,612	2,048
	山形地方	8,181	8,749	6,655	7,105	1,526	1,644
	盛岡地方	16,088	17,621	13,031	14,026	3,057	3,595
	秋田地方	14,458	16,338	13,736	15,253	722	1,085
	青森地方	11,178	14,006	8,280	10,280	2,898	3,726
計	89,669	104,233	76,462	86,046	13,207	18,187	
札幌高檢管内	札幌地方	21,812	27,593	18,063	23,006	3,749	4,587
	函館地方	7,169	10,720	5,928	8,959	1,241	1,761
	旭川地方	5,705	7,284	4,209	5,762	1,496	1,522
	釧路地方	7,800	9,812	6,342	8,115	1,458	1,697
計	42,486	55,409	34,342	45,842	7,944	9,567	
高松高檢管内	高松地方	6,911	10,246	6,419	9,237	492	1,009
	德島地方	6,907	8,115	6,615	6,705	292	410
	高知地方	5,147	6,932	5,039	6,737	103	195
	松山地方	11,412	14,300	10,872	13,621	540	679
計	30,372	39,593	28,943	37,300	1,427	2,293	
合計	963,399	1,159,383	803,262	959,917	158,137	199,466	

檢管内	金澤地方	9,438	10,705	7,971	9,056	1,467	1,649
	富山地方	21,143	22,691	18,309	19,657	2,834	3,034
	計	86,383	101,856	70,444	82,902	15,939	18,954
廣島高檢管内	廣島地方	23,617	30,232	19,442	25,064	4,175	5,168
	山口地方	18,253	22,178	16,498	20,078	1,755	2,100
	岡山地方	19,904	25,489	18,847	24,043	1,057	1,446
	鳥取地方	5,988	6,851	5,361	6,177	627	674
	松江地方	6,126	8,016	5,812	7,510	314	506
	計	73,888	92,766	65,910	82,872	7,928	9,894
福岡高檢管内	福岡地方	44,775	48,734	34,642	38,159	10,133	10,575
	佐賀地方	7,069	8,484	6,518	7,798	651	686
	長崎地方	13,272	16,445	10,056	12,453	3,216	3,992
	大分地方	12,184	14,398	10,593	12,244	1,591	2,154
	熊本地方	13,245	16,651	11,008	13,673	2,237	2,978
	鹿児島地方	9,941	12,999	8,603	11,046	1,338	1,953
	宮崎地方	5,087	6,085	4,721	5,586	366	499
計	105,573	123,796	86,141	100,959	19,432	22,837	
仙臺高檢管内	仙臺地方	22,577	27,256	19,185	21,167	3,892	6,089
	福島地方	17,187	20,263	15,575	18,215	1,612	2,048
	山形地方	8,181	8,749	6,655	7,105	1,526	1,644
	盛岡地方	16,088	17,621	13,031	14,026	3,057	3,595
	秋田地方	14,458	16,338	13,736	15,253	722	1,085
	青森地方	11,178	14,006	8,280	10,280	2,898	3,726
計	89,669	104,233	76,462	86,046	13,207	18,187	
札幌高檢管内	札幌地方	21,812	27,593	18,063	23,006	3,749	4,587
	函館地方	7,169	10,720	5,928	8,959	1,241	1,761
	旭川地方	5,705	7,284	4,209	5,762	1,496	1,522
	釧路地方	7,800	9,812	6,342	8,115	1,458	1,697
	計	42,486	55,409	34,342	45,842	7,944	9,567
高松高檢管内	高松地方	6,911	10,246	6,419	9,237	492	1,009
	徳島地方	6,907	8,115	6,615	6,705	292	410
	高知地方	5,147	6,932	5,039	6,737	103	195
	松山地方	11,412	14,300	10,872	13,621	540	679
	計	30,372	39,593	28,943	37,300	1,427	2,293
合計	963,399	1,159,383	803,262	959,917	158,137	199,466	

5 昭和22年度罪名別、捜査事件の受理、處理、未處理件數、人員表

罪 名	受 理			處						不 起 訴 數	中 件 數
	件 數		總 人 員	起 件 數	訴 員						
	舊 受	新 受			豫 審 請 求	公 判 請 求	略 式 命 令 求	計			
			起 訴 數	起 訴 數							
皇 室 ニ 對 ス ル 罪	1	2	4	—	—	—	—	—	—	2	—
外 患 ニ 對 ス ル 罪	—	1	1	—	—	—	—	—	—	1	—
公 務 ノ 執 行 ヲ 妨 害 ス ル 罪	43	607	1,020	187	—	244	7	251	240	20	—
逃 走 ノ 罪	31	466	674	311	1	399	—	400	54	42	—
犯 人 藏 匿 及 證 憑 湮 滅 ノ 罪	—	121	141	23	1	23	4	28	81	7	—
安 寧 秩 序 ニ 對 ス ル 罪	—	1	1	—	—	—	—	—	1	—	—
放 火 及 失 火 ノ 罪	601	10,138	11,776	2,074	43	350	1,776	2,169	6,198	119	—
溢 水 及 水 利 ニ 關 ス ル 罪	3	19	47	2	—	—	10	10	15	—	—
往 來 ヲ 妨 害 ス ル 罪	26	237	423	31	1	21	21	43	105	32	—
住 居 ヲ 侵 ス ル 罪	107	2,164	3,189	592	4	566	184	754	1,132	49	—
秘 密 ヲ 犯 ス ル 罪	2	4	9	1	—	1	—	1	3	—	—
阿 片 煙 ニ 關 ス ル 罪	3	4	8	6	—	5	1	6	—	1	—
飲 料 水 ニ 關 ス ル 罪	—	12	14	3	—	3	—	3	3	—	—
通 貨 偽 造 ノ 罪	35	12	79	12	2	15	4	21	26	1	—
文 書 偽 造 ノ 罪	231	1,793	3,138	485	40	587	10	637	760	67	—
有 價 證 券 偽 造 ノ 罪	8	107	149	44	2	48	—	50	28	6	—
印 章 偽 造 ノ 罪	8	126	159	21	—	26	—	26	93	—	—
偽 證 ノ 罪	17	112	194	13	1	22	—	23	61	5	—
誣 告 ノ 罪	70	263	519	13	—	13	—	13	218	7	—
猥 褻、姦 淫 及 重 婚 ノ 罪	108	1,097	2,099	306	30	299	113	442	563	30	—
賭 博 及 富 籤 ニ 關 ス ル 罪	536	23,875	113,248	15,202	—	5,279	61,360	66,639	3,343	400	—
禮 拜 所 及 墳 墓 ニ 關 ス ル 罪	5	102	145	19	3	20	—	23	60	11	—
瀆 職 ノ 罪	206	2,400	4,135	1,000	53	676	672	1,401	707	48	—
殺 人 ノ 罪	177	2,148	2,861	974	179	996	—	1,175	587	306	—
傷 害 ノ 罪	744	14,720	23,188	4,423	42	2,563	3,320	5,925	6,055	361	—
過 失 傷 害 ノ 罪	819	9,199	10,893	2,064	4	448	1,717	2,169	4,322	101	—
墮 胎 罪	23	151	356	26	—	31	—	31	95	5	—
遺 棄 ノ 罪	15	148	186	24	2	25	—	27	92	10	—
逮 捕 及 監 禁 ノ 罪	13	69	289	25	—	100	—	100	36	3	—
脅 迫 ノ 罪	65	762	1,375	148	—	124	62	186	389	17	—
略 取 及 誘 拐 ノ 罪	9	67	97	14	2	15	—	17	33	5	—
名 譽 ニ 對 ス ル 罪	125	816	1,395	40	—	27	35	62	614	20	—
信 用 及 事 務 ニ 對 ス ル 罪	25	214	447	21	—	23	2	25	140	8	—
盜 及 強 盜 ノ 罪	4,396	180,865	256,548	67,632	665	88,788	—	89,453	78,798	5,105	—
詐 欺 及 恐 嚇 ノ 罪	2,022	33,293	46,212	11,490	34	13,812	—	13,846	13,815	2,234	—
橫 領 ノ 罪	1,052	15,845	21,580	3,285	18	3,490	430	3,938	9,930	320	—
贓 物 ニ 關 ス ル 罪	910	12,767	17,710	3,546	6	4,451	—	4,457	7,198	642	—
竊 棄 及 隱 匿 ノ 罪	82	815	1,320	83	—	73	38	111	548	3	—

5 昭和22年度罪名別、捜査事件の受理、處理、未處理件數、人員表

438	10,705	7,971	9,056	1,467	1,649
143	22,691	18,309	19,657	2,834	3,034
388	101,856	70,444	82,902	15,939	18,954
617	30,232	19,442	25,064	4,175	5,168
253	22,178	16,498	20,078	1,755	2,100
904	25,489	18,847	24,043	1,057	1,446
988	6,851	5,361	6,177	627	674
126	8,016	5,812	7,510	314	506
888	92,766	65,900	82,872	7,928	9,894
775	48,734	34,642	38,159	10,133	10,575
069	8,484	6,518	7,798	551	686
272	16,445	10,056	12,453	3,216	3,992
184	14,398	10,593	12,244	1,591	2,154
245	16,651	11,008	13,673	2,237	2,978
941	12,999	8,603	11,046	1,338	1,953
087	6,085	4,721	5,586	366	499
573	123,796	86,141	100,959	19,432	22,837
277	27,256	19,185	21,167	3,392	6,089
7187	20,263	15,575	18,215	1,612	2,048
3181	8,749	6,655	7,105	1,526	1,644
3088	17,621	13,031	14,026	3,057	3,595
4458	16,338	13,736	15,253	722	1,085
1178	14,006	8,280	10,280	2,898	3,726
9669	104,233	76,462	86,046	13,207	18,187
1812	27,593	18,063	23,006	3,749	4,587
7169	10,720	5,928	8,959	1,241	1,761
5705	7,284	4,209	5,762	1,496	1,522
7800	9,812	6,342	8,115	1,458	1,697
2486	55,409	34,342	45,842	7,944	9,567
6911	10,246	6,419	9,237	492	1,009
6907	8,115	6,615	6,705	292	410
5147	6,932	5,039	6,737	103	195
11412	14,300	10,872	13,621	540	679
30372	39,593	28,943	37,300	1,427	2,293
33,399	1,159,383	803,262	959,917	158,137	199,466

罪 名	受 理			處 理					未 處 理								
	件 數		總 人 員	起 件 數	訴 員			不 件 起 訴 數	中 止		他 へ 送 致		合 計		件 數	人 員	
	舊 受	新 受			人	人	公 判 請 求		略 式 命 令 求	計	件 數	人 員	件 數	人 員			件 數
			豫 審 請 求	公 判 請 求				略 式 命 令 求							計		
皇 室 = 對 ス ル 罪	1	2	4	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	2	2	1	2
外 患 = 對 ス ル 罪	—	1	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	1	—	—
公 務 ノ 執 行 ヲ 妨 害 ス ル 罪	43	607	1,020	187	—	244	7	251	240	20	30	95	166	542	822	108	198
逃 走 ノ 罪	31	466	674	311	1	399	—	400	54	42	66	59	71	466	617	31	57
犯 人 藏 匿 及 證 憑 湮 滅 ノ 罪	—	121	141	23	1	23	4	28	81	7	9	7	8	118	136	3	5
安 寧 秩 序 = 對 ス ル 罪	—	1	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	1	—	—
放 火 及 失 火 ノ 罪	601	10,138	11,776	2,074	43	350	1,776	2,169	6,198	119	132	1,486	1,614	9,877	10,814	862	962
溢 水 及 水 利 = 關 ス ル 罪	3	19	47	2	—	—	10	10	15	—	—	3	5	20	38	2	9
往 來 ヲ 妨 害 ス ル 罪	26	237	423	31	1	21	21	43	105	32	35	58	107	226	374	37	49
住 居 ヲ 侵 ス 罪	107	2,164	3,189	592	4	566	184	754	1,132	49	87	270	360	2,043	2,733	228	456
秘 密 ヲ 犯 ス 罪	2	4	9	1	—	1	—	1	3	—	—	2	4	6	9	—	—
阿 片 煙 = 關 ス ル 罪	3	4	8	6	—	5	1	6	—	1	2	—	—	7	8	—	—
飲 料 水 = 關 ス ル 罪	—	12	14	3	—	3	—	3	3	—	—	3	4	9	10	3	4
通 貨 偽 造 ノ 罪	35	12	79	12	2	15	4	21	26	1	4	7	11	46	78	1	1
文 書 偽 造 ノ 罪	231	1,793	3,138	485	40	587	10	637	760	67	111	297	428	1,609	2,349	415	789
有 價 證 券 偽 造 ノ 罪	8	107	149	44	2	48	—	50	28	6	6	19	24	97	122	18	27
印 章 偽 造 ノ 罪	8	126	159	21	—	26	—	26	93	—	—	5	5	119	137	15	22
偽 證 ノ 罪	17	112	194	13	1	22	—	23	61	5	5	10	14	89	132	40	62
誣 告 ノ 罪	70	263	519	13	—	13	—	13	218	7	17	26	37	264	387	69	132
猥 褻、姦 淫 及 重 婚 ノ 罪	108	1,097	2,099	306	30	299	113	442	563	30	46	191	288	1,090	1,817	115	282
賭 博 及 富 籤 = 關 ス ル 罪	536	23,875	113,248	15,202	—	5,279	61,360	66,639	3,343	400	3,901	446	21,625	23,407	108,201	1,004	5,047
禮 拜 所 及 墳 墓 = 關 ス ル 罪	5	102	145	19	3	20	—	23	60	11	11	10	18	100	138	7	7
瀆 職 ノ 罪	206	2,400	4,135	1,000	53	676	672	1,401	707	48	94	515	747	2,270	3,441	336	694
殺 人 ノ 罪	177	2,148	2,861	974	179	996	—	1,175	587	306	350	306	297	2,091	2,574	234	287
傷 害 ノ 罪	744	14,720	23,188	4,423	42	2,563	3,320	5,925	6,055	361	624	3,341	4,937	14,180	20,935	1,284	2,253
過 失 傷 害 ノ 罪	819	9,199	10,893	2,064	4	448	1,717	2,169	4,322	101	130	2,109	2,271	8,596	9,298	1,422	1,595
墮 胎 ノ 罪	23	151	356	26	—	31	—	31	95	5	7	16	25	142	280	32	76
遺 棄 ノ 罪	15	148	186	24	2	25	—	27	92	10	12	20	23	146	166	17	20
逮 捕 及 監 禁 ノ 罪	13	69	289	25	—	100	—	100	36	3	21	6	17	70	258	12	31
脅 迫 ノ 罪	65	762	1,375	148	—	124	62	186	389	17	43	131	223	685	1,078	142	297
略 取 及 誘 拐 ノ 罪	9	67	97	14	2	15	—	17	33	5	5	14	15	66	80	10	17
名 譽 = 對 ス ル 罪	125	816	1,395	40	—	27	35	62	614	20	31	80	97	754	1,085	187	310
信 用 及 事 務 = 對 ス ル 罪	25	214	447	21	—	23	2	25	140	8	11	16	32	185	366	54	81
盜 及 強 盜 ノ 罪	4,396	180,865	256,548	67,632	665	88,788	—	89,453	78,798	5,105	14,658	28,315	40,606	179,850	247,047	5,411	9,501
詐 欺 及 恐 嚇 ノ 罪	2,022	33,293	46,212	11,490	34	13,812	—	13,846	13,815	2,234	3,650	4,564	5,953	32,103	41,149	3,212	5,063
橫 領 ノ 罪	1,052	15,845	21,580	3,285	18	3,490	430	3,938	9,930	320	454	1,814	2,436	15,349	19,214	1,548	2,366
贓 物 = 關 ス ル 罪	910	12,767	17,710	3,546	6	4,451	—	4,457	7,198	642	1,017	1,195	1,626	12,581	16,255	1,096	1,455
竊 棄 及 隱 匿 ノ 罪	82	815	1,320	83	—	73	38	111	548	30	90	80	96	741	1,092	156	228

6,911	10,246	6,419	9,237	492	1,009
6,907	8,115	6,615	6,705	292	410
5,147	6,932	5,039	6,737	103	195
11,412	14,300	10,872	13,621	540	679
30,372	39,593	28,943	37,300	1,427	2,293
963,399	1,159,383	803,262	959,917	158,137	199,466

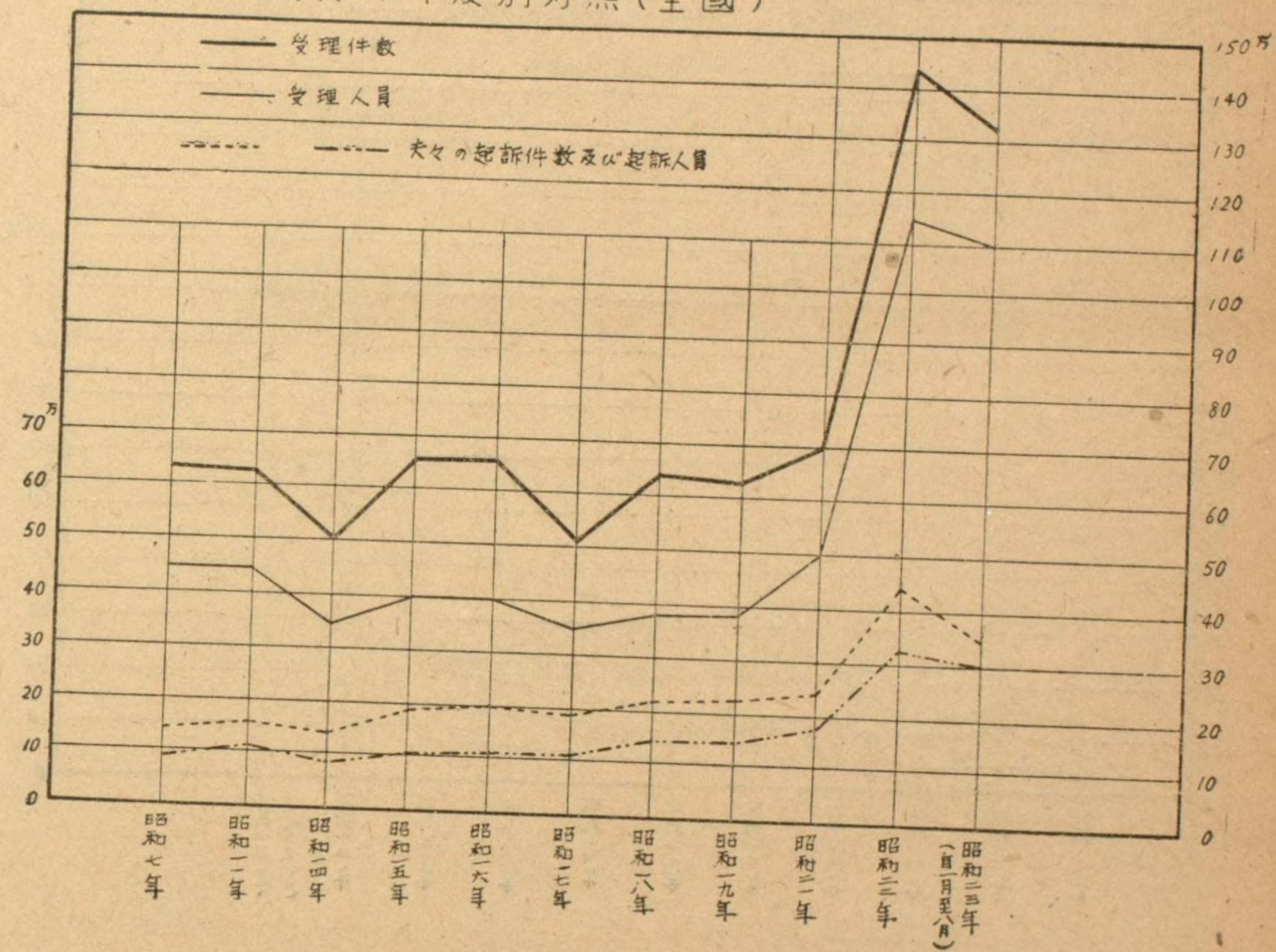
(138)

職人	ノ	罪	206	2,400	4,135	1,000	53	676	672	1,401	707	48	94	515	747	2,270	3,441	336	694
害	ノ	罪	177	2,148	2,861	974	179	996	--	1,175	587	306	350	306	297	2,091	2,574	234	287
失 傷 害	ノ	罪	744	14,720	23,188	4,423	42	2,563	3,320	5,925	6,055	361	624	3,341	4,937	14,180	20,935	1,284	2,253
胎 棄	ノ	罪	819	9,199	10,893	2,064	4	448	1,717	2,169	4,322	101	130	2,109	2,271	8,596	9,298	1,422	1,595
捕 及 監 禁	ノ	罪	23	151	356	26	--	31	--	31	95	5	7	16	25	142	280	32	76
取 及 誘 拐	ノ	罪	15	148	186	24	2	25	--	27	92	10	12	20	23	146	166	17	20
取 及 誘 拐	ノ	罪	13	69	289	25	--	100	--	100	36	3	21	6	17	70	258	12	31
取 及 誘 拐	ノ	罪	65	762	1,375	148	--	124	62	186	389	17	43	131	223	685	1,078	142	297
取 及 誘 拐	ノ	罪	9	67	97	14	2	15	--	17	33	5	5	14	15	66	80	10	17
取 及 誘 拐	ノ	罪	125	816	1,395	40	--	27	35	62	614	20	31	80	97	754	1,085	187	310
取 及 誘 拐	ノ	罪	25	214	447	21	--	23	2	25	140	8	11	16	32	185	366	54	81
取 及 誘 拐	ノ	罪	4,396	180,865	256,548	67,632	665	88,788	--	89,453	78,798	5,105	14,658	28,315	40,606	179,850	247,047	5,411	9,501
取 及 誘 拐	ノ	罪	2,022	33,293	46,212	11,490	34	13,812	--	13,846	13,815	2,234	3,650	4,564	5,953	32,103	41,149	3,212	5,063
取 及 誘 拐	ノ	罪	1,052	15,845	21,580	3,285	18	3,490	430	3,938	9,930	320	454	1,814	2,436	15,349	19,214	1,548	2,366
取 及 誘 拐	ノ	罪	910	12,767	17,710	3,546	6	4,451	--	4,457	7,198	642	1,017	1,195	1,626	12,581	16,255	1,096	1,455
取 及 誘 拐	ノ	罪	82	815	1,320	83	--	73	38	111	548	30	90	80	96	741	1,092	156	228
刑 法 犯 計			12,518	315,542	525,629	114,140	1,133	123,563	69,766	194,462	136,346	10,012	25,659	49,450	84,190	309,948	493,244	18,122	32,385

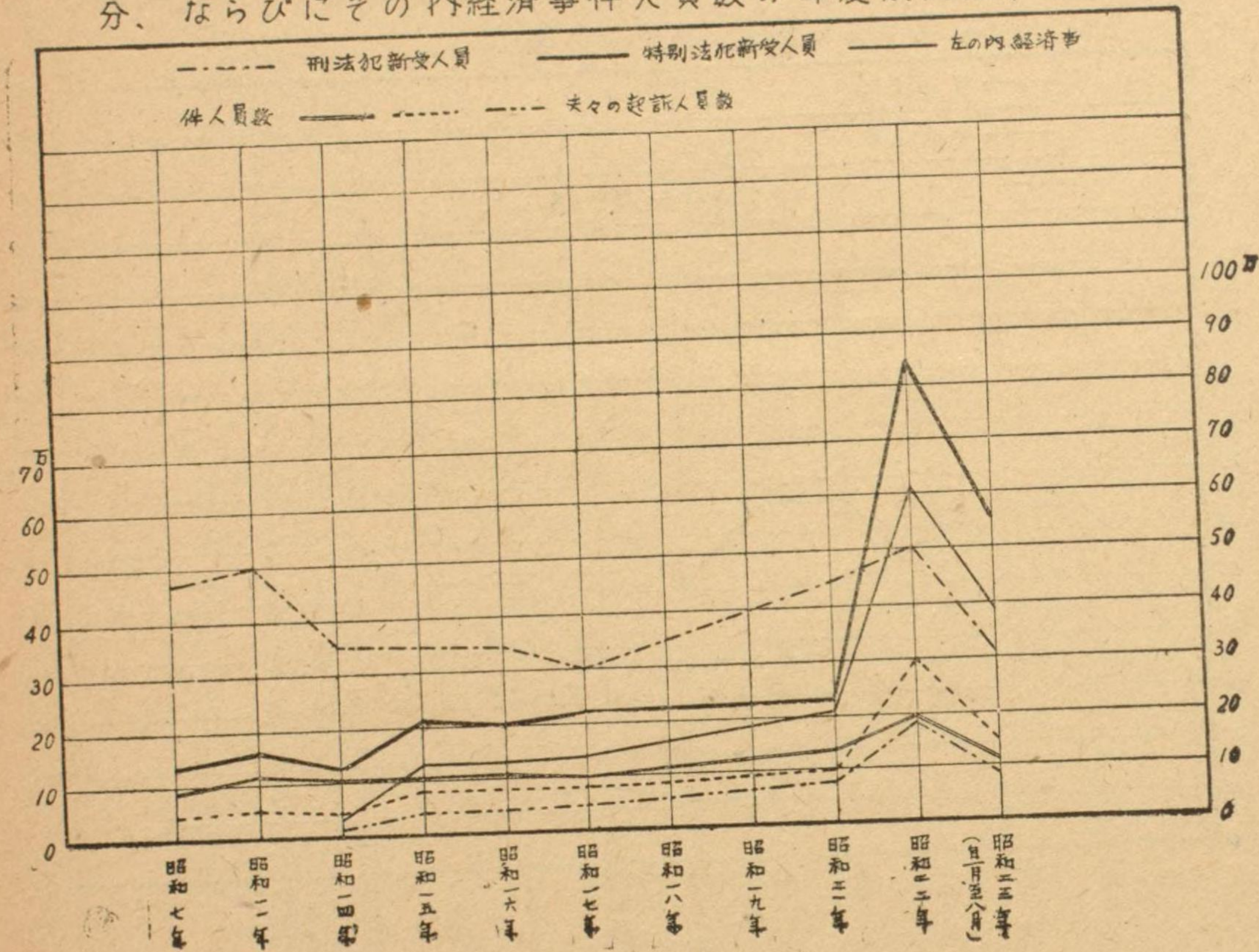
隱 匿 物 資 等 緊 急 措 置 令		85	554	769	135	--	47	108	155	217	4	7	167	191	523	627	117	142
飲 食 營 業 緊 急 措 置 令		--	4,222	8,597	973	--	251	1,321	1,572	996	34	87	826	1,580	2,829	5,277	1,393	3,320
勞 働 組 合 法		1	24	40	11	--	17	--	17	6	--	--	3	3	20	31	5	9
勞 働 基 準 法		--	4	6	--	--	--	--	--	3	--	--	--	--	3	5	1	1
暴 力 行 爲 等 處 罰 規 程		70	771	3,560	284	--	472	268	740	333	23	95	141	613	781	3,232	60	328
道 路 取 締 令		--	21,516	21,553	11,278	--	236	11,058	11,294	4,148	414	414	2,899	2,900	18,739	18,774	2,777	2,779
度 量 衡 法		28	596	635	187	--	13	176	189	323	3	3	102	104	615	625	9	10
道 路 法		1	1,781	1,786	1,542	--	3	1,539	1,542	167	8	8	43	45	1,760	1,764	22	22
屠 場 法		55	470	911	209	1	31	311	343	177	7	15	113	202	506	881	19	30
道 路 交 通 取 締 法		--	7,821	7,834	4,146	--	15	4,138	4,153	970	33	34	2,036	2,039	7,185	7,198	636	636
地 代 家 賃 統 制 令		8	481	511	111	--	8	104	112	200	5	5	85	86	401	418	88	93
臨 時 物 資 需 給 調 整 法		162	29,151	32,607	7,605	10	1,794	6,629	8,433	7,728	615	663	9,134	10,029	25,082	27,743	4,231	4,864
臨 時 建 築 制 限 令		20	451	495	137	--	2	137	139	137	5	5	134	140	413	429	58	66
關 稅 法 ノ 罰 則 ノ 特 例 = 關 ス ル 件		7	547	968	332	14	548	63	625	74	58	97	35	57	499	886	55	82
家 畜 商 取 締 規 則		54	588	698	270	--	13	269	282	172	4	4	153	166	599	650	43	48
煙 草 專 賣 法		334	1,836	2,355	161	--	25	688	713	469	164	170	647	715	1,941	2,113	229	242
連 合 國 占 領 目 的 = 有 害 ナ ル 行 爲 ノ 處 置 等 = 關 ス ル 件		34	1,118	1,621	537	--	453	207	660	149	40	100	327	426	1,053	1,493	99	128
連 合 國 將 兵 ヨ リ ノ 物 品 買 受 等 禁 止 = 關 ス ル 件		--	1,077	1,219	487	--	361	182	543	91	13	13	353	399	944	1,058	133	161
連 合 國 占 領 軍 等 ノ 財 産 ノ 收 受 及 ビ 所 持 ノ 禁 止 = 關 ス ル 件		1	4,157	4,815	2,271	--	2,092	555	2,647	350	39	54	832	952	3,492	4,056	666	759
農 地 地 調 整 法		193	4,246	5,328	732	--	96	737	833	2,344	29	35	596	741	3,701	4,420	738	908
麻 藥 取 締 規 則		54	551	904	269	--	176	237	413	76	6	36	129	177	480	744	125	160
警 察 犯 處 罰 令		5	5,902	6,020	2,003	--	366	1,689	2,055	1,973	159	159	1,038	1,056	5,173	5,281	734	739
經 濟 關 係 罰 則 ノ 整 備 = 關 ス ル 件		30	302	638	129	82	101	50	233	46	30	46	28	51	233	438	99	200
物 統 價 制 令		12,556	248,517	289,285	98,621	5	14,382	92,061	106,448	48,148	5,600	6,074	84,955	93,879	237,324	261,098	23,749	28,187
古 物 商 取 締 法		124	4,167	4,444	1,766	--	79	1,712	1,791	1,500	27	28	696	719	3,989	4,134	302	310
國 家 總 動 員 法		533	307	1,021	61	--	14	53	67	625	44	56	99	142	829	1,008	11	13
公 職 = 關 ス ル 就 職 禁 止 退 官 退 職 等 = 關 ス ル 件		--	79	99	9	--	5	4	9	24	--	--	26	31	59	65	20	34
鐵 道 營 業 法		8	1,490	1,551	138	--	22	123	145	818	56	63	349	356	1,361	1,414	137	37
漁 業 法		93	1,057	2,306	532	--	135	900	1,035	244	4	17	330	629	1,110	2,196	40	110
有 毒 飲 食 物 取 締 令		228	754	1,553	369	17	287	275	579	145	37	60	290	443	841	1,328	141	225
酒 稅 法		21	643	812	323	--	177	164	341	64	67	71	131	135	585	702	79	110
鹽 專 賣 法		97	1,592	1,907	244	--	11	252	263	482	74	75	751	818	1,551	1,683	138	224

道路交通取締法	55	470	911	209	1	31	311	343	177	7	15	113	202	506	881	19	30
臨時物資需給調整法	162	29,151	32,607	7,605	10	1,794	6,629	8,433	7,728	615	663	9,134	10,029	25,082	27,743	4,231	4,864
臨時建築制限令	20	451	495	137	—	2	137	139	137	5	5	134	140	413	429	58	66
關稅法ノ罰則ノ特例ニ關スル件	7	547	968	332	14	548	63	625	74	58	97	35	57	499	886	55	82
家畜商取締規則	54	588	698	270	—	13	269	282	172	4	4	153	166	599	650	43	48
煙草專賣法	334	1,836	2,355	161	—	25	688	713	469	164	170	647	715	1,941	2,113	229	242
連合國占領目的ニ有害ナル行爲ノ處置等ニ關スル件	34	1,118	1,621	537	—	453	207	660	149	40	100	327	426	1,053	1,493	99	128
連合國將兵ヨリノ物品買受等禁止ニ關スル件	—	1,077	1,219	487	—	361	182	543	91	13	13	353	399	944	1,058	133	161
連合國占領軍等ノ財産ノ收受及ビ所持ノ禁止ニ關スル件	1	4,157	4,815	2,271	—	2,092	555	2,647	350	39	54	832	952	3,492	4,056	666	759
農地地調整合法	193	4,246	5,328	732	—	96	737	833	2,344	29	35	596	741	3,701	4,420	738	908
麻藥取締規則	54	551	904	269	—	176	237	413	76	6	36	129	177	480	744	125	160
警察犯處罰令	5	5,902	6,020	2,003	—	366	1,689	2,055	1,973	159	159	1,038	1,056	5,173	5,281	734	739
經濟關係罰則ノ整備ニ關スル件	30	302	638	129	82	101	50	233	46	30	46	28	51	233	438	99	200
物統價制令	12,556	248,517	289,285	98,621	5	14,382	92,061	106,448	48,148	5,600	6,074	84,955	93,879	237,324	261,098	23,749	28,187
古物商取締法	124	4,167	4,444	1,766	—	79	1,712	1,791	1,500	27	28	696	719	3,989	4,134	302	310
國家總動員法	533	307	1,021	61	—	14	53	67	625	44	56	99	142	829	1,008	11	13
公職ニ關スル就職禁止退官退職等ニ關スル件	—	79	99	9	—	5	4	9	24	—	—	26	31	59	65	20	34
鐵道營業法	8	1,490	1,551	138	—	22	123	145	818	56	63	349	356	1,361	1,414	137	37
漁業法	93	1,057	2,306	532	—	135	900	1,035	244	4	17	330	629	1,110	2,196	40	110
有毒飲食物取締令	228	754	1,553	369	17	287	275	579	145	37	60	290	443	841	1,328	141	225
酒稅法	21	643	812	323	—	177	164	341	64	67	71	131	135	585	702	79	110
鹽專賣法	97	1,592	1,907	244	—	11	252	263	482	74	75	751	818	1,551	1,683	138	224
森林法	119	4,964	6,300	1,496	—	172	1,531	1,703	2,481	31	35	839	1,008	4,847	5,953	236	347
食糧管理法	8,431	268,333	291,395	66,768	5	11,580	58,557	70,142	64,460	31,003	31,591	100,329	104,898	262,560	275,309	14,204	16,086
食糧緊急措置令	1,314	15,379	18,535	4,660	5	968	4,031	5,004	5,233	809	857	4,959	5,339	15,661	17,083	1,032	1,453
銃砲等所持禁止令	185	7,814	9,959	4,046	14	2,661	2,195	4,870	854	182	275	2,418	2,896	7,500	9,269	499	690
銃砲火藥類取締法	140	1,358	1,905	641	—	293	473	766	244	29	49	401	504	1,315	1,653	183	252
自動車取締令	123	46,571	47,270	19,033	—	1,300	17,896	19,196	7,392	719	727	15,820	15,997	42,964	43,496	3,730	3,774
石炭コークス配給統制法	—	476	566	67	—	27	53	80	189	6	6	137	150	399	478	77	88
參議院議員選舉法	—	694	1,051	236	—	163	112	275	346	2	5	97	202	681	1,038	13	13
都道府縣議會議員選舉罰則	—	1,064	2,091	412	—	302	431	733	505	2	3	143	364	1,062	2,083	2	8
市區町村長選舉罰則	—	3,352	7,372	1,659	14	1,099	1,919	3,032	1,011	3	3	672	1,674	3,345	7,362	17	10
衆議院議員選舉法	1	1,843	3,640	481	16	491	330	837	980	16	17	316	647	1,793	3,507	51	133
選舉運動ノ文書圖書等ノ特例ニ關スル件	—	1,161	1,710	110	—	32	108	140	845	2	2	198	291	1,155	1,698	16	12
舊刑法	32	920	1,170	736	—	824	7	831	201	2	2	11	22	950	1,157	12	13
應府縣令	225	78,613	80,729	31,163	—	807	30,989	31,796	20,099	2,652	2,690	13,681	13,892	67,595	69,362	11,243	11,367
ソノ他 (略)																	
特別法犯計	25,954	786,896	893,641	270,605	194	44,199	247,237	291,630	180,799	43,267	45,086	249,092	270,276	743,763	813,073	69,087	80,568

捜査事件の受理統数及び起訴件数
人員の年度別対照(全国)



捜査事件新受人員および起訴人員の刑法犯と特別法犯の区分、ならびにその内経済事件人員数の年度別対照(全国)



七 附屬機關の部

- (一) 法務廳研修所..... 145頁
- (二) 刑務所・拘置所..... 149頁
- (三) 刑務官練習所..... 177頁
- (四) 司法事務局..... 185頁
- (五) 國立國會圖書館支部法務圖書館..... 231頁

七一(一)

(一) 法務廳研修所

- 1 法務廳研修所令..... 46頁
- 2 業務内容及び業務の實施狀況..... 46頁

1 法務廳研修所令 (昭和23・7・26政令第180號)

内閣は法務廳設置法(昭和22年法律第193號)第十三條の規定に基きここに法務廳研修所令を制定する。

第一條 法務廳研修所は法務總裁の管理に屬し檢察官檢察事務官法務廳事務官その他法務總裁所部の職員に人格の鍊磨識見の涵養及び法務に關する研修をさせあわせて檢察廳の實施する檢察廳職員に對する研修事務を調整する所とする

第二條 法務廳研修所に次の職員を置く

所長

法務廳教官

専任 一人 一級

専任 五人 二級

法務廳事務官

専任 一人 二級

専任 六人 三級

第三條 所長は一級の法務廳教官をもつてこれに充てる

2 所長は法務總裁の監督を受けて所務を掌理する

第四條 法務廳研修所に參與十五人を置き所務に參與させる

2 參與は官吏及び學識經驗のある者の中から法務總裁がこれを命ずる

附則

1 この政令は公布の日からこれを施行する

2 法務廳研修所官制(昭和21年勅令第269號)はこれを廢止する

3 この政令施行の際現に法務廳研修所の職員に在る者は別に辭令を發せられないときは同級及び同俸給をもつてこの政令による法務廳研修所の職員に任ぜられたものとする

2 業務内容及び業務の實施狀況

法務廳研修所令第一條

A 目的

檢事、副檢事、檢察事務官、法務廳事務官、司法事務局事務官等、法務總裁所部の職員に人格の鍊磨、識見の涵養、檢察事務、登記事務、戶籍事務、その他法務に關する研修をさせ、あわせて檢察廳の實施する檢察廳職員に對する研修事務を調整する。

B 内容

(1) 新憲法下の機構改革に伴い檢察廳を含む司法省關係は司法省研修所に、裁判所關係は司法研修所に、夫々分離し、以來司法省研修所は専ら檢察官、檢察事務官に對する研修機關として存在しその間昭和23年2月司法省の廢止、法務廳の設置とともに法務廳研修所と改稱した。

(2) 研修實施の大要は、第一部檢事(a 在任十年以上、b 在任十年未満) 第二部副檢事、第三部檢察事務官(a 二級官 b 三級官)を對象として中央で行われ毎回20乃至50名程度で一乃至二ヶ月、年數回にわたつて實施される。但し第三部三級事務官の研修については各高等檢察廳に於て任用後日の淺い檢察事務官を對象として地方研修を行う。

C 業務の實施狀況

昭和23年度に實施した研修の大要は次の通りである。

研修區別	研 修 期 間		人 員
	自	至	
第二回檢事研修	10月5日	11月4日	20
第三回副檢事研修	4・20	5・21	48
第四回	5・26	6・27	47
第五回	9・1	9・20	39
第六回	11・24	12・23	31
第一回 二級事務官研修	7・19	7・31	42
第二回	11・4	11・17	69
第三回 三級事務官研修	6・10	7・12	42

D 人員表

級 別	昭和23年度豫算定員	現在實在人員
官	13級	1
	12級	5
	11級	1
吏	9級	2
	7級	3
	6級	1
給	5級	2
	5級	3
給	4級	5
	3級	4
料	3級	4
	1級	2
計	26	27

(二) 刑務所・拘置所

1	刑務所及び拘置所令	150頁
2	全國刑務所所在地一覽	171頁
3	拘置所、刑務所、少年刑務所及び刑務支所の名稱所在地	151頁
4	拘置所、刑務所、少年刑務所及び刑務支所の數	155頁
5	刑務所職員豫算定員沿革	173頁
6	刑務官吏と在監者との割合	156頁
7	刑務所の經費累年表	157頁
8	在監者一人に對する刑務所經費累年表	157頁
9	受刑者の入出監累年表	158頁
10	一日平均在監者累年表	159頁
11	新受刑者の刑名刑期別累年表	159頁
12	新受刑者の罪名別累年表	160頁
13	新受刑者の罪名犯數別累年表	161頁
14	新受刑者の罪名犯數別(昭和22年)	163頁
15	新受刑者の年齢別累年表	164頁
16	新受刑者の職業別累年表	165頁
17	新受刑者の教育別累年表	166頁
18	新受刑者の種族別累年表	163頁
19	昭和23年(自1月至6月)刑務事故一覽表	175頁
20	最近3ヶ年及び本年6月迄に於ける月別逃走件數	176頁
21	在監者の作業累年表	167頁
22	作業の收入支出累年表	167頁
23	作業の收入支出(昭和22年度)	168頁
24	作業の賃金額並びに一人當平均額累年表	169頁
25	指紋對照數及び前科發見總數累年表	169頁

刑務所及び拘置所令 (昭和23年8月28日
政令第268號)

改正 昭和23年10月1日 政令第312號

内閣は、法務廳設置法(昭和22年法律第193號)第十三條の規定に基き、ここに刑務所及び拘置所令を制定する。

第一條 監獄法(明治41年法律第28號)第一條第一項の規定による監獄の名稱及び位置は、別表の通りこれを定める。

各監獄の種類は、法務總裁がこれを定める。

第二條 監獄は、法務總裁の管理に屬する。

第三條 法務總裁は、必要があると認めるときは、分監を置くことができる。

法務總裁は、必要があると認めるときは、前項に定めるものの外特設監獄を置くことができる。

第四條 監獄に通じて左の職員を置く。

法務廳事務官

専任 161人 二級 小菅、大阪、高松、名古屋、廣島、福岡、宮城及び札幌の刑務所の長の職にある者の内4人を一級とすることができる。

専任 12,682人 三級

法務廳技官

専任 148人 二級

専任 485人 三級

法務廳教官

専任 10人 二級

専任 30人 三級

監獄の作業によつて建築を直營する必要があるときは、建築費豫算内において、臨時に三級の法務廳事務官又は、法務廳技官を増員することができる。

第五條 監獄の長は、一級又は二級の法務廳事務官、法務廳技官又は法務廳教官の中から法務總裁がこれを命ずる。

分監の長は、二級又は三級の法務廳事務官、法務廳技官又は法務廳教官の中から法務總裁がこれを命ずる。

第六條 監獄の長は、法務總裁の指揮監督を受けて、監獄の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

法務總裁は、必要があると認めるときは、監獄の事務に關して一の監獄の長をして他の監獄の長を指揮監督させることができる。

第七條 分監の長は、監獄の長の指揮監督を受けて、分監の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

第八條 監獄に看守長、副看守長及び看守を置く。看守長は、二級又は三級の法務廳事務

官の中から、副看守長及び看守は、三級の法務廳事務官の中から、法務總裁がこれを命ずる。

第九條 事務の分課及び處務の規定については、法務總裁がこれを定める。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

監獄官制(大正11年勅令第434號)及び監獄官吏定員令(昭和22年司法省令第28號)は、これを廢止する。

この政令施行の際現に監獄官制による監獄の職員の職にある者は、別に辭令を發せられないときは、この政令による監獄の職員に同級及び同俸給をもつてそれぞれ任せられたものとする。

この政令施行の際現に監獄官制による監獄の職員で休職中のものは、別に辭令を發せられないときは、休職のまま前項の例により監獄の職員に同級及び同俸給をもつて任せられたものとする。

(別表)略

拘置所、刑務所、少年刑務所及び刑務支所の名稱
所在地 (昭和23年10月1日現在)

名 稱	所 在 地
東京拘置所	東京都葛飾區小菅町1284
京都拘置所	京都市中京區竹屋町通富小路菊屋町
大阪拘置所	大阪府北區若松町8
神戸拘置所	神戸市兵庫區菊水町2丁目
名古屋拘置所	名古屋市東區上野杉ノ町2ノ2
關東行刑管區	東京都葛飾區小菅町1284(本部)
小菅刑務所	東京都葛飾區小菅町1284
豊多摩刑務所	浦和市高砂町336
熊谷刑務支所	熊谷市大字熊谷1170
府中刑務所	東京都北多摩郡府中町9861
横濱刑務所	横濱市南區笹下町731
横須賀刑務支所	横須賀市大津字原1346ノ1
小田原刑務支所	小田原市谷津字小松原38ノ1
千葉刑務所	千葉市貝塚町192
八日市場刑務支所	千葉縣八日市場町
木更津刑務支所	木更津市木更津
松戸刑務支所	松戸市岩瀬
宇都宮刑務所	宇都宮市西原町1530
栃木刑務所	栃木市旭町

前橋刑務所	前橋市字甫分甲309
高崎刑務支務	高崎市宮元町13
太田刑務支所	太田市飯田宮原
静岡刑務所	静岡市追手町208
濱松刑務支所	濱松市鵜江町431ノ1
沼津刑務支所	沼津市岡宮反田430
甲府刑務所	甲府市善光寺100
長野刑務所	長野市旭町45
上諏訪刑務支所	諏訪市上諏訪町
上田刑務支所	上田市新参町
飯田刑務支所	飯田市大字飯田大久保町
新潟刑務所	新潟市西大畑町5292
新發田刑務支所	新發田市三ノ丸452
長岡刑務支所	長岡市神明町998ノ2
高田刑務支所	高田市西城町6
八王子少年刑務所	八王子市子安町949
川越少年刑務所	川越市大字脇田134
水戸少年刑務所	茨城縣那珂郡勝田町市毛827
土浦刑務支所	土浦市内西町
下妻刑務支所	茨城縣眞壁郡下妻町
松本少年刑務所	松本市大字桐中原町
近畿行刑管區	堺市田出井町698(本部)
京都刑務所	京都市東川區山科東野井上町20
舞鶴刑務支所	舞鶴市大字圓滿寺8ノ126
東舞鶴刑務支所	舞鶴市大字奥市場
宮津刑務支所	京都府與謝郡宮津町
大阪刑務所	堺市田出井町698
堺刑務支所	堺市田出井町698大阪刑務所内
石切刑務支所	大阪府中河内郡大戸村石切
神戸刑務所	兵庫縣大久保町森田120
洲本刑務支所	洲本市山下町甲807
豐岡刑務支所	兵庫縣城崎郡豐岡町南本町1
滋賀刑務所	大津市善所本町36
彦根刑務支所	彦根市金龜町20
和歌山刑務所	和歌山市加納383
田邊刑務支所	田邊市新屋敷町5
姫路少年刑務所	姫路市岩端町番外ノ1
本町刑務支所	姫路市本町68
奈良少年刑務所	奈良市般若寺町18
五條刑務支所	奈良縣宇智郡五條町

中部行刑管區	名古屋市千種區千種町馬走28(本部)
名古屋刑務所	名古屋市千種區千種町馬走28
岡崎刑務支所	岡崎市康生町
豐橋刑務支所	豐橋市東八丁
三重刑務所	津市櫻ヶ岡町4
四日市刑務支所	四日市大字阿倉川
宇治山田刑務支所	宇治山田市岡本町
岐阜刑務所	岐阜市長良2070
高山刑務支所	高山市八軒町
鷹見町刑務支所	岐阜市鷹見町
御嵩刑務支所	岐阜縣可兒郡御嵩町
金澤刑務所	金澤市元鶴間町18
福井刑務支所	福井市一本木町52
七尾刑務支所	七尾市藤橋
富山刑務所	富山市西田地方2ノ1
高岡刑務支所	高岡市定塚町11
中國行刑管區	廣島市吉島町(本部)
廣島刑務所	廣島市吉島町
尾道刑務支所	尾道市久保町
三次刑務支所	廣島縣雙三郡三次町
吳刑務支所	吳市吉浦町
福山刑務支所	福山市沖ノ上町
山口刑務所	山口市下字野令1648
下關刑務支所	下關市東大坪町甲田274
徳山刑務支所	徳山市大字慶萬1834
船木刑務支所	山口縣厚狹郡船木町大字野田440
岡山刑務所	岡山市二日市町56
津山刑務支所	津山市伏見町50
高梁刑務支所	岡山縣上房郡高梁町片原町23
玉島刑務支所	岡山縣淺口郡玉島町1516
鳥取刑務所	鳥取縣氣高郡大正村字古海
米子刑務支所	米子市上後藤
松江刑務所	松江府内原町52
濱田刑務支所	濱田市淺井
岩國少年刑務所	岩國市大字錦見1134
新光學院	山口縣熊毛郡佐賀村
九州行刑管區	福岡市西新町807(本部)
長崎刑務所	諫早市原口町508
浦上刑務支所	長崎市西町1025
島原刑務支所	島原市南城内町併合1194

福江刑務支所	長崎縣南松浦郡福江町
佐世保刑務所	佐世保市稻荷町5530ノ1
平戸刑務支所	長崎縣北松浦郡平戸町
福岡刑務所	福岡市西新町807
小倉刑務所	小倉市鑓物師町95
土手町刑務支所	福岡市土手町9
久留米刑務支所	久留米市篠山町
飯塚刑務支所	飯塚市飯塚
嚴原刑務支所	長崎縣下縣郡嚴原町1141
北方刑務所	小倉市城野949
大分刑務所	大分市大道町1丁目
中津刑務支所	中津市2ノ丁
熊本刑務所	熊本市大江町大字渡鹿137
京町刑務支所	熊本市京町1丁目14
八代刑務支所	八代市東本町
天草刑務支所	熊本縣天草郡本渡町
鹿兒島刑務所	鹿兒島市永吉町13
宮崎刑務所	宮崎市湊土江町108
延岡刑務支所	延岡市岡富
佐賀少年刑務所	佐賀市上多布施町1100
東北行刑管區	仙臺市行人塚70宮城刑務所内(本部)
宮城刑務所	仙臺市行人塚70
古川刑務支所	宮城縣志田郡古川町大字大楠
石巻刑務支所	石巻市門脇西村境5ノ2
福島刑務支所	福島市狐塚
郡山刑務支所	郡山市壤場38
白河刑務支所	福島縣西白河郡白河町
若松刑務支所	會津若松市榮町
平刑務支所	平市八幡小路
秋田刑務所	秋田市川尻町總社前9ノ2
大館刑務支所	秋田縣北秋田郡大館町
大曲刑務支所	秋田縣仙北郡大曲町
横手刑務支所	秋田縣平鹿郡横手町
山形刑務所	山形市香澄町字八幡石310
米澤刑務支所	米澤市清水町3250
酒田刑務支所	酒田市新町高野濱35
鶴岡刑務支所	鶴岡市馬場町乙ノ5
青森刑務所	青森縣東津輕郡荒川村大字荒川字藤戸88
柳町刑務支所	青森市柳町5ノ4
弘前刑務支所	弘前市下白銀町7

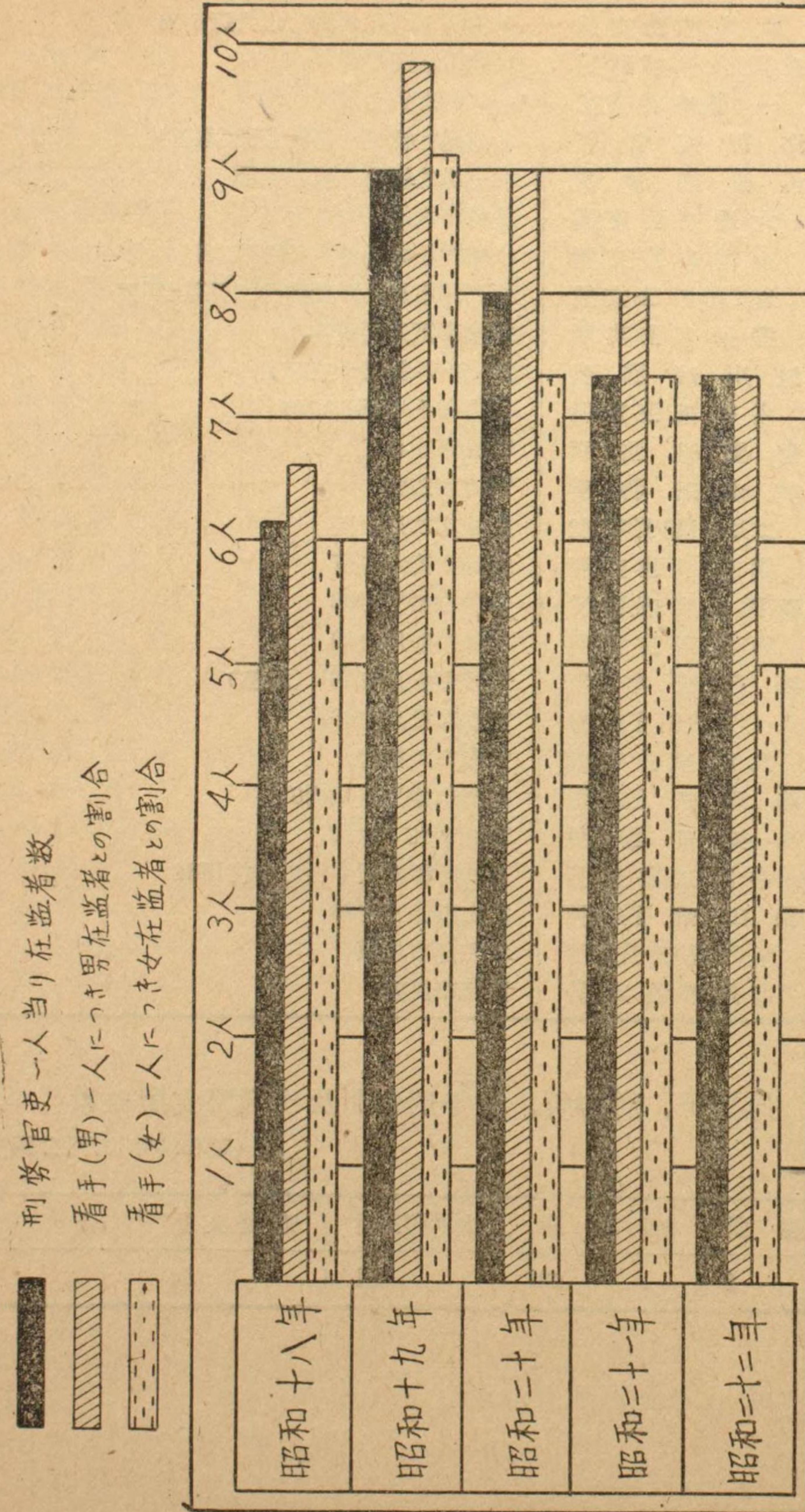
八戸刑務支所	八戸市古常泉下7
大湊刑務支所	青森縣下北郡大湊町字大近川34
盛岡少年刑務所	盛岡市宿田後1
一ノ關刑務支所	一ノ關市釣山1
北海行刑管區	北海道札幌郡札幌村苗穂(本部)
札幌刑務所	北海道札幌郡札幌村苗穂
大通刑務支所	札幌市大通西14丁目
小樽刑務支所	小樽市小樽局区内緑町1丁目
岩見澤刑務支所	岩見澤市岩見澤局区内二條東4丁目
室蘭刑務支所	室蘭市室蘭局区内榮町
旭川刑務所	旭川市八條通十三丁目
名寄刑務支所	北海道上川郡名寄町
帶廣刑務所	帶廣市緑ヶ丘
網走刑務所	網走市三眺
二見ヶ岡刑務支所	網走市二見ヶ岡
釧路刑務支所	釧路市宮本町17
函館少年刑務所	函館市金堀町33
新川刑務支所	函館市新川町28
四國行刑管區	高松市松島町361(本部)
高松刑務所	高松市松島町361
丸龜刑務支所	丸龜市六番町
德島刑務所	德島市德島町城内6
高知刑務所	高知市丸ノ内12
中村刑務支所	高知縣幡多郡中村町中村1534
松山刑務所	松山市春日町83
宇和島刑務支所	宇和島市柿原
西條刑務支所	西條市神拜

拘置所、刑務所、少年刑務所及び刑務支所の數

(昭和23年10月1日現在)

拘置所	刑務所	少年刑務所	刑務支所	合計
5	48	11	94	158

刑務官吏と在監者との割合



備考 本表の刑務官吏とは一・二級事務官 看守長、副看守長及び看守をい

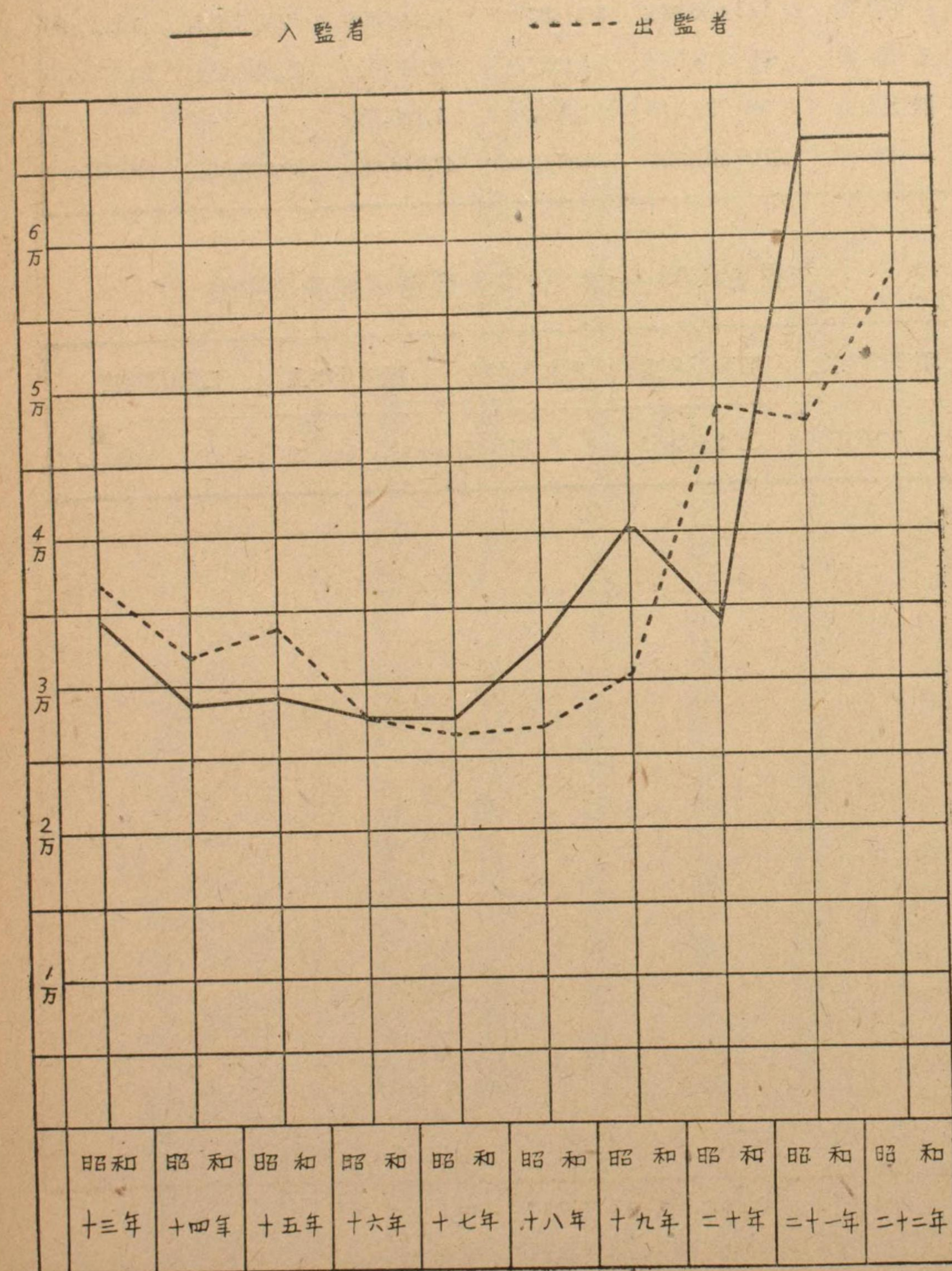
刑務所の経費累年表

種別	昭和22年度	昭和21年度	昭和20年度	昭和19年度	昭和18年度
刑務所費	124,836,986	38,148,706	10,446,896	7,925,437	7,522,390
收容費	592,254,023	114,463,678	29,662,636	22,080,414	21,053,030
諸支出金	390,730,345	20,462,548	7,135,330	—	—
計	1,107,821,354	173,074,932	47,244,862	30,005,851	28,575,420

在監者平均一人に対する刑務所経費累年表

昭和22年度	昭和21年度	昭和20年度	昭和19年度	昭和18年度
圓 7,755.72	圓 2,012.84	圓 880.45	圓 519.40	圓 603.10

受刑者の入出監累年表



一日平均在監者累年表

種別	年別		昭和22年	昭和21年	昭和20年	昭和19年	昭和18年
	男	女	人	人	人	人	人
受刑者	男	女	59,752	43,247	47,808	50,650	41,087
			1,340	1,038	1,169	989	652
刑事被告人	男	女	13,486	11,371	3,914	5,131	4,769
			291	242	159	166	150
被疑者	男	女	1,205	911	457	533	451
			50	24	22	18	19
労役場留置者	男	女	88	41	125	269	238
			3	1	2	4	3
乳児	男	女	6	3	6	6	4
			5	2	4	5	4
合計	男	女	74,536	55,573	52,310	56,589	46,550
			1,690	1,308	1,356	1,182	828
			76,226	56,881	53,666	57,771	47,378

新受刑者の刑名刑期別累年表

刑名	年別		昭和22年	昭和21年	昭和20年	昭和19年	昭和18年
	刑期別	人	人	人	人	人	
懲役	無期	192	78	63	76	57	
	三十年以下	2	—	—	—	—	
	二十年以下	339	155	105	172	122	
	十年以下	30,779	29,864	13,217	18,852	14,697	
刑	一年以下	33,806	35,289	15,192	20,827	17,197	
	計	65,118	65,386	28,577	39,927	32,073	
禁錮	無期	—	—	1	—	1	
	二十年以下	—	3	3	3	—	
	十年以下	22	110	53	37	80	
	一年以下	310	267	111	171	193	
刑	計	332	380	168	211	274	
	拘留刑	540	317	155	298	417	
死	刑	12	11	6	27	15	
總計		66,002	66,094	28,906	40,463	32,779	

備考 1 不定期刑は長期を區分して掲載したものである
 2 刑期30年以下は連合國軍事占領裁判に係るものである

新受刑者の罪名別累年表

罪名別	年別	年				
		昭和22年	昭和21年	昭和20年	昭和19年	昭和18年
刑 法 犯	盗	40,778	47,425	20,887	19,837	16,316
	強盗	6,107	2,038	278	376	387
	詐欺	4,615	4,890	2,075	3,342	3,252
	恐喝	1,184	917	302	400	341
	横領	822	920	798	1,199	1,187
	贓物に關す	768	1,440	697	1,286	829
	賭博及び宮籤	575	763	1,555	3,200	3,069
	猥褻姦淫及び重婚	131	225	268	472	509
	傷害	557	481	392	658	643
	殺人	432	302	201	247	290
	その他	680	747	1,104	1,910	1,637
計	56,649	60,148	28,557	32,927	28,460	
特別法犯	2,830	5,946	5,349	7,536	4,319	
聯合國軍事占領裁判	6,523	—	—	—	—	
合計	66,002	66,094	33,906	40,463	32,779	

備考 本表は復監者を除く

新受刑者の罪名犯數別累年表

罪名別	年別	年					
		昭和21年		昭和20年		昭和19年	
		初犯	累犯	初犯	累犯	初犯	累犯
盗	盗	35,555	11,870	15,059	5,828	13,073	6,764
強盗	盗	1,771	260	224	50	296	60
詐欺	欺	3,183	1,707	1,383	692	2,290	1,052
恐喝	喝	761	156	256	46	342	58
横領	領	700	220	670	128	986	213
贓物に關す		1,273	167	599	98	1,121	165
賭博及び宮籤		436	327	1,012	543	1,991	1,209
通貨偽造		10	3	—	—	—	—
文章印章有價證券偽造		68	7	81	10	123	22
猥褻姦淫及び重婚		208	16	237	31	432	39
傷害	害	411	70	347	44	563	93
殺人	人	269	30	177	23	208	37
嬰兒	殺	3	—	6	—	6	—
墮胎	胎	2	1	11	2	24	2
公務執行妨害		20	5	8	—	8	2
騒擾	擾	—	—	—	—	—	—
放火	火	85	14	76	9	159	14
住居を侵す		169	80	507	54	857	118
その他		217	44	289	17	457	32
特別法犯		5,099	169	4,795	265	6,662	449
合計		50,240	15,146	25,737	7,840	29,593	10,329

備考 本表は復監者を除く

昭和18年		昭和17年		平均	
初犯	累犯	初犯	累犯	初犯	累犯
8,548	7,768	6,604	7,745	15,768	7,995
288	87	263	88	568	109
1,878	1,374	1,619	1,302	2,071	1,225
233	108	247	108	368	95
876	311	831	328	813	240
661	168	437	139	818	147
1,856	1,213	1,237	952	1,306	849
—	—	1	—	2	1
129	28	142	37	108	21
455	54	286	56	324	39
522	121	453	140	459	94
244	43	279	33	235	33
4	—	6	—	5	—
17	1	9	1	13	1
10	3	7	4	11	3
—	—	—	—	—	—
172	26	174	21	133	17
701	144	418	115	530	102
290	60	375	67	326	44
3,421	259	1,833	177	4,362	264
20,305	11,768	15,221	11,313	28,219	11,279

新受刑者の罪名犯数別 (昭和22年)

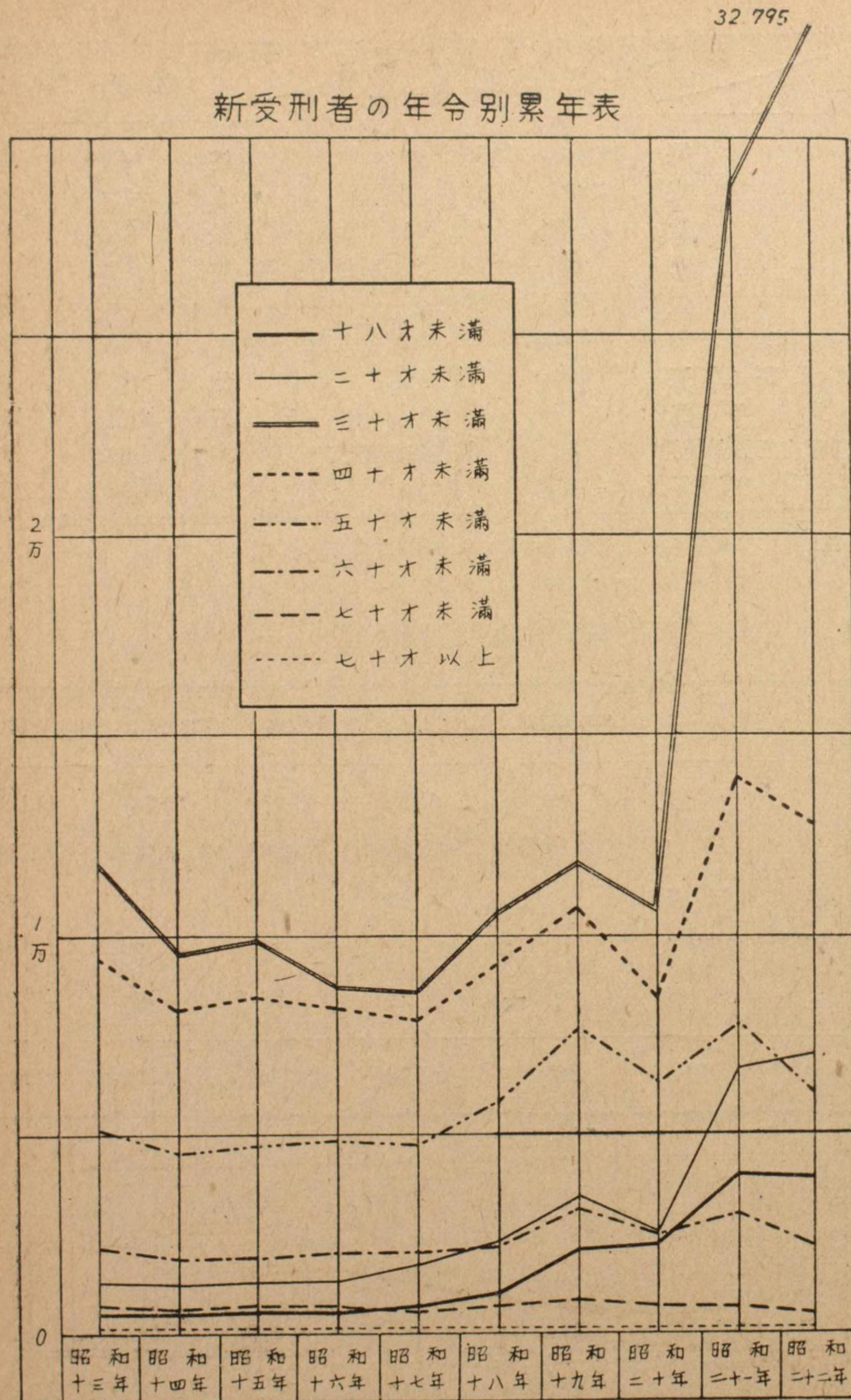
罪名別	犯数別		罪名別	犯数別	
	初犯	累犯		初犯	累犯
窃盗	28,628	12,150	傷害	458	99
強盗	5,355	740	殺人	386	46
詐欺	3,179	1,436	墮胎	—	—
恐喝	929	255	公務執行妨害	22	3
横領	593	229	放火	91	21
贓物に關す	582	186	住居を侵す	181	114
賭博及び富籤	320	255	その他	121	35
通貨偽造	5	—	特別法犯	2,147	139
文章印章有價証券偽造	56	15	連合國軍事占領裁判	6,064	147
猥褻姦淫及び重婚	115	16	合計	49,232	15,886

備考 本表は懲役受刑者のみについて調査したものである

新受刑者の種族別累年表

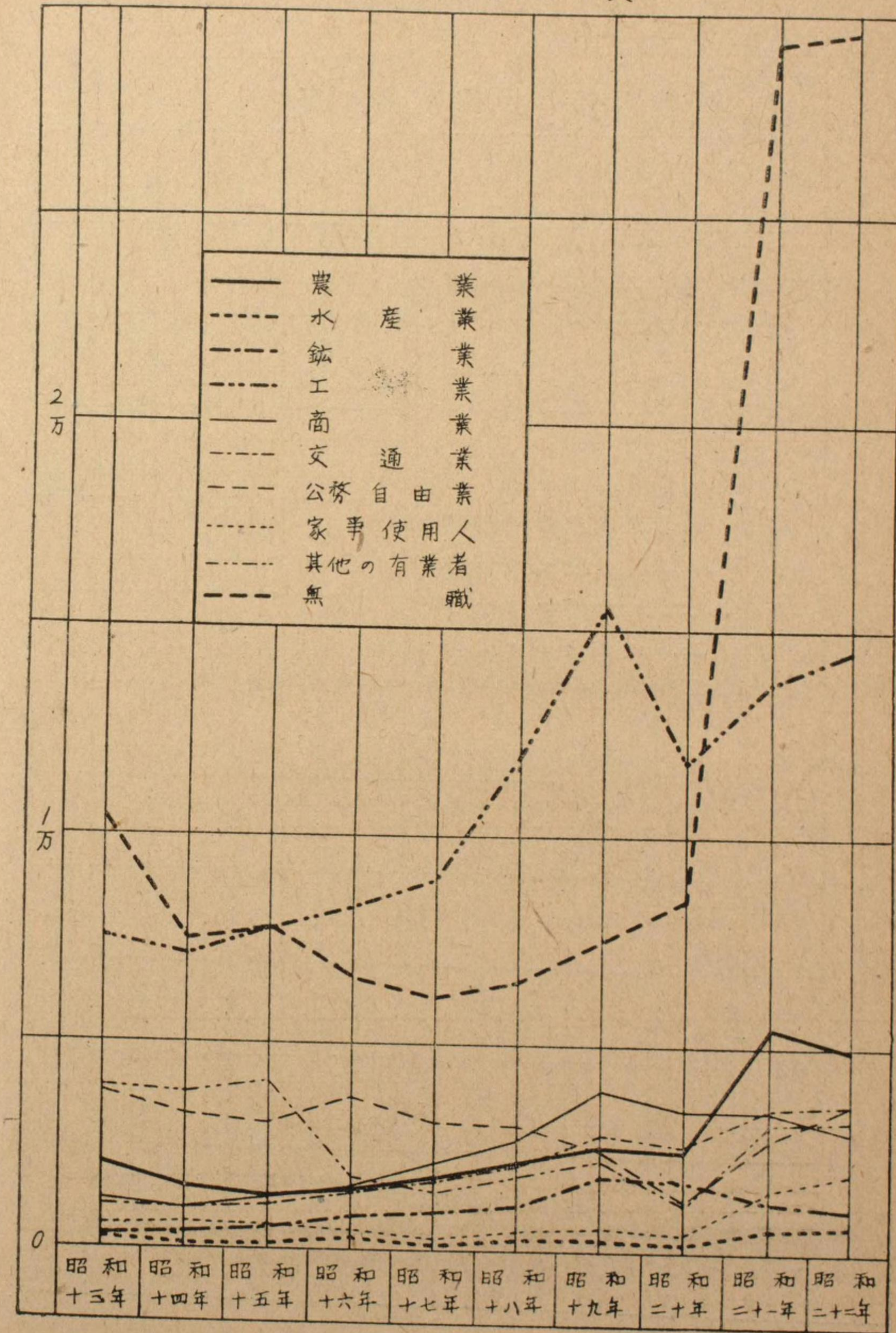
種族別	年別				
	昭和22年	昭和21年	昭和20年	昭和19年	昭和19年
日本人	60,366	61,529	29,339	35,827	40,125
朝鮮人	4,981	3,849	4,229	4,046	2,111
中華民國人	95	126	106	88	61
その他の外國人	8	19	17	27	30
不詳	—	243	54	150	20
合計	65,450	65,766	33,745	40,138	32,347

新受刑者の年齢別累年表

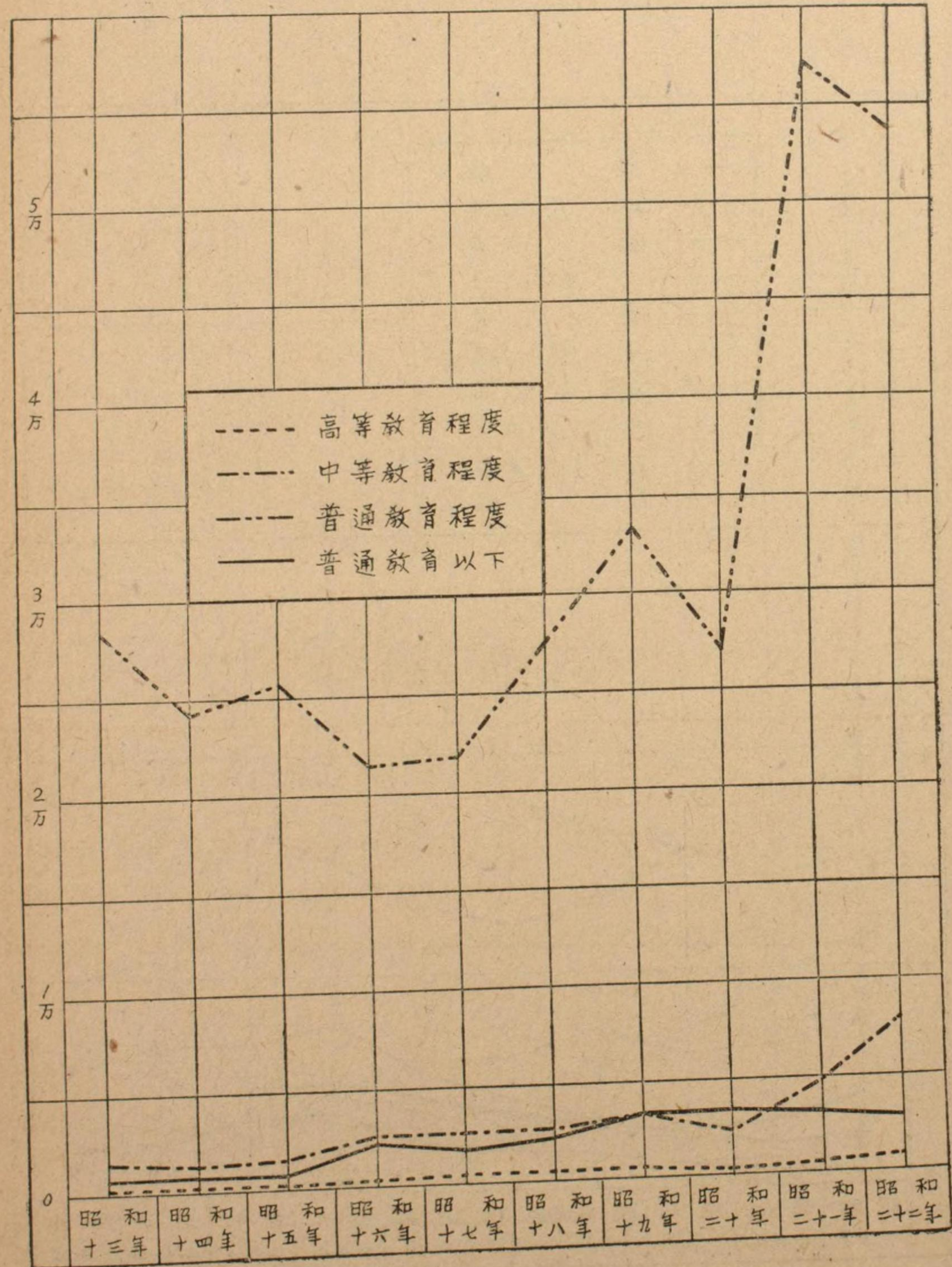


備考 本表は懲役及び禁固受刑者について調査したものである

新受刑者の職業別累年表



新受刑者の教育別累年表



在監者の作業累年表

種別	年別					
	昭和22年	昭和21年	昭和20年	昭和19年	昭和18年	
就業延人員	官 司 業	2,989,731	2,316,577	1,598,706	1,493,837	1,960,661
	委 託 業	8,746,984	5,580,616	6,338,058	11,909,167	10,349,068
	請 負 業	283,845	155,925	160,479	153,670	247,661
賃 金	官 司 業	9,103,372	3,031,506	1,562,295	1,362,980	774,509
	委 託 業	67,989,298	19,431,371	15,365,174	24,897,379	13,412,587
	請 負 業	2,604,404	423,744	148,069	84,079	76,114
作業賞與金	6,823,781	1,635,438	1,328,421	2,070,944	1,546,136	
就業者の一日の賃金	官 司 業	3.05	1.31	0.98	0.91	0.40
	委 託 業	7.77	3.48	2.42	2.09	1.30
	請 負 業	9.18	2.72	0.92	0.55	0.31
平均一人一日の賞與金	0.60	0.17	0.13	0.16	0.32	

作業の収入支出累年表

種別	年別					
	昭和21年度	昭和20年度	昭和19年度	昭和18年度	昭和17年度	
作業収入高	官 司 業	30,497,323	13,550,411	10,676,506	11,239,300	15,682,830
	委 託 業	44,560,904	23,639,469	30,311,248	17,455,638	9,755,503
	談 負 業	295,325	226,220	89,692	68,552	146,905
	合 計	75,353,552	37,416,100	41,077,446	28,763,490	25,585,238
作 業	農 業 材 料	1,018,739	234,753	91,774	120,048	136,118
	漁 業 材 料	13,975	425	139	10,405	22,893
	工 業 材 料	10,330,938	7,824,644	4,453,018	7,071,864	11,233,414
	器 具 材 料	6,969,305	2,865,228	967,279	1,463,054	1,553,017
	自 動 車 其 他 舟 車 馬 類	2,058,262	722,860	325,386	324,285	365,364

業 支 出 高	通信運搬費	596,575	310,480	413,691	564,278	641,681
	勤 勉 手 當	37,308	4,773	1,517	3,713	3,615
	吏 員 旅 費	743,164	401,243	256,230	162,808	142,917
	傭 人 諸 費	622,908	399,880	234,222	180,071	188,025
	雜 費	250,314	202,088	84,586	148,859	101,508
	そ の 他	608,629	309,745	639,435	803,218	662,062
	作業賞與金	1,625,242	1,539,517	1,470,523	993,141	725,563
	死 傷 手 當	14,555	23,275	19,725	12,758	8,681
	合 計	24,889,914	14,838,911	8,957,525	11,858,502	15,784,857
差 引 益 金	50,463,638	22,577,189	32,119,921	16,904,988	9,800,381	

作業の収入支出 (昭和22年度)

收 入 高	官 司 業	133,236,118	請 負 業	6,363,040
	委 託 業	146,414,047	合 計	286,013,205
支 出 高	給 料	654,543	備 品 費	17,574,287
	手當及び給與金	399,875	原 材 料 費	60,882,217
	旅 費	2,039,234	作 業 賞 與 金	4,924,429
	消 耗 品 費	6,495,141	作 業 上 死 傷 手 當	63,070
	役 務 費	15,408,380	合 計	108,441,176
差 引 益 金	177,572,029			

作業の賃金額並びに一人當平均額累年表

種 別	年 別				
	昭和22年度	昭和21年度	昭和20年度	昭和19年度	昭和18年度
賃 金 額	99,697,074	22,886,621	17,075,538	26,346,438	14,263,210
一 人 平 均 額	2,419.91	1,037.33	769.72	709.34	414.58

指紋對照數及び前科發見總數累年表

種 別	年 別				
	昭和22年	昭和21年	昭和20年	昭和19年	昭和18年
對 照 數	8,946	6,538	5,880	11,374	11,703
前 科 發 見 總 數	4,125	3,004	2,892	5,259	5,792
新たに受けたる原紙	53,956	26,732	23,305	26,479	20,068
廢 棄 原 紙	3,359	2,275	784	1,739	3,337
年 末 現 在 原 紙	746,643	696,046	671,589	649,063	624,328
受 刑 追 加 人 員	22,290	10,519	7,091	11,676	14,038

職別	年	昭和二十年		年度別		昭和二十一年		昭和二十二年		年度別		昭和二十三年	
		職別	別	職別	別	職別	別	職別	別	職別	別	職別	別
奏任官	典	0	40	司法事務官	一級		4	4	法務廳事務官	一級		4	
	典	8	38		二級		76	129		二級		157	
判任官	看守	8	478	司法事務官	三級	看守長		473	661	法務廳事務官	三級	看守長	838
	通					副看守長		91	149			副看守長	184
官	副看守	6	116	司法事務官	三級	看守男	6,418	8,987	法務廳事務官	二級	醫務	看守女	154
	保	1	91			看守女	154	154				作業	121
奏任待	作業	7	22	司法事務官	二級	醫務	110	121	法務廳事務官	三級	醫務	考查	2
	務					作業	22	24				齒科	20
												齒科	7

刑務所職員豫

職別	年度	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
		別														
奏任官	典獄	56	56	47	47	47	47	47	47	47	43	43	43	43	43	43
	典獄補	22	22	31	31	31	31	31	31	31	34	34	34	34	34	34
判任官	看守長	450	450	411	411	442	457	518	518	495	475	479	489	489	499	524
	通譯	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4
	副看守長	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
奏任待遇	保健技師	56	56	56	56	98	98	98	98	93	93	93	93	93	93	93
	作業技師	—	—	20	20	20	20	20	20	20	19	19	19	19	19	19
	教誨師	56	56	56	56	56	56	56	56	52	52	52	52	52	52	52
	考官	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
判任待遇	看守(男)	7,440	7,440	7,092	7,092	6,520	6,585	6,524	6,524	6,288	6,288	6,338	6,498	6,648	6,773	7,023
	看守(女) (女監取締)	304	304	293	293	171	171	171	171	171	171	171	171	171	171	171
	保健技手	100	100	100	100	36	36	36	36	37	37	37	44	44	44	44
	作業技手	473	473	439	439	439	439	439	439	426	405	405	421	421	421	421
	教誨師	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	90	90	90	90
	教師	40	40	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
	藥劑師	—	—	—	—	—	—	10	10	10	10	10	10	10	10	10
層	1,043	1,022	962	962	637	687	677	677	627	627	627	627	627	627	727	

備考

- 1 看守長、男看守(教習中を除く)、保健技手、作業技手、教誨師は昭和九年度以降臨時刑務費支辨のものを含む
- 2 作業技師、同技手は昭和三年度以前は就業費支辨である

刑務所職員豫算定員沿革

職別	年度別	年度別																			職別	年度別	年度別		職別	年度別					
		大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年			昭和十七年	昭和十八年			昭和十九年	昭和二十年	昭和二十一年	昭和二十二年	昭和二十三年
奏任官	典獄	56	56	47	47	47	47	47	47	48	48	43	43	43	43	43	43	43	43	43	40	40	40	40	司 法 事 務 官	一級	4	4	法 務 廳 事 務 官	一級	4
	典獄補	22	22	31	31	31	31	31	31	34	34	34	34	34	34	34	35	35	二級	76	129	二級	157								
判任官	看守長	450	450	411	411	442	457	518	518	495	475	479	489	489	499	524	525	523	司 法 事 務 官	三級	看守長	473	661	法 務 廳 事 務 官	三級	看守長	838				
	通譯	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4		三級	副看守長	91	149		三級	副看守長	184				
奏任待遇	副看守長	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	司 法 事 務 官	三級	看守男	6,418	8,987	法 務 廳 事 務 官	三級	看守女	11,506				
	保健技師	56	56	56	56	98	98	98	98	98	93	93	93	93	93	93	94	94		三級	看守女	154	154		二級	醫務	121				
判任待遇	作業技師	—	—	20	20	20	20	20	20	20	19	19	19	19	19	19	19	19	司 法 事 務 官	二級	醫務	110	121	法 務 廳 事 務 官	二級	作業	25				
	教誨師	56	56	56	56	56	56	56	56	52	52	52	52	52	52	52	52	52		二級	作業	22	24		三級	考査	2				
判任待遇	考査官	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	司 法 事 務 官	二級	考査	2	2	法 務 廳 事 務 官	二級	考査	2				
	看守(男)	7,440	7,440	7,092	7,92	6,520	6,585	6,524	6,524	6,288	6,288	6,338	6,498	6,648	6,773	7,023	7,046	7,116		三級	醫務	10	20		法 務 廳 事 務 官	三級	齒科	7			
判任待遇	看守(女) (女監取締)	304	304	293	293	171	171	171	171	171	171	171	171	171	171	171	171	171	司 法 事 務 官	三級	齒科	7	7	法 務 廳 事 務 官		三級	調劑	20			
	保健技手	100	100	100	100	36	36	36	36	37	37	37	44	44	44	44	44	44		三級	調劑	11	20		法 務 廳 事 務 官	三級	作業	361			
判任待遇	作業技手	473	473	439	439	439	439	439	439	426	405	405	421	421	421	421	421	472	472	司 法 事 務 官	三級	作業	345	359		法 務 廳 事 務 官	三級	榮養	7		
	教誨師	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	90	90	90	90	91	91	三級		榮養	7	7	法 務 廳 事 務 官	三級		レントゲン	1			
判任待遇	教師	40	40	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	司 法 事 務 官	三級	レントゲン	1	1		法 務 廳 事 務 官	三級	汽鑼	69			
	藥劑師	—	—	—	—	—	—	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		三級	榮養	16	11	法 務 廳 事 務 官		三級	二級	10			
雇	1,043	1,022	962	962	637	687	677	677	627	627	627	627	627	627	727	731	718	雇	712	705	718	718	雇		717	725	雇	807			
																					司 法 教 官	二級	32	10	司 法 教 官	二級	148				
																					雇	85	30	雇	85	30	雇	20			
																					雇	—	—	雇	—	—	雇	8			
																					雇	—	—	雇	—	—	雇	8			

備考

- 1 看守長、男看守(教習中を除く)、保健技手、作業技手、教誨師は昭和九年度以降臨時刑務費支辨のものを含む
- 2 作業技師、同技手は昭和三年度以前は就業費支辨である
- 3 女監取締は昭和五年度以降女看守となる
- 4 雇は昭和十一年度以降は臨時刑務費支辨のものを含む

刑務所職員豫算定員沿革

職別	年度	年度別																				職別	年度別	職別	年度別																								
		大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年					昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年	昭和二十一年	昭和二十二年	昭和二十三年																		
奏任官	典獄	56	56	47	47	47	47	47	47	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	40	40	40	40	司法官	一級	4	4	司法官	一級	4																	
	典獄補	22	22	31	31	31	31	31	31	34	34	34	34	34	34	34	34	35	35	35	43	38	38	38	二級		76	129	二級		157																		
判任官	看守長	450	450	411	411	442	457	518	518	495	475	479	489	489	499	524	525	523	司法官	三級	看守長	473	661	司法官	看守長	473	661	司法官	三級	副看守長	91	149	司法官	三級	副看守長	91	149	司法官	三級	看守男	11,506	司法官	三級	看守女	154	司法官	三級	看守女	154
	通譯	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4			看守男	6,418	8,987		看守女	154	154			醫務	121	醫務			121	作業	25			考査	2			醫務	20			齒科	7
奏任待遇	保健技師	56	56	56	56	98	98	98	98	93	93	93	93	93	93	93	93	94	94	司法官	二級	醫務	110	121	司法官	二級	作業	22	24	司法官	二級	考査	2	2	司法官	二級	考査	2	2	司法官	二級	榮養	7	司法官	二級	レントゲン	1		
	作業技師	—	—	20	20	20	20	20	20	20	19	19	19	19	19	19	19	19	齒科			7	司法官	三級			齒科	7	司法官			三級	調劑	20			司法官	三級	作業			361	司法官			三級	榮養	7	
判任待遇	教諭師	56	56	56	56	56	56	56	56	52	52	52	52	52	52	52	52	52	司法官	三級	醫務	10			20	司法官	三級	齒科		7	司法官		三級	調劑	20	司法官			三級	作業	361	司法官		三級	榮養		7		
	考査官	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			作業者	8	人	給仕	86			小使	313	運轉手		148		火夫	20		馭者	8		操馬夫	8								
判任待遇	看守(男)	7,440	7,440	7,092	7,192	6,529	6,585	6,524	6,524	6,288	6,288	6,338	6,498	6,648	6,773	7,023	7,046	7,116	司法官	三級	醫務	10	20	司法官	三級	齒科	7	司法官	三級	調劑	20	司法官	三級	作業	361	司法官	三級	榮養	7										
	看守(女) (女監取締)	304	304	293	293	171	171	171	171	171	171	171	171	171	171	171	171	171			レントゲン	1	司法官			三級	汽鑪			69	司法官			三級	給仕			86	司法官	三級	小使	313							
判任待遇	保健技手	100	100	100	100	36	36	36	36	37	37	37	44	44	44	44	44	44	司法官	三級	調劑	11		20	司法官		三級	作業	345	359		司法官	三級		榮養	7	司法官	三級			レントゲン	1							
	作業技手	473	473	439	439	439	439	439	439	426	405	405	421	421	421	421	421	472			472	二級	32	10		三級		85	30	司法官	三級			火夫	20	司法官			三級	馭者	8								
判任待遇	教諭師	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	90	90	90	90	91	91	司法官	三級	榮養	7	司法官	三級	レントゲン	1	司法官	三級	操馬夫			8																	
	教師	40	40	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37			三級	85			30																								
判任待遇	藥劑師	—	—	—	—	—	—	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	司法官	三級	火夫	20	司法官	三級	馭者	8	司法官	三級	操馬夫	8																			
	雇	1,043	1,022	962	962	637	687	677	677	627	627	627	627	627	627	627	627	727			731	718			雇員	717			725																				

備考

- 看守長、男看守(教習中を除く)、保健技手、作業技手、教諭師は昭和九年度以降臨時刑務費支辨のものを含む
- 作業技師、同技手は昭和三年度以前は就業費支辨である
- 女監取締は昭和五年度以降女看守となる
- 雇は昭和十二年度以降技術雇各百人を含む